

第4次長岡市環境基本計画（中間見直し）

～長岡市の望ましい環境のすがた～



長岡市環境基本計画は、良好な地球環境、自然環境、生活環境、快適環境を保つため、令和9年度までにみんなで協力して取り組んでいくことをまとめたものです。

はじめに



長岡市は、守門岳から日本海までの広大で豊かな自然環境を有し、未来への人づくりを第一とする精神を礎に、産業を興して今日の繁栄を築いてまいりました。私たちは、先人によって守り育まれてきたこの地域の環境を、将来世代へ引き継ぐことを託されています。

現在、地球環境は、温暖化や大気汚染、生物多様性の損失など、速やかに行動に移すべき問題に直面しており、市民生活はもとより、農業、森林・林業、水産業を中心とした経済活動に影響を及ぼすことが懸念されています。長岡市においても、短時間に大量に降る強い雨や大雪、暑熱による被害などが発生し、気候変動の影響を実感する場面が増えてきています。

このような状況を背景に、長岡市では、平成30年度に策定した第4次環境基本計画の中間見直しを行いました。見直しにあたっては、脱炭素社会への移行や気候変動への対応、生物多様性の保全など社会情勢の変化を踏まえました。また、令和4年9月に市議会議員発議により制定された「中山間地域振興条例」の基本方針の一つである「自然環境及び景観の維持保全」の観点や、市の各部門の新たな計画、取り組みを反映しています。

本計画を進めるには、行政だけでなく、市民・事業者の皆様のご理解とご協力が大きな力となります。良好な環境を次の世代に継承していくため、持続可能な社会の実現を目指すSDGsの視点を持ち、日々の生活や事業活動において環境に配慮した行動や取り組みを一体的、積極的に進めてまいりましょう。

本計画の見直しにあたり、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

長岡市長 磯田 達伸

第4次長岡市環境基本計画（中間見直し）

目次

第1章	計画の基本的事項	1
1	中間見直しの趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の構成	3
5	計画の対象	3
第2章	環境の現状と課題	4
第1節	環境を取り巻く状況	4
1	世界及び日本国内の動向	4
2	本市の自然的・社会的基礎条件	10
第2節	本市における環境の現状と課題	15
1	地球環境	15
2	自然環境	18
3	生活環境	21
4	快適環境	27
5	市民、事業者、NPO等の参画・協働	27
第3章	計画の理念と施策の体系	28
1	基本理念	28
2	望ましい環境像	29
3	施策の体系	30
第4章	望ましい環境像の実現に向けた取組	31
第1節	施策の基本的考え方及び環境配慮指針	31
第2節	基本理念の実現に向けた施策	32
I	脱炭素・資源循環型のまち	32
II	人と自然が共生するまち	36
III	環境汚染のない安全なまち	40
IV	心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち	48
V	協働で良好な環境を未来につなぐ人づくり	52

第 5 章 計画の推進	54
1 計画の推進体制	54
2 計画の進行管理	55

資料編	資 - 1
資料 1 中間見直しの経過	資-2
資料 2 長岡市環境審議会委員名簿	資-3
資料 3 用語集	資-4
資料 4 ゼロカーボンアクション 30 の取組	資-8
資料 5 環境基準等一覧	資-9
資料 6 アンケート調査	資-17
資料 7 長岡市環境基本条例（抄）	資-46
資料 8 長岡市環境審議会規則	資-50

コラムの目次

コラム 1 省エネルギー、再生可能エネルギー	7
コラム 2 地球温暖化の仕組み	16
コラム 3 つなげよう、支えよう森里川海（長岡市とトキの関係）	20
コラム 4 Re-Style	47

第1章

計画の基本的事項

1 中間見直しの趣旨

長岡市は平成8年に、まちをやわらかく包み込む豊かな自然環境の下で人を育て、特有の文化を育み、産業を興してきた環境を守り、育て、引き継いでいく環境基本条例を制定しました。条例では、自然との良好な関係を保ちながら、環境に配慮した日常生活や事業活動を営むため、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を実現し、将来の世代に引き継いでいくこととしております。

環境基本計画は、同条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定しているものです。平成30年度からの第4次計画が5年経過し、この間、台風の大型化や記録的豪雨の頻発等、地球温暖化による気候変動が要因と考えられているさまざまな影響が顕在化したこと、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー政策の基本方針を示す必要があることなどから、中間見直しを行いました。

○見直しの視点

社会情勢や計画の進捗状況、市民・事業者へのアンケート調査、環境審議会での議論を踏まえ、市民の生活実感に根差した環境問題、脱炭素社会への移行、気候変動と生物多様性、ごみの減量とリサイクル、長岡ならではの地域資源の循環の視点で見直しました。

○見直しの内容

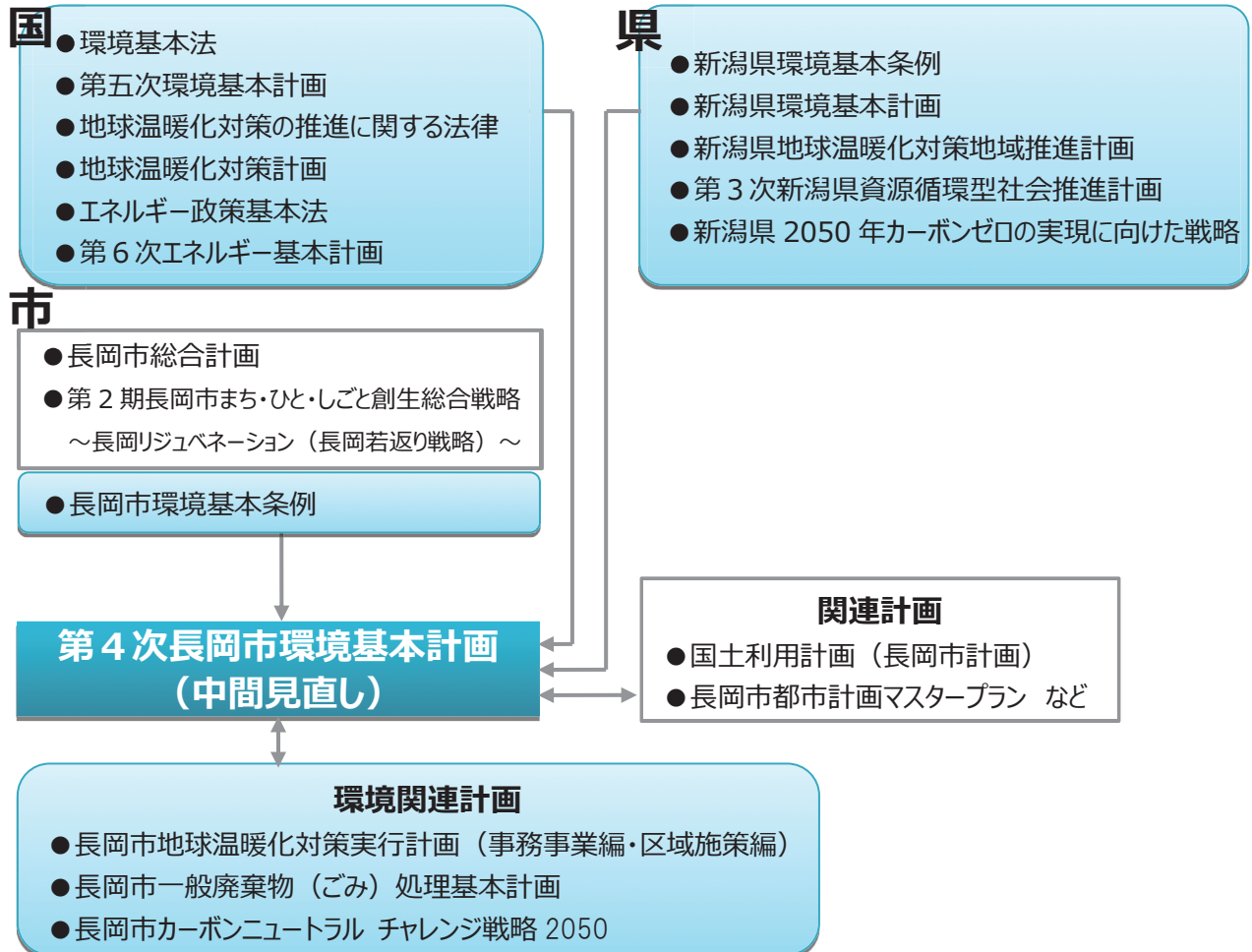
- ・望ましい環境像として【低炭素・資源循環型のまち】を【脱炭素・資源循環型のまち】に変更し、省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの利用等地球温暖化対策の施策を拡充します。
- ・ごみの減量やリサイクルを推進するため、3R（発生抑制、再使用、再資源化）を推進するほか、Renewable（再生可能資源への代替）の視点を追加します。
- ・生物多様性の保全に関する講座等を実施し、さらなる意識の醸成を図ります。
- ・ごみの不法投棄の防止に関して、マイクロプラスチック問題の視点を追加します。
- ・放置等される土地や空き家の適切な管理と環境保全のさらなる促進を図ります。
- ・持続可能な社会の実現に向けた環境教育を実施し、さらなる意識の醸成を図ります。
- ・長岡ならではの特徴である市民協働で取り組む生ごみの分別回収と資源活用、産学官連携により取り組むバイオコミュニティ、長岡産の天然ガスを活用したエネルギーの地産地消などをさらに進めていきます。



2 計画の位置づけ

「長岡市環境基本条例」の基本理念の実現に向け、国・県の環境基本計画や「長岡市総合計画」等を踏まえ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために定めるものです。

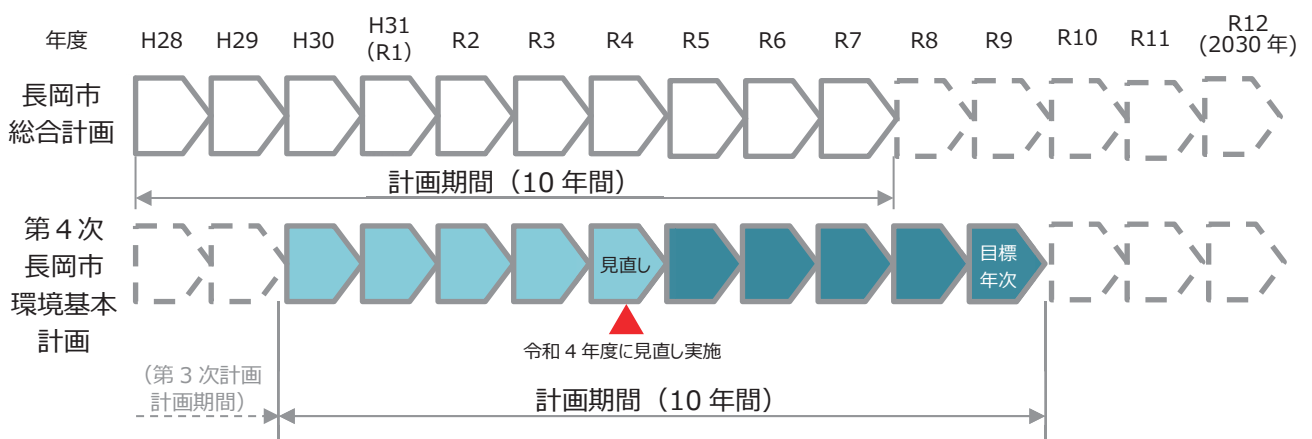
また、市民、事業者、NPO等、そして市が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるものです。



3 計画の期間

本計画の対象期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間とします。

また、その間の社会情勢の変化に応じて柔軟に対応するため、施策や目標の進捗についての点検を毎年行うとともに、中間年度である令和4年度に計画の見直しを行いました。



4 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

第1章 計画の基本的事項

- | | | |
|------------|-----------|---------|
| 1 中間見直しの趣旨 | 2 計画の位置づけ | 3 計画の期間 |
| 4 計画の構成 | 5 計画の対象 | |



第2章 環境の現状と課題

第1節 環境を取り巻く状況

- 1 世界及び日本国内の動向
- 2 本市の自然的・社会的基礎条件

第2節 本市における環境の現状と課題

- | | | |
|--------|---------------------|--------|
| 1 地球環境 | 2 自然環境 | 3 生活環境 |
| 4 快適環境 | 5 市民、事業者、NPO等の参画・協働 | |



第3章 計画の理念と施策の体系

- | | | |
|--------|-----------|---------|
| 1 基本理念 | 2 望ましい環境像 | 3 施策の体系 |
|--------|-----------|---------|



第4章 望ましい環境像の実現に向けた取組

第1節 施策の基本的考え方及び環境配慮指針

第2節 基本理念の実現に向けた施策

- I 脱炭素・資源循環型のまち
- II 人と自然が共生するまち
- III 環境汚染のない安全なまち
- IV 心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち
- V 協働で良好な環境を未来につなぐ人づくり

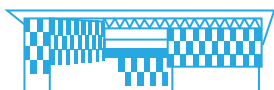


第5章 計画の推進

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 計画の推進体制 | 2 計画の進行管理 |
|-----------|-----------|

5 計画の対象

本計画における主体は市民、事業者、NPO等、市を対象としています。



第2章

環境の現状と課題

第1節 環境を取り巻く状況

1 世界及び日本国内の動向

(1) 地球温暖化の進行に伴う気候変動問題

産業革命以降、石油、石炭等の化石燃料を大量に消費し、温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素(CO₂)が多く排出されるようになりました。これにより、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇したため、地表及び大気の温度が上昇し、台風や大雨の増加等、私たちの生活や生態系に悪影響を及ぼしてきています。地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題のひとつとなっています。

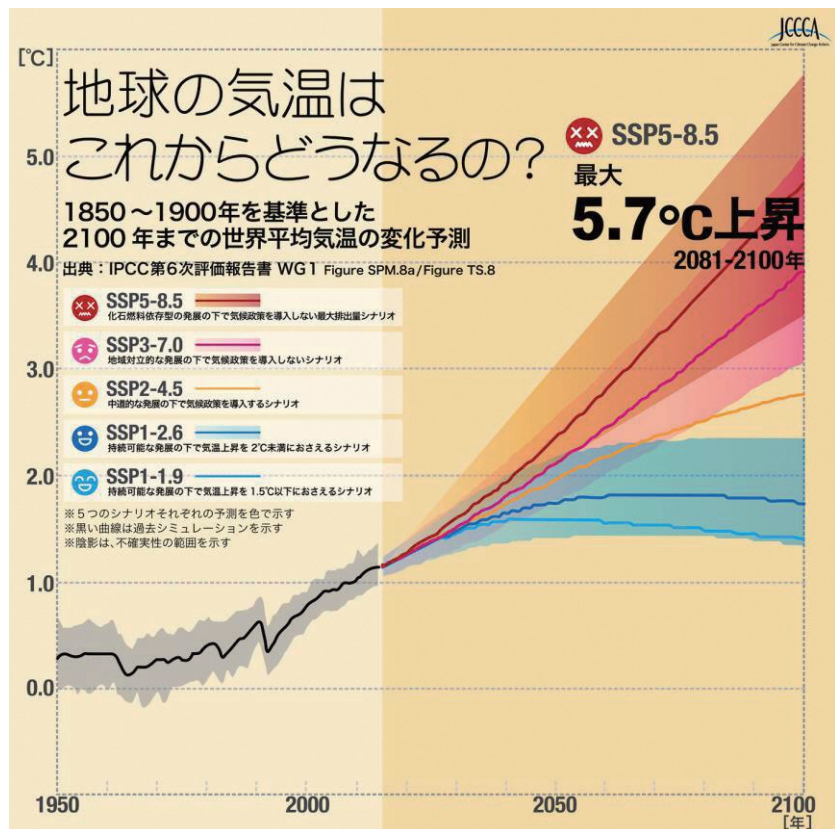
ア 地球温暖化の将来予測

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書によると、地球温暖化の原因は人間活動であることに疑う余地がないとされ、産業革命以前(1850~1900年を基準)と比べて2011~2020年平均で1.09℃上昇しています。5年前の長岡市環境基本計画策定時の0.85℃と比べて大きく上昇したことがわかります。産業革命前と比べた気温上昇の幅を1.5℃に抑えるためには、世界の温室効果ガス排出量のピークを遅くとも2025年以前に迎える必要があると指摘されています。

さらに、現状を上回る地球温暖化対策を実施しない場合、2081年~2100年の世界の平均気温は、産業革命以前よりも最大で5.7℃上昇すると予測されています。

世界規模では1℃の気温上昇で極端な日降水量の強度が約7%上昇する予測もなされています。

地球の気温の変化予測



出典: 温室効果ガスインベントリオフィス全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

イ 気候変動によるリスク

気候変動に関連すると思われる干ばつ、洪水、豪雨等の災害は、1980年代に比べ2000年代に入ってから増加しています。また、極端な異常気象、海面上昇による島しょ諸国沿岸の浸水、深刻な干ばつによる食料不足や感染症の世界的な拡大も発生しています。

このまま地球温暖化が進行した場合、右図のように、災害による被害や、熱中症及び感染症による健康被害等、さらに深刻な影響を及ぼすことが考えられます。

地球温暖化が及ぼす深刻な影響の例



出典：温室効果ガスインベントリオフィス全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

ウ 温室効果ガスの排出量削減の取組

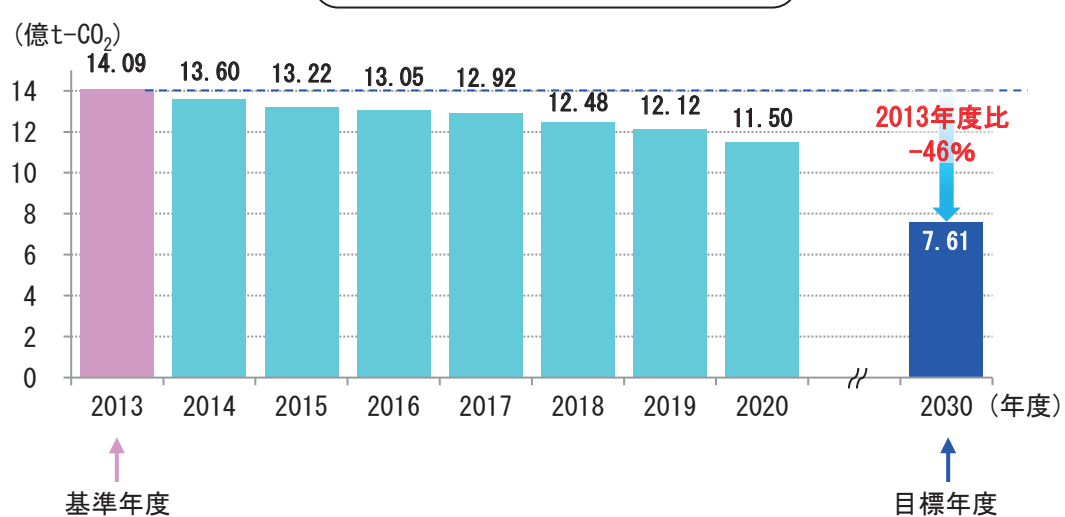
国は1998（平成10）年に国民、事業者、行政が一体となって対策に取り組むための枠組みである「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、さまざまな対策を推進してきました。

世界では2015（平成27）年11月から12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、国際的な合意として、パリ協定（産業革命前と比べて気温上昇を1.5℃以内に抑える努力をするという目標）が採択されました。

これを受け国内では2020（令和2）年10月に国が2050（令和32）年までのカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。地方公共団体においても、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明する動きがあり、2021（令和3）年10月に国は、2030（令和12）年度に温室効果ガスを2013（平成25）年度比-46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明しました。

加えて、2021（令和3）年10月から11月にイギリスのグラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）において、パリ協定の1.5℃目標達成を目指し、2030（令和12）年に向けた対策を各国に求めることがメッセージに盛り込まれました。

我が国の温室効果ガス排出量と目標



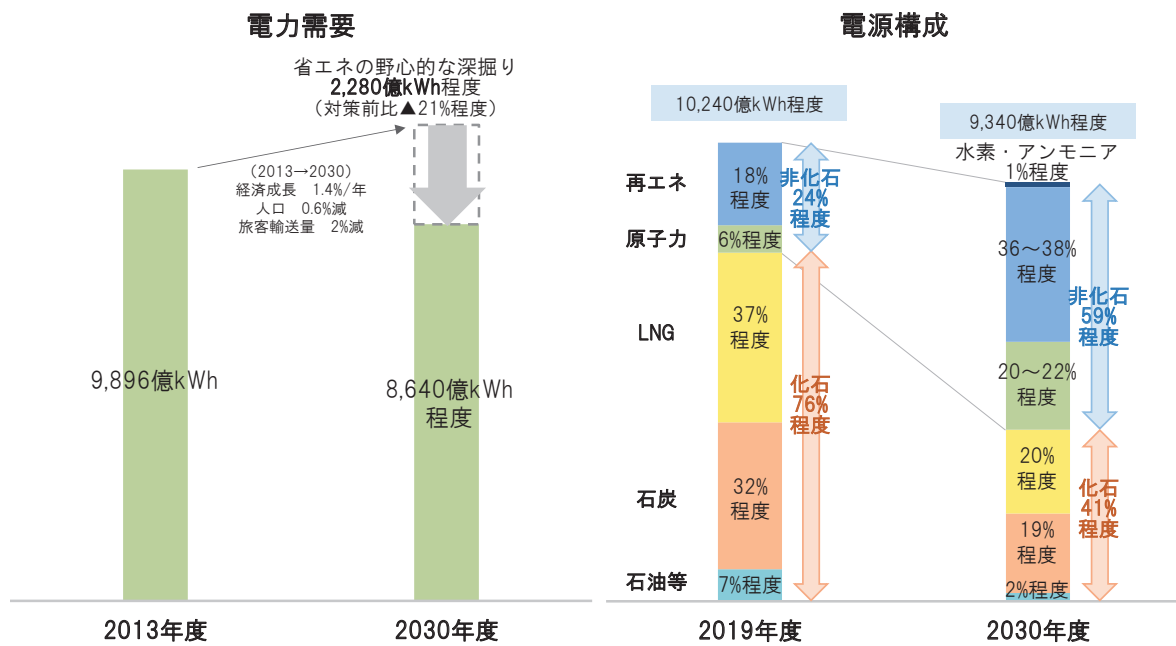
資料：2020年度の温室効果ガス排出量（確報値）について（環境省）を基に長岡市作成

(2) 国の今後のエネルギー政策

東日本大震災での原発事故を契機に国のエネルギー政策が見直され、2012（平成24）年7月から再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT制度）がスタートし、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が全国各地で進みました。2021（令和3）年10月には第6次エネルギー基本計画が閣議決定され、カーボンニュートラルに向けたエネルギー政策がスタートしました。2022（令和4）年4月からは、FIT制度のような固定価格での買取ではなく、市場価格にプレミアム（補助額）を上乗せして売電する「フィードインプレミアム（Feed-in Premium）」（FIP制度）が開始されています。

これらの取組の実施にも関わらず、日本のエネルギー自給率は、まだ12%（2019（令和元）年度推計値）と、諸外国に比べ低い値となっています。国は、2030（令和12）年度の電力需要について、徹底した省エネルギーにより21%程度を削減し、電源構成の36~38%程度を再生可能エネルギーで賄うとしています。今後は積極的な再生可能エネルギーの導入とより一層の省エネルギー対策が必要とされています。

電力需要に対応した将来の電源構成



2030年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）（資源エネルギー庁）

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20211022_03.pdf) を一部加工して作成

コラム1 省エネルギー、再生可能エネルギー

省エネルギーとはエネルギーを効率的に使うことです。電気やガスなどのエネルギーを無駄なく上手に使うために、できることから行動しましょう。

●節電

照明やテレビをこまめに消して、使用しないときはコンセントを抜きましょう。



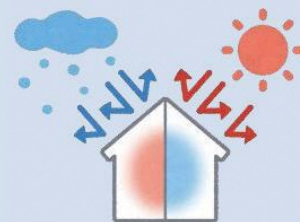
●高効率機器への買い替え

電気製品等の買い替えの際には、省エネルギー型ものを選択しましょう。



●建物の省エネルギー化

家屋の断熱性能向上を心がけましょう。ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を検討しましょう。



再生可能エネルギーは資源に限りのある化石燃料とは違い、繰り返し利用できるエネルギーです。地球温暖化の原因である温室効果ガスを排出しないため、環境にやさしいエネルギーで、太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱、地中熱などの種類があります。屋根に太陽光パネルのある住宅が増えているのは、環境にやさしい行動が広がっている証かもしれません。

(3) 生物多様性の危機

2012（平成24）年に策定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」の中で、生物多様性は以下の4つの危機に直面していると示されています。

●第1の危機（開発等人間活動による危機）

心無い人たちによる希少生物等の乱獲や盗掘等はあとを絶ちません。また、道路や河川の整備等により、生物の生息環境の悪化が懸念されています。

●第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

中山間地域の過疎化や、農林業の担い手の高齢化を一因として、里地、里山の荒廃等が問題となっています。その結果、生物の生息環境の悪化や、主にイノシシやニホンザルによる農作物被害等の増加が懸念されています。

●第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

セイタカアワダチソウやオオキンケイギクをはじめとする外来生物が河川敷や道路・空き地等に繁茂しているのが散見されます。これらは、在来植物の生育場所を奪う等、生態系に大きな影響を及ぼしています。

●第4の危機（地球環境の変化による危機）

地球温暖化が進むことにより、多くの動植物に絶滅のリスクが高まる可能性が高いと予測されています。また、植物の開花や結実の時期、昆虫の発生時期等に変化が生じるとも考えられています。



2020（令和2）年3月に環境省が公表した「野生動物のレッドリスト2020」と「海洋生物レッドリスト」を合わせると、国内の絶滅危惧種は3,772種となりました。

また、2021（令和3）年3月に環境省が公表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021（JBO3）」の中で、我が国の生物多様性は過去50年間損失し続けており、全体としては現在も損失の傾向が継続していること、自然から享受する生態系サービスは、過去50年間劣化傾向にあることが示唆されています。

2021（令和3）年の6月に開催されたG7サミットで30by30（2030（令和12）年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全する）の実現に向けた取組が進められることとなりました。具体的には国立公園などの保護地域のさらなる拡充・管理や、社寺林、企業有林、企業緑地、里地里山などの保護地域以外の場所で生物多様性保全に貢献する場所（OECM）の認定を進めていく方針です。2022（令和4）年4月に国は30by30の国内達成に向けて、OECM認定等の必要な取組をまとめた「30by30ロードマップ」を策定しました。



（４）国の廃棄物減量政策

国の第四次循環型社会形成推進基本計画（2018（平成30）年6月）で定める取組指標において、一般廃棄物の1人1日当たりのごみ排出量を、2016（平成28）年度の約925グラムから2025（令和7）年度に約850グラム（8%減）に削減する目標を掲げています。今後も、市民及び事業者の積極的な参画のもと、廃棄物の発生抑制及び資源の循環利用を促進することが求められています。

特にプラスチックごみにおいては、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応のため、プラスチックのライフサイクル（設計～処理）に関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2022（令和4）年4月に施行されました。具体的には3R（リデュース、リユース、リサイクル）の実施に加え、産業界を中心としたRenewable（リニューアブル：再生素材や再生可能な紙・バイオマスプラスチック等の資源への適切な切り替え）の実施による資源循環を促進していきます。

（５）持続可能な開発目標

2015（平成27）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体が、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決することを示した画期的な指針です。この指針の中核には、2030（令和12）年までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals 以下「SDGs」という。）が掲げられました。

SDGsは、17のゴールと各ゴールに設定された169のターゲットから構成され、気候変動、生物多様性等環境と大きな関わりのある項目が数多くあります。

近年、地球温暖化を始めとする環境問題は複雑化・深刻化するとともに、これを取り巻く社会も人口減少や高齢化等大きく変化しています。

また、2021（令和3）年5月に長岡技術科学大学が国連アカデミック・インパクト（UNAI）からSDGsに関連する革新的な取組の模範となる大学として、第二期目のSDG9（産業と技術革新の基盤をつくろう）ハブ大学に認定されました。市民、事業者及び市が協力・連携し、SDGsの実現に向け、さまざまな施策を展開していくことが求められています。



出典：国連広報センターホームページ

2 本市の自然的・社会的基礎条件

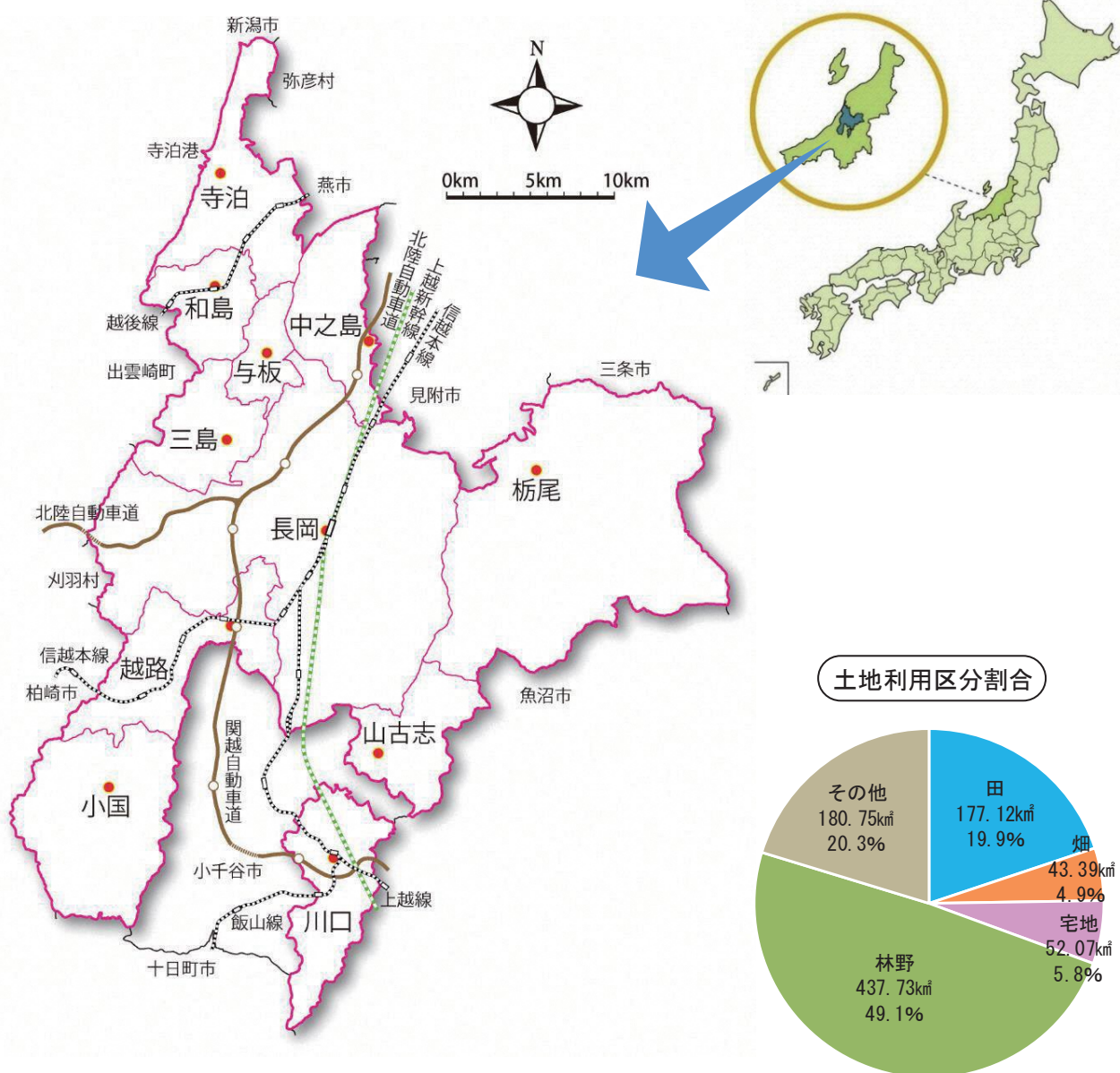
(1) 自然条件

ア 位置及び面積

本市は、新潟県のほぼ中央部に位置しており、「長岡地域」「中之島地域」「越路地域」「三島地域」「山古志地域」「小国地域」「和島地域」「寺泊地域」「栃尾地域」「与板地域」「川口地域」の11地域で構成されています。総面積は891.06k㎡で、その約5割が林野で、田が約2割を占めています。

高速交通網としては、上越新幹線と関越・北陸自動車道が整備されており、首都圏や北陸・東北方面と本市とを結んでいます。市内には、複数のインターチェンジが設置されており、一般国道や県道等と結ばれています。地域公共交通網としては、路線バス網や鉄道が整備されています。路線バスは長岡駅と郊外を放射状に結んでおり、鉄道は長岡駅から新潟方面、魚沼方面、柏崎・上越方面へ連絡しています。

各地域の位置及び高速交通網の状況



資料：平成29年度新潟県地域森林計画書
(新潟県)を基に長岡市作成

イ 地形・地質

本市の中央部を南北に延びる信濃川には、刈谷田川、猿橋川、栖吉川、柿川、太田川、魚野川、黒川、渋海川等の河川が流れ込み、日本一の長さで流量を誇る大河となっています。信濃川の両岸には、長岡地域から中之島地域に至る比較的平坦な沖積平野が広がっています。その東西には、東山連峰と西山丘陵が連なっています。

本市の東部に位置する山古志地域や栃尾地域の一部は、起伏に富んだ山岳地形となっており、栃尾地域南東部には越後山脈の一角を占める守門岳(1,537m)がそびえています。一方、日本海に面する寺泊地域には南北約16kmにわたって延びる海岸線があります。

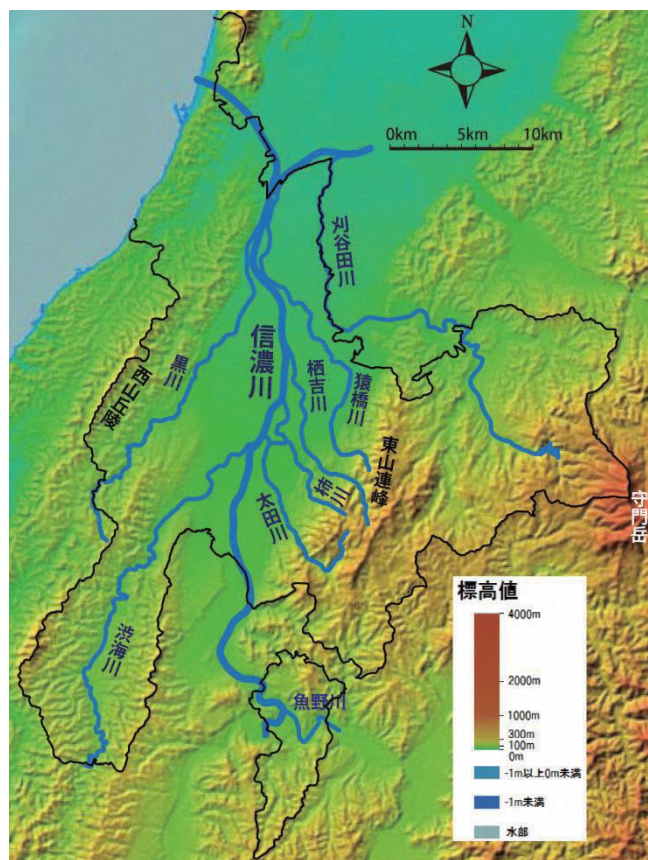
このように、急峻な山岳地から丘陵、平坦な平野、海岸に至る変化に富んだ地形が本市の特徴であり、信濃川とその支流に広がる水辺や緑豊かな山々等、豊かな自然環境に恵まれています。

本市の地質は、東山連峰と西山丘陵ではともに新生代中新世の寺泊層から第四紀更新世の御山層に相当する堆積岩類が広く分布し、これらに挟まれた平野部には第四紀完新世の堆積物が平坦部を形成し、一部は軟弱な地盤となっています。東山連峰の鋸山(764m)を主峰として新生界から構成されており、その一部は東山油田として採油されてきました。地下には豊富な天然ガスの地層があり、なかでも南長岡ガス田の産出量は日本最大で、国内生産量の約4割を誇ります。守門岳山麓部には火山噴出物が広く分布しています。西山丘陵では標高が300m程度の山稜が連なり、主として第四系から構成されています。

地質構造は、海岸線とほぼ平行する数多くの褶曲軸と断層の発達が顕著であり、特に丘陵地と平野の境界付近には比較的規模の大きい活断層が伏在しています。この複雑な地質構造は活発な構造運動の跡を示しています。丘陵部では、融雪等による地すべりが発生し、新旧数多くの地すべり地形が見られます。平野部では、標高15~35m程度の低平な地形であり、未固結の礫、砂、シルト、粘土で構成されています。このうち、砂礫層は、地下水の帯水層となっています。

本市の丘陵部の地質構造は比較的複雑であり、風化しやすい岩石で構成されていることもあって、地すべり等の自然災害が発生することもあります。学術的には貴重な地形・地質が数多く存在しています。

標高区分と主な河川



資料：色別標高図（国土地理院）を基に長岡市作成



ウ 気象・気候

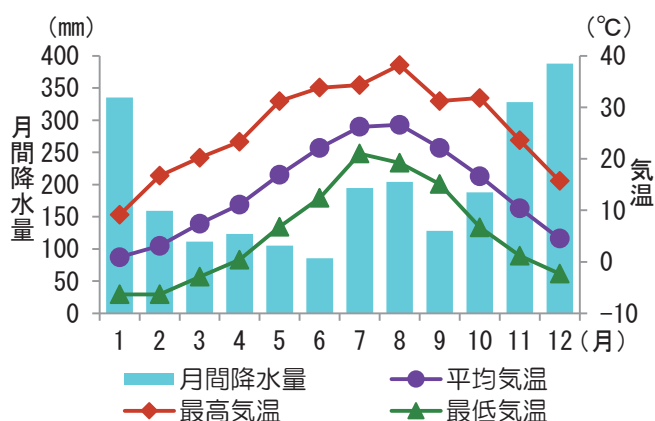
本市は、夏は高温多湿、冬は気温が低く北西の季節風が強く吹き、降雪があるという、日本海側特有の傾向がみられます。夏と冬の気温差が大きいため、四季の変化がはっきりしており、このことが豊かな自然環境を育む要因のひとつとなっています。

また、降水量は秋から冬にかけての期間に多く、その大部分は降雪によるものです。

なお、平野部や海岸、山沿いといった本市の地勢の違いにより、降雪量には地域差がみられ、山古志地域、小国地域、栃尾地域、川口地域等の山間部は県内でも有数の豪雪地帯ですが、和島地域、寺泊地域等の平野部や海岸部では比較的降雪が少ない傾向にあります。

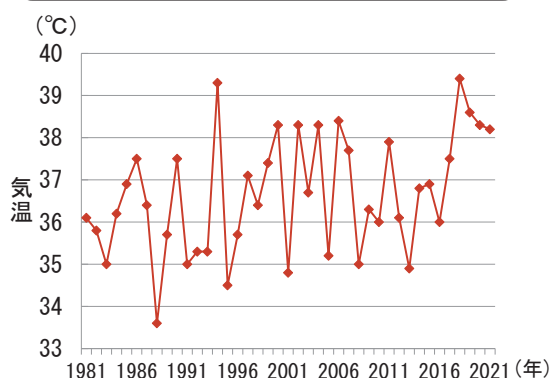
過去のデータを見ると、本市においても温暖化の傾向が見られ、近年は、集中豪雨による豪雨災害が多く発生しました。

令和3年の月間降水量と気温（長岡観測所）

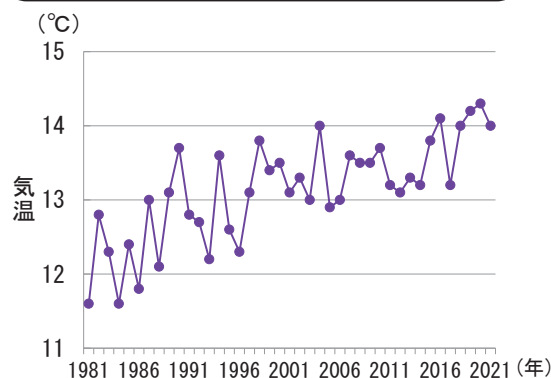


資料：新潟地方気象台長岡地域気象観測所（気象庁）を基に長岡市作成

年最高気温の推移（長岡観測所）

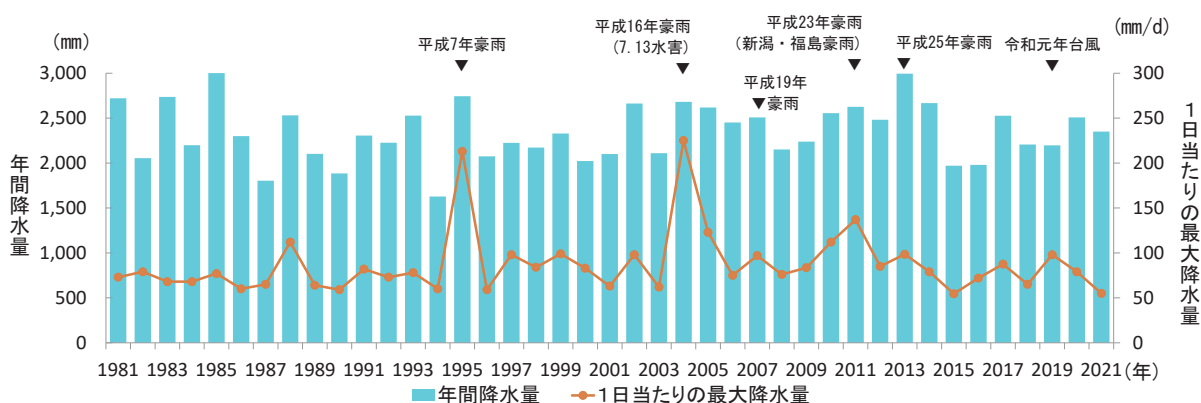


年平均気温の推移（長岡観測所）



資料：いずれのグラフも新潟地方気象台長岡地域気象観測所（気象庁）を基に長岡市作成

年間降水量と1日当たりの最大降水量の推移（長岡観測所）



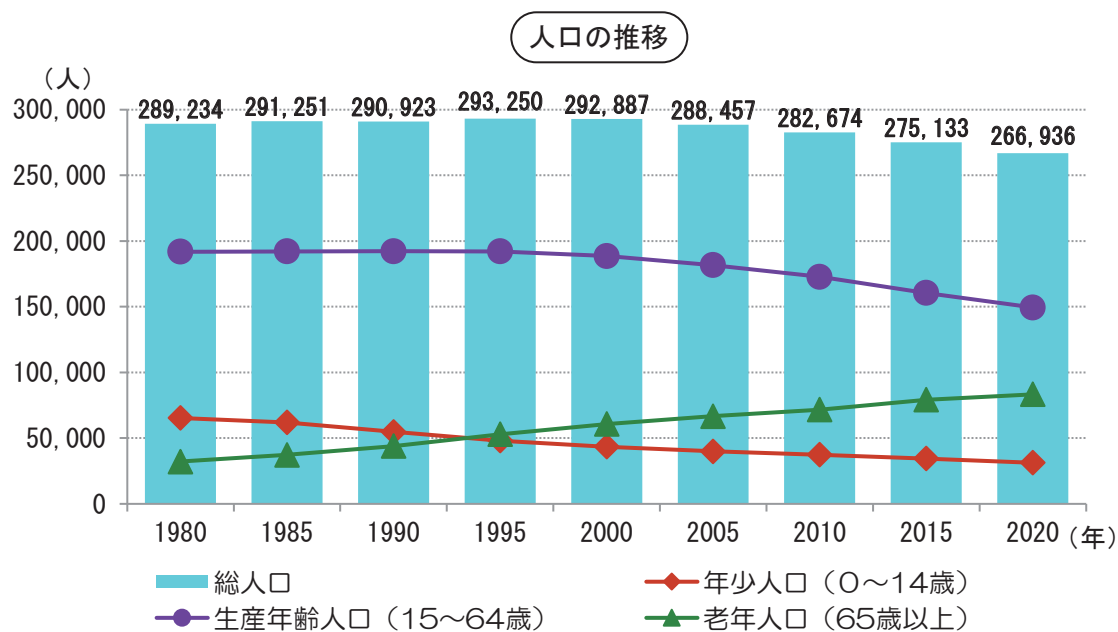
備考：主な豪雨災害を図内に記載

資料：新潟地方気象台長岡地域気象観測所（気象庁）を基に長岡市作成

(2) 社会条件

ア 人口

本市は、県内において新潟市に次いで第2位の人口を有する都市です。全国から見ると1,747市区町村のうち、100番目ぐらいの規模となります。国勢調査結果によると、本市の人口は1995（平成7）年の約29.3万人をピークに、その後は減少が続いており、2020（令和2）年には約26.7万人となっています。年少人口（0～14歳）は、減少傾向が続き、1995（平成7）年からは、老年人口（65歳以上）を下回り続けています。生産年齢人口（15～64歳）は、1995（平成7）年から減少傾向が続く一方で、老年人口は一貫して増加を続けています。



資料：国勢調査（総務省）を基に長岡市作成

イ 産業

本市は、高度なものづくり産業の一大集積地であり、県内第2の商圈の中心地であるとともに、優良な米産地でもあり、バランスのとれた産業構造を有するまちです。

工業では、古くから栄えた工作機械関連をはじめ、近年では電子・精密機械や液晶・半導体等高度なものづくり産業が集積するほか、良質な米や水といった地域資源を活かした醸造や米菓等の食料品製造、世界トップレベルの技術を誇るスポーツ用品製造、さらに繊維や打刃物といった産地を持つ、新潟県を代表する工業都市となっています。また、地域内で資源が循環し、環境に優しく、持続可能な経済活動を行うバイ

オコミュニティの形成を推進しており、2021（令和3）年6月には内閣府から「地域バイオコミュニティ」のひとつとして認定されました。

商業では、JR長岡駅周辺や千秋が原・古正寺地区を中心に、中越地域全体を商圈とする広域的な商業拠点を形成しています。

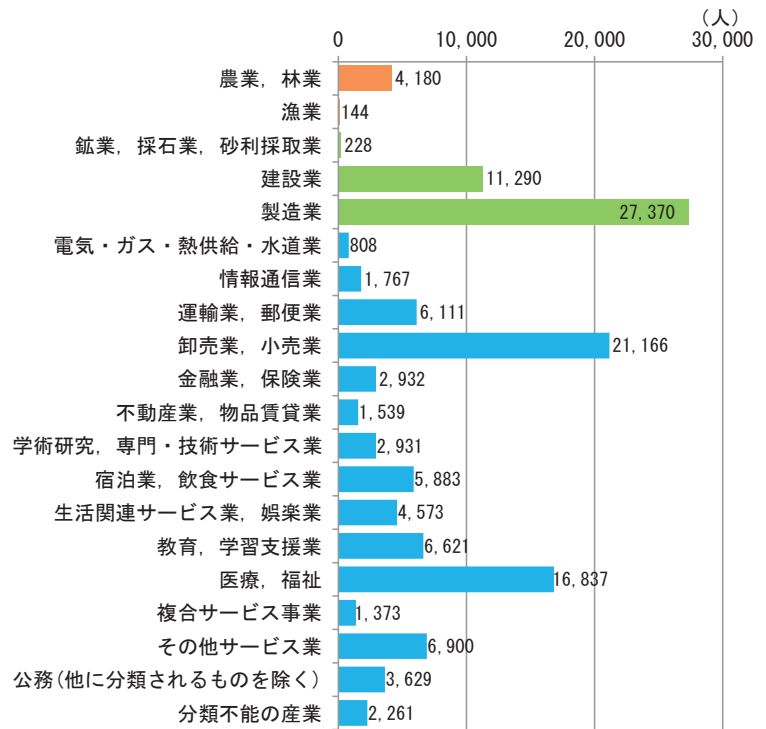
また、高度に整った高速交通体系を活かした卸売業の集積がみられ、物流拠点の機能も発揮しています。年間商品販売額のうち、卸売業が約7割、小売業が約3割を占めています。

農業では、信濃川両岸に広がる肥沃な越後平野で、コシヒカリに代表される稲作が営まれています。市の農作物収穫面積の約9割を水稻が占め、米は全国有数の収穫量となっており、環境保全型農業（堆肥を利用した土づくり、化学肥料や農薬使用の低減など、人と自然にやさしい、環境に配慮した農業）に力を入れています。それ以外では主に豆類、野菜の生産が行われ、巾着なす、かぐらなんばん、枝豆等、長岡ブランドの自慢の野菜として生産の強化を図っています。

林業では、市の総面積のおよそ50%を森林が占め、豊富な森林資源に恵まれています。木材価格の低迷や林業従事者の高齢化等が、林業全体としての課題となっています。

水産業では、寺泊港を拠点として漁業が営まれているほか、市の魚に制定した錦鯉の養殖が山古志地域を中心に盛んに行われ、国内はもちろん国外からも多くのバイヤーが訪れる一大産地を形成しています。2017（平成29）年には、新潟県中越地域（長岡市・小千谷市）の「雪の恵みを活かした稲作・養鯉システム」が“日本農業遺産”に認定されました。

産業別就業者人口



資料：令和2年国勢調査（総務省）を基に長岡市作成

第2節 本市における環境の現状と課題

1 地球環境

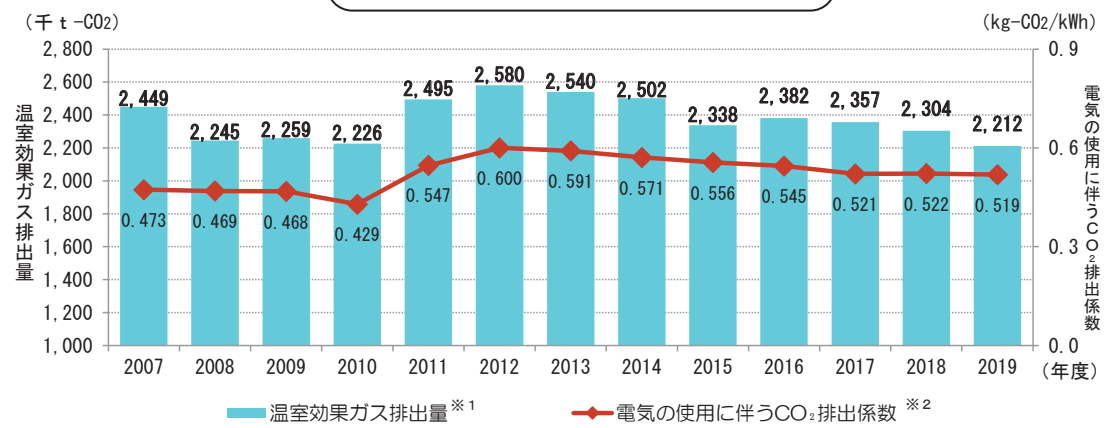
(1) 温室効果ガスの排出状況

市域全体の温室効果ガス排出量は、2010（平成 22）年度まで減少傾向にありましたが、2011（平成 23）年度を境に増加に転じました。これは東日本大震災の影響で原子力発電所の稼働が停止し、火力発電所の稼働が増えたことにより、発電に係る温室効果ガスの排出量が増加したことが大きな要因です。2013（平成 25）年度以降は、省エネルギーの取組等により温室効果ガス排出量はわずかながら減少傾向にあります。2019（令和元）年度における温室効果ガス排出量は 221 万 2 千トンと、2007（平成 19）年度に比べて 9.7%（23 万 7 千トン）減少していますが、さらなる排出抑制が求められます。

エネルギー起源CO₂の部門別の排出量を見ると、交通部門の排出量の割合が多くなっています。また、近年の温室効果ガス排出量の減少傾向は、産業部門、家庭部門、店舗・オフィス部門の減少によるものとなっています。

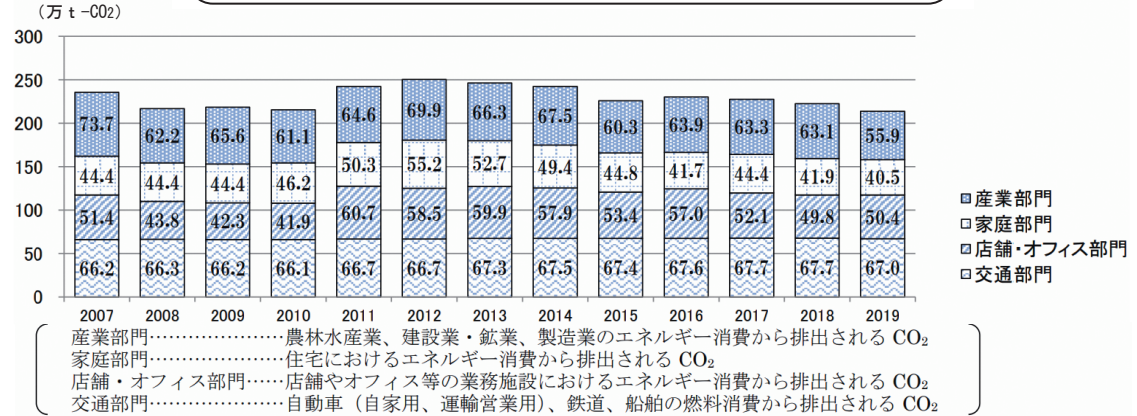
排出抑制の手段として、社会全体での省エネルギー行動のさらなる推進、再生可能エネルギーの導入促進、公共交通の積極的な利用促進、フロン類の適正処理の徹底、CO₂吸収源対策としての森林の育成等が必要です。

市内全域の温室効果ガス排出量の推移



- ※1 温室効果ガス排出量：長岡市域における温室効果ガス排出量は国等の統計数値を基に推計している。統計数値の公表は例年2年遅れとなるため、最新値は2019年度となる。
- ※2 CO₂排出係数：温室効果ガスの排出量を算出するため、電気事業者等が毎年公表する数値。電気等の使用量にこの数値を乗じ、CO₂の量を算出する。

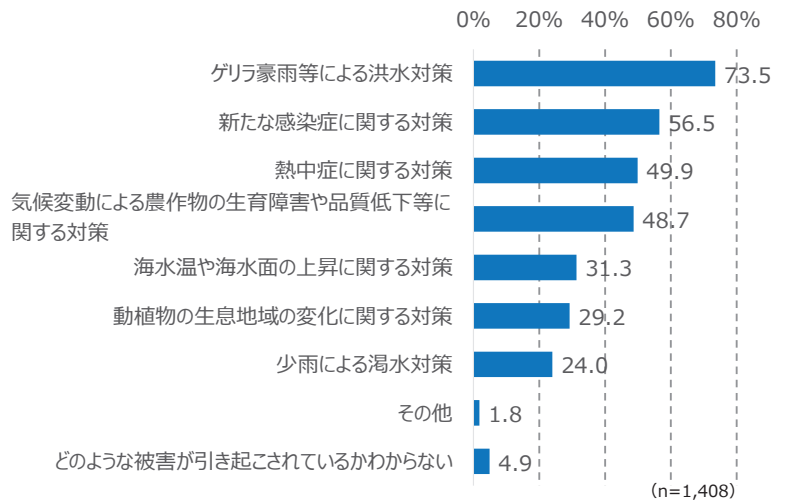
エネルギー起源CO₂の部門別の排出量の推移



(2) 地球温暖化によるさまざまな被害への適応策

近年、地球温暖化の影響と考えられる気候変動により自然災害の発生が増加しています。具体的には集中豪雨が市内各地で多発しており、土砂災害や浸水被害を引き起こしています。このほかにも、熱中症による健康被害等、温暖化によるさまざまな影響が発生しています。2019（令和元）年8月15日、寺泊で40.6度の最高気温を記録しまし

た。これは日本の歴代の最高気温の中で12番目に高い気温です。市民アンケート調査においても、「ゲリラ豪雨等による洪水対策」、「新たな感染症に関する対策」、「熱中症に関する対策」、「気候変動による農作物の生育障害や品質低下等に関する対策」等に対して市民の関心が高くなっています。このような気候変動により既に起こりつつある、あるいは今後起こりうる影響への適応策として、市民が安全・安心に暮らすことのできる社会環境整備が求められています。



市民アンケート調査（令和4年9月）

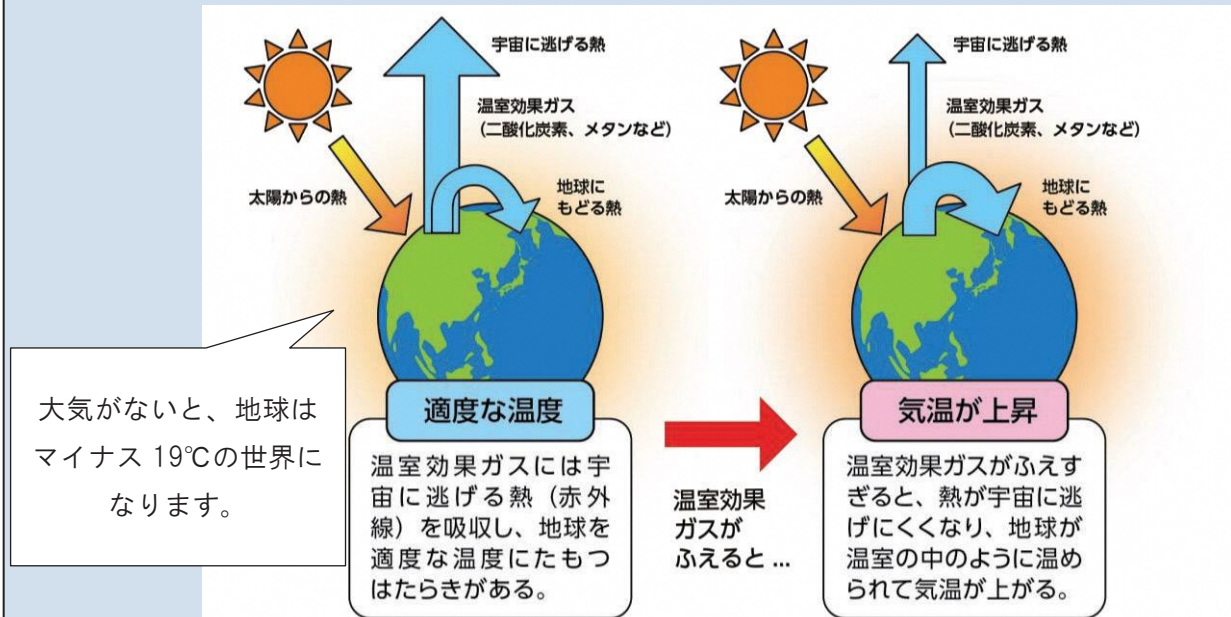
コラム2 地球温暖化の仕組み

地球の大気による温室効果のおかげで生物に適した温度が保たれています。

温室効果をもたらす気体を温室効果ガスと呼びます。主な温室効果ガスには、二酸化炭素（ CO_2 ）やメタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、フロンガスがあります。温室効果ガスが増えると熱が宇宙に逃げにくくなり、気温が上がります。

温室効果ガスのほとんどは CO_2 なので、その排出を減らすために、エアコンの温度設定を変えたり、物を買うときは省エネルギー製品を選んだりするなど、取組が必要です。

なお、地球温暖化によって気温や海水温が上がると、台風が強大になり豪雨が頻発するなどの影響があります。



かがやけ！みんなのエネルギー（資源エネルギー庁）

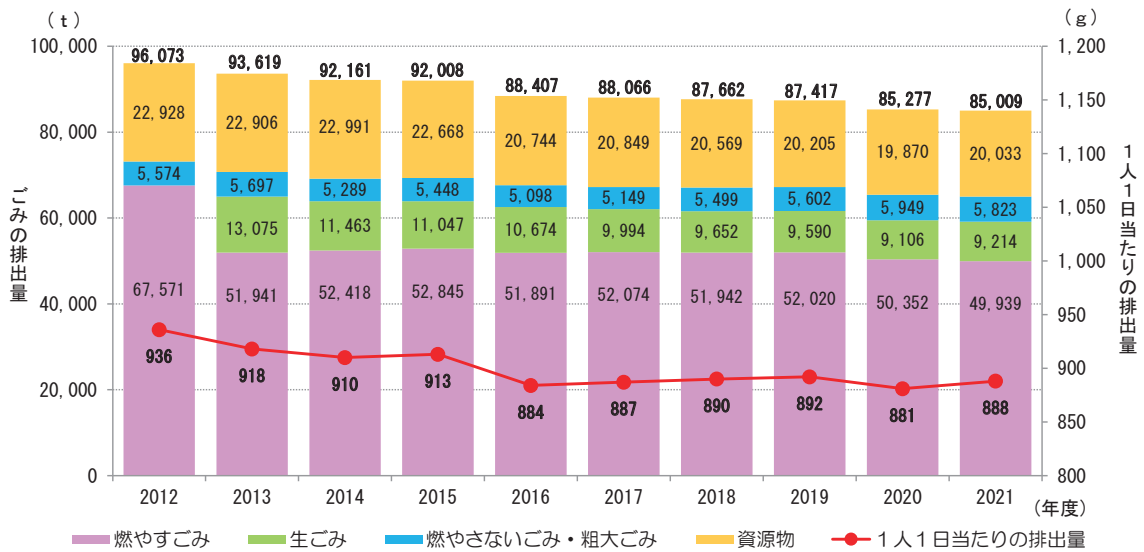
(<https://energy-kyoiku.go.jp/teaching-materials/>)を一部加工して作成

(3) ごみの排出量

本市では、2013（平成 25）年 7 月、燃やすごみのさらなる削減を目的に、生ごみを分別収集し、微生物の働きで発酵分解、発生するバイオガスを発電に利用する生ごみバイオガス発電センターを稼働させました。さらに、同年 10 月から古着・古布のステーション収集を始めたことなどにより、燃やすごみの量は減少しています。また、市民 1 人 1 日当たりのごみの排出量も減少傾向にあります。

ごみの発生を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）の「2 R」を優先的に取り組み、続いて再生利用（リサイクル）や熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、適正な処理・処分に取り組むことが必要です。

ごみの排出量と 1 人 1 日当たりの排出量の推移



2 自然環境

(1) 動植物の保全

市内には、オオミスミソウ（雪割草）、シラネアオイをはじめ希少な植物が自生し、守門岳等にはブナ林、低山にはユキツバキの群生等豊かな植生が分布しています。一方、外来生物のセイタカアワダチソウやオオキンケイギク等が分布域を広めてきており、その駆除が課題となっています。



オオミスミソウ

また、イヌワシ等の自然度の高い地域に生息する鳥類や、本市が基産地^{※1}のホトケドジョウ等、希少な動物も市内に生息しています。一方、外来生物法によって飼育や野外に放つことが禁止されているオオクチバス等について、市内の河川や湖沼で生息が確認されており、生態系への影響が懸念されています。



ホトケドジョウ

本市は、市内で生息または生育する希少な動植物を保護するため、「長岡市稀少生物の保護等に関する条例」を定めています。保護対策を講じるにあたっては、広大な市域下の正確な分布・生態調査等の課題があります。



トキ

その他、本市は佐渡におけるトキの飼育・繁殖及び野生復帰事業を支援、補完し、トキの安定的存続を目標に掲げる我が国のトキ保護増殖事業に貢献するため、寺泊夏戸地域において、2011（平成23）年からトキ分散飼育事業に取り組んでいます。

※1 基産地：新種が発見された場所

(2) 有害鳥獣

野生鳥獣を許可なく捕獲・殺傷することは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により禁止されています。ただし、農林水産物に著しい被害を与える場合等には、許可を受けて捕獲することができることになっています。

中山間地域では、主にイノシシやニホンザルによる農作物被害等が増加しています。また、都市部では長岡駅前などをねぐらにするカラスやムクドリが大量に集まるため、フンや鳴き声など生活環境への被害が発生しています。このため、有害鳥獣の対策を強化しながら、捕獲による適正な生息管理を進めています。

年度別の主な有害鳥獣の捕獲実績

年 度	カラス	サギ類	クマ	イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ
2017 年度	429 羽	112 羽	4 頭	17 頭	16 頭	9 頭
2018 年度	465 羽	170 羽	2 頭	10 頭	10 頭	0 頭
2019 年度	417 羽	257 羽	18 頭	18 頭	27 頭	0 頭
2020 年度	384 羽	213 羽	15 頭	70 頭	58 頭	6 頭
2021 年度	270 羽	189 羽	3 頭	119 頭	48 頭	33 頭

(3) 自然公園

市内には、すぐれた自然環境を適切に保全し、これとふれあう機会の創出を図ることを目的とした、国定公園と県立自然公園等があります。自然公園等では、すぐれた自然景観の保護のため、工作物の建築や木材の伐採等の開発行為等が規制されています。市では、新潟県自然環境保護員からの報告により、市内の自然公園等の状況把握を行っています。

【国定公園】

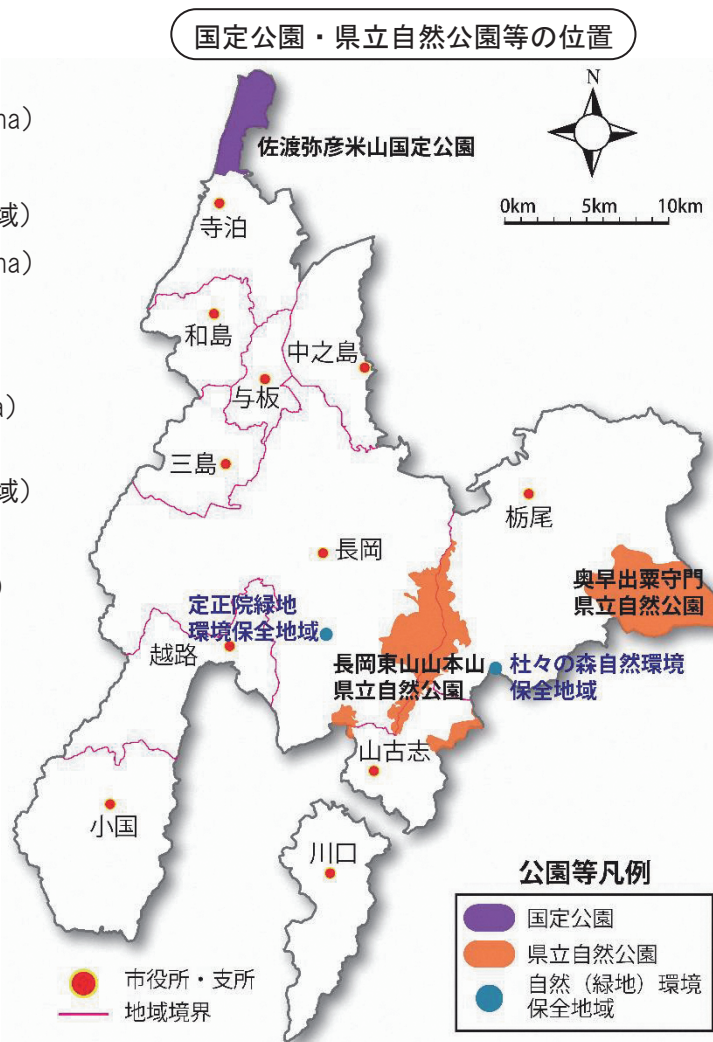
- ・ 佐渡弥彦米山国定公園（寺泊地域）
○面積 全体 29,464ha（市内 1,213ha）

【県立自然公園】

- ・ 奥早出粟守門県立自然公園（栃尾地域）
○面積 全体 34,155ha（市内 2,736ha）
- ・ 長岡東山山本山県立自然公園
（長岡地域、山古志地域、栃尾地域）
○面積 全体 3,892ha（市内 2,816ha）

【自然（緑地）環境保全地域】

- ・ 杜々の森自然環境保全地域（栃尾地域）
○面積 2.6ha
- ・ 定正院緑地環境保全地域（長岡地域）
○面積 0.8ha



(4) 森林、農地

本市の土地利用では、林野の占める割合が約5割と最も大きく、次いで田が約2割となっています。郊外地の開発により水田の宅地化が進むとともに、中山間地域では、過疎化・高齢化等の進行に伴う農村集落機能の低下により、身近な自然環境である田園・里山の保全管理が課題となってきています。また、森林の標準伐期齢（主伐を行う林齢）が50年程度であることを踏まえると、森林の若返りに向けた取組を行うことも大切です。

一方で、国が選定する「日本の生物多様性保全上重要な里地里山」に、小国町法末集落が選定されるとともに、新潟県中越地域（長岡市・小千谷市）の「雪の恵みを活かした稲作・養鯉システム」が“日本農業遺産”に認定されるなど、本市の中山間地域の価値が高まりつつあります。



中山間地域の養鯉池

コラム3 つなげよう、支えよう森里川海（長岡市とトキの関係）

環境省が進めている「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」は、国民全体で「自然資源（森里川海）を豊かに保ち、その恵みを引き出すこと」、「一人一人が、森里川海の恵みを支える社会をつくること」を目指しています。

「MY 行動宣言」として、生物多様性を守るために私たちにできる身近な5つのアクションを紹介しています。一緒に行動していきましょう。

MY 行動宣言

Act	内容
Act 1 たべよう	地元でとれたものを食べ、旬のものを味わいます。
Act 2 ふれよう	自然の中へ出かけ、動物園、水族館や植物園などを訪ね、自然生きものにふれます。
Act 3 つたえよう	自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで伝えます。
Act 4 まもろう	生き物や自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に参加します。
Act 5 えらぼう	エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選んで買います。

出典：つなげよう、支えよう 森里川海プロジェクト（環境省HP）

長岡市では2011（平成23）年10月から寺泊のトキ分散飼育センターでトキ分散飼育事業に取り組んでいます。これは中越大震災からの再生・復興の象徴として、さらに古くから交流のある佐渡で行われている野生復帰事業の鳥インフルエンザ対策に貢献するために始まりました。

トキを間近で観察できる施設「トキみ〜て」でトキについて楽しく学びましょう。



3 生活環境

(1) 大気汚染、悪臭

大気汚染の発生源は工場、事業場からのばい煙や粉じん、自動車からの排出ガス、焼却に伴うばい煙等が主なものとなっています。

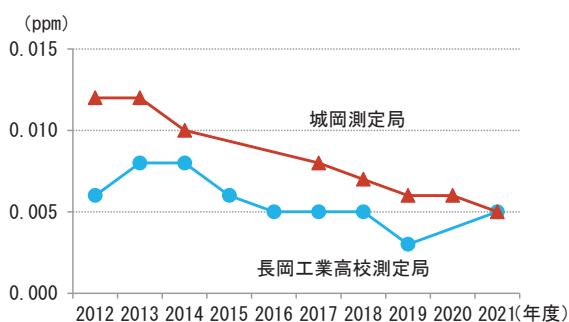
大気汚染物質の測定結果をみると、二酸化窒素^{※1}濃度と浮遊粒子状物質^{※2}及び微小粒子状物質^{※3}は数値が下がり、改善傾向にあります。光化学オキシダント^{※4}は環境基準を上回る時間帯があるものの、2008（平成20）年度以降は、光化学スモッグ注意報の発令はありません。

建築材等に含まれるアスベスト（石綿）については、解体時の飛散等による健康被害の未然防止を図るため、県では、大気汚染防止法とあわせて、「新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例」による規制を行っています。本市の市有施設ではアスベスト使用状況調査を実施し、使用が確認された施設の飛散防止対策を行うなど、適切な処置を施しています。

悪臭苦情は、工場や飲食店等の事業場、畜舎のほか、家庭ごみの焼却等によって生じます。本市では、工場・事業場への立入検査等により、悪臭の規制基準の遵守を指導しています。

二酸化窒素（NO₂）の年平均値の推移

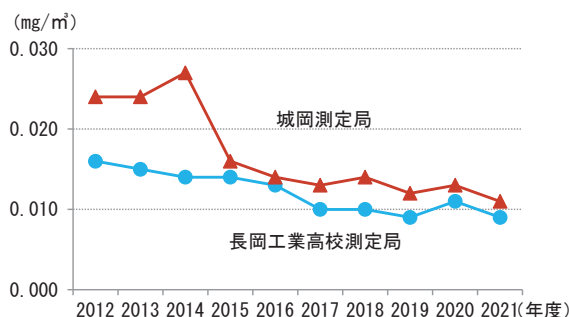
環境基準：1時間値の1日平均値 0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下



資料：大気汚染測定結果報告（新潟県）を基に長岡市作成
※2015・2016年度において、城岡測定局は故障のため欠測
※2020年度において、長岡工業高校測定局は欠測

浮遊粒子状物質（SPM）の年平均値の推移

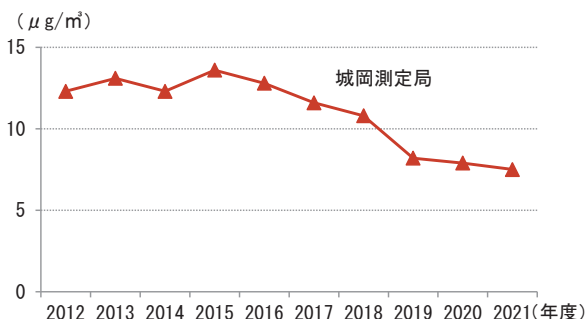
環境基準：1時間値の1日平均値 0.10mg/m³以下かつ1時間値 0.20mg/m³以下



資料：大気汚染測定結果報告（新潟県）を基に長岡市作成

微小粒子状物質（PM_{2.5}）の年平均値の推移

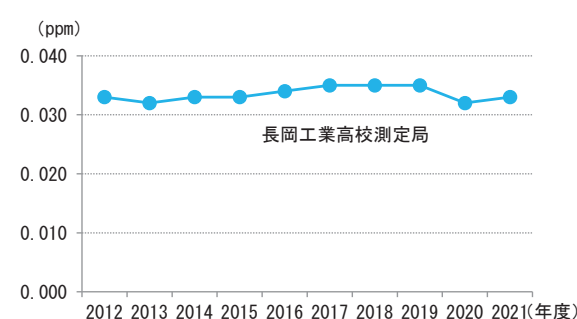
環境基準：1年平均値 15μg/m³以下かつ1日平均値 35μg/m³以下



資料：大気汚染測定結果報告（新潟県）を基に長岡市作成

光化学オキシダント（O_x）の年平均値の推移

環境基準：1時間値 0.06ppm以下



資料：大気汚染測定結果報告（新潟県）を基に長岡市作成

※1 二酸化窒素（NO₂）：二酸化窒素を代表とする窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生する。主な発生源として、自動車排出ガスが挙げられる。

※2 浮遊粒子状物質（SPM）：大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm以下のもの。工場などから排出されるばいじん、ディーゼル車の排出ガス、土壌の飛散などが主な発生源とされている。

※3 微小粒子状物質（PM_{2.5}）：大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5μm以下のもの。一日平均値が70μg/m³を超えると予想された場合、県は注意喚起を実施する。

※4 光化学オキシダント（O_x）：工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類が、太陽光の照射を受けて、二次的に生成されるもの。濃度が0.12ppm以上の状態になると、県は光化学スモッグ注意報を発令する。

(2) 水質汚濁

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関するもの（健康項目）と生活環境の保全に関するもの（生活環境項目）があります。このうち、生活環境項目に関する環境基準について、河川水質の測定結果をみると、水質汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）は、環境基準及び環境指標※1を下回り、長期的にみると減少傾向にあります。

これは、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽の普及が大きく寄与しています。2020（令和2）年度末時点における汚水処理人口普及率は、98.1%に達しており、全国平均（92.1%）及び県内の平均（88.8%）を上回っています。

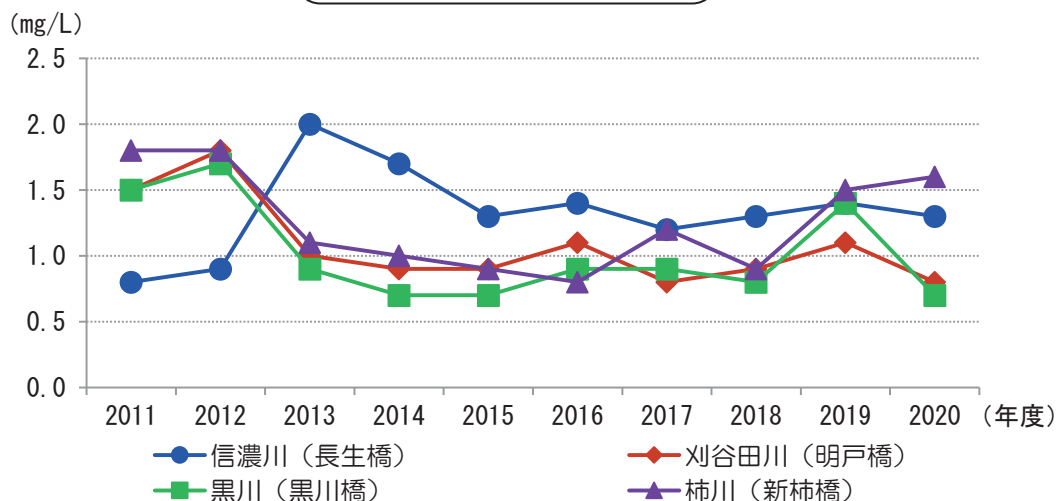
海水浴場の水質調査は、水素イオン濃度（pH）、油膜の有無、透明度等により総合的に判定され、海水浴に適している水質「水質AA」と「水質A」、可能な水質「水質B」と「水質C」、「不適」の5段階で評価されます。水質の結果は年度によってばらつきがありますが、概ね良好な状況です。

※1 環境指標：国の定めた環境基準に準じ、本計画において主な河川ごとに達成すべきBOD（生物化学的酸素要求量）の値を市が設定している。

主な河川のBODに係る環境基準等

河川名	環境基準（類型）	環境指標
信濃川	2 mg/L 以下（A類型）	2 mg/L 以下
柿川	-	2 mg/L 以下
黒川	3 mg/L 以下（B類型）	3 mg/L 以下
刈谷田川	3 mg/L 以下（B類型）	3 mg/L 以下

主な市内河川のBOD値の推移



市内海水浴場の水質調査結果の推移

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
野積海水浴場	AA	B	AA	B	AA	AA	A	B	AA	AA
寺泊中央海水浴場	AA	B	A	B	B	B	B	B	AA	A
金山海水浴場	AA	AA	AA	B	AA	AA	AA	AA	AA	AA
郷本海水浴場	AA	B	A	B	AA	AA	AA	AA	AA	AA

(3) 土壌環境

ア 土壌汚染

土壌汚染対策法に基づき、土壌の汚染状態が基準に適合しない土地を要措置区域^{※1}又は形質変更時要届出区域^{※2}として指定しています。2022（令和4）年10月末現在、下記の8地点を形質変更時要届出区域として指定しています。

※1 要措置区域：土壌の汚染状態が基準に適合しない土地のうち、土壌汚染の人への摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

※2 形質変更時要届出区域：土壌の汚染状態が基準に適合しない土地のうち、土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域

形質変更時要届出区域の指定状況

番号	所在地	指定に係る特定有害物質の種類
指-3号	長岡市宝3丁目1番地1の一部	テトラクロエチレン、トリクロエチレン
指-2号	長岡市城岡1丁目705番1、705番5、705番6及び705番7	クロエチレンを除く25物質
形-3号	長岡市千歳1丁目23番16及び23番18の一部	鉛及びその化合物
指-4号	長岡市金町2丁目丙153番3の一部	テトラクロエチレン
指-5号	長岡市榆原字沢田655番1 他51筆	砒素及びその化合物
指-6号	長岡市金沢2丁目255番1 他35筆	クロエチレンを除く25物質
指-8号	長岡市大手通2丁目3番9の一部	砒素及びその化合物
指-9号	長岡市城岡2丁目14番17の一部	ふっ素及びその化合物

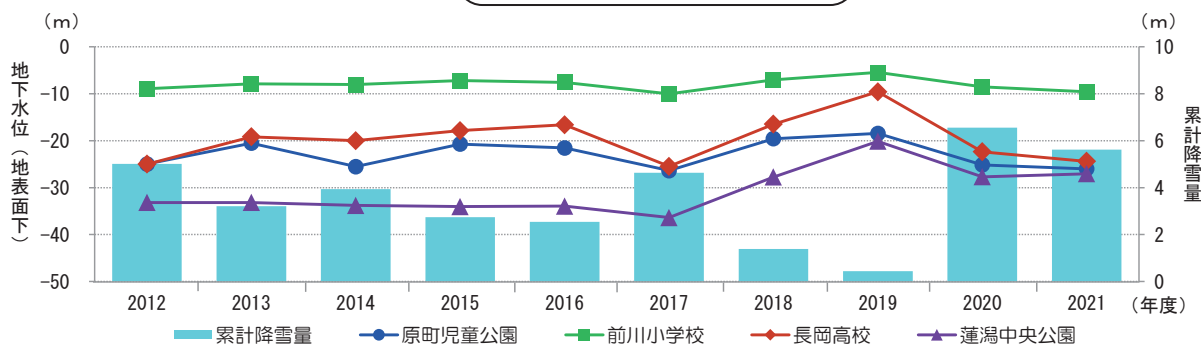
イ 地下水汚染

市内の地下水の水質状況を把握するため、事業場の周辺等で調査を行っています。2021（令和3）年度の結果は、一部の地点において、砒素等の物質が環境基準を超過していました。環境基準が超過した地点周辺の井戸所有者に対しては、地下水の飲用等を中止するよう周知等を行っています。

ウ 地下水位の保全と地盤沈下

冬期間の消雪用地下水の汲み上げに伴い、著しい地下水位の低下と地盤沈下が懸念されていることから、市内16か所で地下水位等を観測しています。近年は暖冬傾向のため、地下水位は概ね横ばいの状況でしたが、2020（令和2）及び2021（令和3）年度は、地盤沈下注意報を発令した2017（平成29）年度を超える降雪量となったため、地下水位が低下しました。市では、地盤沈下により生活環境に被害が生ずる恐れがあると認められる場合に地盤沈下注意報や警報を発令しています。

地下水の最低水位の変動状況



(4) 騒音・振動

騒音や振動は、主に工場における機械の稼働や建設工事、自動車の走行等によって生じますが、感覚公害とも呼ばれ、聴く人の生活環境や心理状態等によって感じ方は異なります。

ア 環境騒音、高速自動車道騒音及び新幹線騒音

市内の住居系地域等における「騒音に係る環境基準」の達成状況をみると、幹線道路等に面する地域のうち、一部の地点で騒音レベルが基準を超過していましたが、高速道路沿線地域では、基準に適合していました。

一方、上越新幹線沿線においては、2020（令和2）年度を除き、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」を超過する状況となっています。このため、本市では、県と連携し、運行事業者であるJR東日本に対し、騒音対策の申し入れを行っています。

令和3年度環境騒音測定結果

地域	地域類型	調査地点	騒音レベル・環境基準 (dB)				用途地域	車線数
			昼間	基準値	夜間	基準値		
道路 地に 面す る	A	下柳1丁目	68	60	61	55	第2種低層住専	2
		高畑町	71	70	69	65	調整 (A相当)	4 (幹線道路)
	B	関原町1丁目	72	70	64	65	第2住居	4 (幹線道路)
		栃尾原町1丁目	65	70	49	65	第1住居	2 (幹線道路)
	C	宮内町	66	70	59	65	近隣商業	4 (幹線道路)
		新栄町3丁目	59	65	43	60	準工業	2
一般 地域	A	学校町1丁目	46	55	40	45	第1中高住専	—
		谷内2丁目	50	55	35	45	第1中高住専	—
	B	大島本町3丁目	45	55	38	45	第1住居	—
		幸町2丁目	44	55	39	45	第1住居	—
		金町2丁目	54	55	42	45	第1住居	—
	C	新産2丁目	51	60	47	50	準工業	—
		栃尾本町	57	60	45	50	商業	—

※白抜き文字は環境基準値を超過したもの

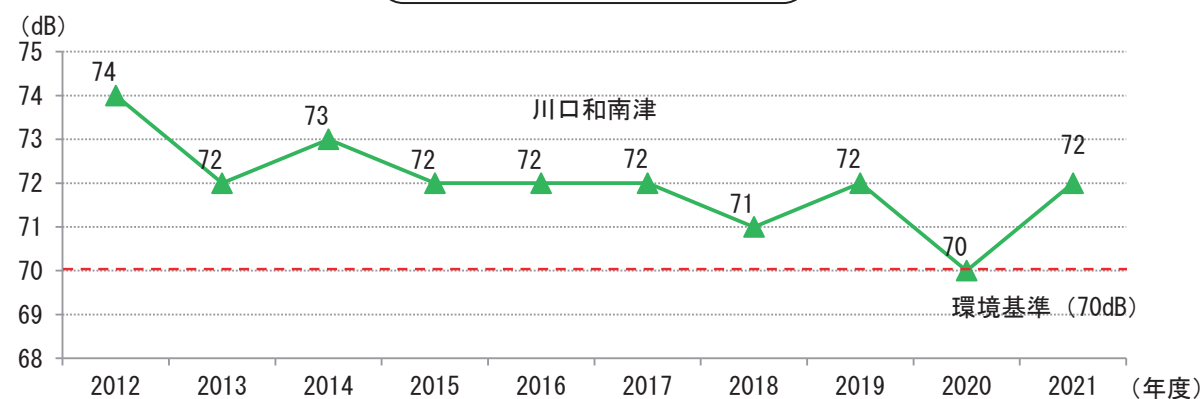
※昼間とは午前6時～午後10時、夜間とは午後10時～午前6時をいう。

※(幹線道路)とは幹線道路に近接する空間をいう。

令和3年度高速自動車道騒音測定結果

No.	調査地点	道路への 距離 (m)	遮音壁の 長さ (m)	騒音レベル (dB)				環境基準の 地域類型
				昼間	環境基準	夜間	環境基準	
1	新開町	25	212	60	65	57	60	B類型相当 (市街化調整 区域のため、 類型指定は されていない)
2	雁島町	94	163	57	65	57	60	
3	南新保町	100	182	56	65	54	60	
4	宮本町1丁目	110	無	60	65	56	60	
5	灰島新田	70	520	59	65	54	60	
6	杉之森	76	320	54	65	51	60	
7	中之島	39	無	60	65	56	60	C類型
8	神谷	20	150	60	70	54	65	幹線道路近接空間
9	来迎寺	50	350	52	65	49	60	B類型

上越新幹線鉄道騒音の経年推移



資料：上越新幹線沿線の騒音・振動及び対策の状況について（新潟県）を基に長岡市作成

イ 工場、事業場及びその他の騒音・振動

工場・事業場における騒音・振動から周辺住民の生活環境を守るため、騒音規制法や振動規制法、新潟県生活環境の保全等に関する条例で規制基準が定められています。本市では、工場・事業場への立入検査や法令に基づく届出等により、騒音・振動の規制基準の遵守を指導しています。

（５）化学物質

現代社会においては、さまざまな化学物質が製造、使用されていますが、その中には人や生態系への影響が懸念されるものもあります。化学物質による被害を防止するため、危険性が指摘され、あるいは疑われている物質や製品については、可能な限り安全なものに替えていくことが求められています。

本市では、農薬等の化学物質の適正使用等に関する情報を市民にわかりやすく提供するとともに、公園や街路樹等の管理にあたっては、環境省の「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を活用し、可能な限り被害木の剪定や害虫捕殺などを行うこととし、止むを得ず薬剤を使用する場合でも最小限の区域に散布するなど、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の考え方を取り入れています。

ダイオキシンについては市内2か所のごみ焼却施設の排ガスと市内4か所の最終処分場の放流水・周辺地下水の検査を実施しています。2021（令和3）年の調査ではいずれの箇所も国の排出基準（排ガス・放流水）及び環境基準（周辺地下水）の濃度を下回っていました。

(6) 廃棄物

ア 一般廃棄物

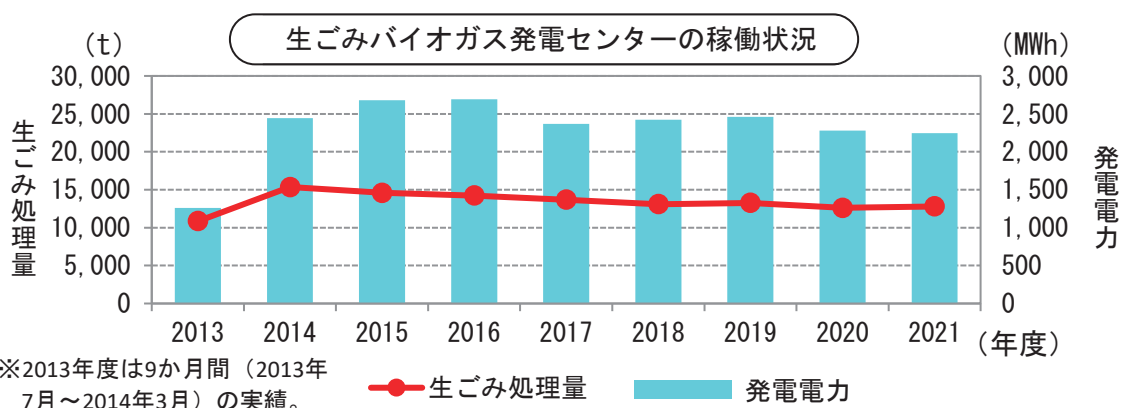
家庭等から排出される廃棄物については、円滑かつ確実な収集・運搬を行っています。収集した廃棄物は、適正な中間処理を行い減容化し、金属などの資源物を回収するとともに、分別収集した生ごみからバイオガスを回収して発電に利用しているほか、焼却の余熱から温水を得るなど、資源やエネルギーの有効利用を積極的に行い、環境負荷の低減を図っています。

なお、やむを得ず処分する必要があるものは、市内4か所の最終処分場において埋立処分しています。市内にある最終処分場の残余年数が残りわずかであったため、柿町にある最終処分場の隣に新たな最終処分場を2021（令和3）年3月に竣工しました。

引き続き、各処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、経年劣化等に対応するため計画的な施設の整備を進めます。



処理能力が全国の自治体で最大規模の
生ごみバイオガス発電センター



イ 産業廃棄物

市内及び近隣にある大規模な産業廃棄物の最終処分場（3か所）について、公害防止等に関する協定を締結し、廃棄物の適正処分について監視を行っています。また、地元住民、産業廃棄物処理業者及び関係行政機関で構成する「長岡市産業廃棄物適正処理推進連絡会議」を開催し、廃棄物処理の状況や河川の水質状況等の情報交換を行っています。

工場や事業所は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物を期限内に処分（又は処分委託）することが必要です。

ウ 不法投棄

町内会等との合同パトロールや民間事業者等によるパトロールを実施するなど、不法投棄防止対策を実施しています。不法投棄防止パトロールにおいて、2021（令和3）年度は長岡市全体で不燃物 3,496kg、可燃物 250kg を撤去しました。しかし、不法投棄は後を絶たない状況であり、不法投棄に対する市民や事業者の意識向上や監視体制の強化などが求められています。

エ 環境美化

まちの美化のため、町内会や商店街組合等の協働のもと、公園や道路側溝の清掃など各地域の実情に合わせたさまざまなクリーン作戦の支援を行っています。

4 快適環境

(1) 公園・緑地の活用

市内に公園（都市公園、児童遊園）は409か所あり、その面積は646.33haです。

主な都市公園としては、悠久山公園（面積37.31ha）、信濃川河川公園（26.89ha）、長岡ニュータウン公園（16.60ha）、国営越後丘陵公園（338.40ha）、川口運動公園（20.92ha）、越路防災ひろば（4.00ha）等があり、市民一人当たりの公園の面積は、国や県を上回っています。

子どもたちをはじめとした幅広い年代の市民が緑や自然とふれあうことができるよう、公園や緑地を適切に整備・管理していく必要があります。

都市計画区域人口一人当たりの都市公園面積

区 分	面積 (㎡)
長岡市	27.1
新潟県	17.1
国	10.7

(令和3年3月末現在)

(2) 河川環境の保全・再生

市内を流れる多くの河川は、市民が身近に訪れることのできる水辺空間となっています。信濃川においては、市民がより水辺に親しむことができるよう、緩傾斜堤防や堤防の桜並木・散策路（桜づつみ）等、親水空間が整備されています。

しかしながら、近年は河川敷の雑木やセイタカアワダチソウなどの外来植物の繁茂が目立つようになっており、その対策を進めることが求められています。

河川の利活用にあたっては、未来に渡ってその恩恵を享受できるよう、河川環境の保全・再生にも取り組む必要があります。

一部の河川においては、環境に配慮した工法で護岸を整備することにより、河床は水生生物の生息場所になり、護岸は緑化が図られています。その他、堰等の河川構造物によって落差が生じている場所では、魚道が整備されています。

これまでの河川整備の手法は、河川の維持管理や流域の安全の確保といった治水面に重点が置かれてきましたが、今後はこの治水機能に加え、市民が豊かな水と緑の恵みを実感し、より身近に親しめる河川環境を形成していくため、水質改善はもとより、動植物の生息空間が確保されるような自然の要素を取り入れた河川整備（多自然川づくり）を積極的に行うことが必要です。

5 市民、事業者、NPO等の参画・協働

良好な環境を保全していくためには、市民一人ひとりが環境についての理解を深め、行政、市民、事業者、NPO（非営利団体）等が協働して環境保全に配慮した行動を起こすことが求められます。

本市では、市民向けの環境啓発イベントや、事業者向けのセミナーを実施しています。今後も市民、事業者、NPO等と連携し、環境保全活動の協働実施や活動団体同士の情報交換等を進める必要があります。

第 3 章

計画の理念と施策の体系

1 基本理念

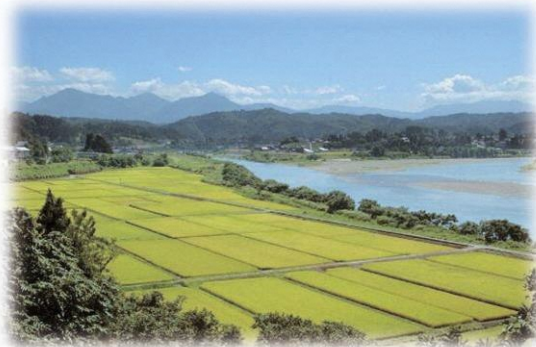
本市は、山岳、丘陵、河川、海岸など、多彩な自然に恵まれており、多種多様な動植物が生息し、本市の魅力のひとつとなっています。この豊かな自然を将来世代へ継承するため、自然環境の保全と開発との調和に引き続き取り組むことが必要です。

また、地球温暖化による気候変動問題に対応するためには、エネルギー源を選択する際に、製造、輸送、利用等の各プロセスにおいて温室効果ガスの排出を抑制することが重要です。市民や事業者などとの連携による、徹底した省エネルギーの取組と、再生可能エネルギーの利活用、長岡産天然ガスやバイオマスなどをはじめとする地域資源の循環、廃棄物の発生抑制などへの対応が必要です。そのためには、私たち一人ひとりが持続可能な社会を創る当事者として、ワークスタイル・ライフスタイルを見直していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、本計画では、良好な環境を保全・創造し、将来世代へ引き継ぐことを基本理念とし、この実現に向けた取組を多様な主体の協働により進めていくことにより、今日の本市を取り巻く諸課題の総合的な解決を目指すものとします。

■ 基本理念

良好な環境の将来世代への継承



2 望ましい環境像

前述の基本理念の実現に向けて、望ましい環境像を次のように定めます。

【脱炭素・資源循環型のまち】

脱炭素社会を目指し、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入が加速されるとともに、廃棄物の発生が抑制され、資源が循環利用されることで生活の豊かさが実感できる、地球環境にやさしい循環型のまち

【人と自然が共生するまち】

山岳、丘陵、河川、海岸等、多彩で豊かな自然環境と、これらの環境に生息する多様な生物を守るとともに、生活環境被害を防止し、自然環境の活用を通じた自然とのふれあいによって人と自然が共生するまち

【環境汚染のない安全なまち】

大気汚染や悪臭、騒音・振動、水質汚濁等を招く産業・都市生活型公害の防止対策はもとより、廃棄物の不法投棄をなくし適正処理等が行われ、健康な市民生活が確保された環境汚染のない安全なまち

【心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち】

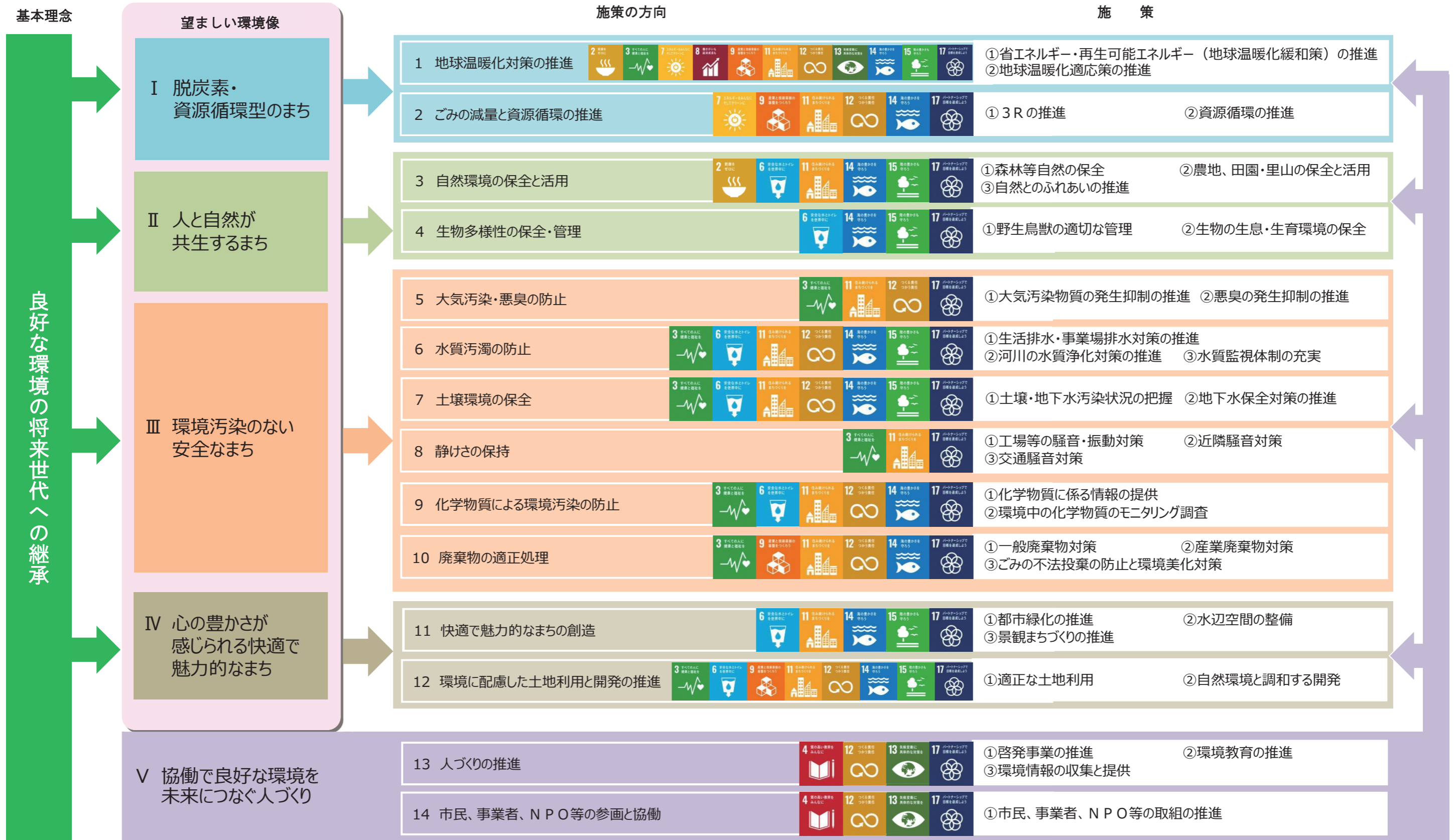
都市内の緑地や水辺空間等生活に身近な自然環境が整備され、地域の魅力が感じられる良好な景観と土地利用が維持されていることで心の豊かさが感じられ、充実した生活を送ることができる快適で魅力的なまち



3 施策の体系

前述した本計画の「基本理念」及び「望ましい環境像」を実現するための施策の体系は、下図に示すとおりです。

なお、「Ⅴ 協働で良好な環境を未来につなぐ人づくり」は、望ましい環境像を実現するための全ての取組につながっています。



第4章

望ましい環境像の実現に向けた取組

第1節 施策の基本的考え方及び環境配慮指針

望ましい環境像の実現に向けた施策の基本的考え方は次のとおりとします。

○すべての行政施策は、環境への配慮を組み込んで立案し推進する。

市の施策事業は、望ましい環境像の実現を目指して、その立案の段階から環境への配慮を組み込んで施策を推進します。

○SDGsの視点を踏まえ、環境施策の相互の関連を深め、総合的に推進する。

経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取り組むことにより、持続可能な社会の実現を目指すSDGsの視点を踏まえ、施策を推進します。特に、環境教育や啓発に関連する施策は、市民や事業者の環境保全に係る意識を高め、積極的な参画を促す上で重要であり、すべての望ましい環境像の実現とつながっています。

○市民、事業者、NPO等の積極的な参画と協働のもとに推進する。

望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者の参画と協働が必要です。今日の環境問題は、事業活動はもとより、日常生活を含むすべての活動と深い関わりがあるという認識の下で、市民、事業者、NPO等、市が一体となった取組を推進します。

環境配慮指針については、次のとおりとします。

良好な環境の将来世代への継承に向け、望ましい環境像を実現するためには、市だけでなく、市民、事業者が日常の活動と環境との関わりについて理解を深め、それぞれの立場からライフスタイルや事業活動等を見直し、適切な環境配慮を行うことが大切です。

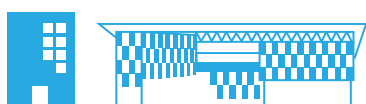
本計画の推進に向けて、私たちの日常生活、社会経済活動における環境に配慮すべき事項について、指針を示します。

○市における環境配慮

市は、地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、及びカーボンニュートラル チャレンジ戦略 2050 の推進などにより、環境負荷の低減を実践します。具体的な施策は、第2節「基本理念の実現に向けた施策」で示します。

○市民・事業者における環境配慮

第2節「基本理念の実現に向けた施策」を進める際に、市民・事業者から協力いただいたものを記載します。



第2節 基本理念の実現に向けた施策

関連するSDGsの目標

I 脱炭素・資源循環型のまち



施策の方向1 地球温暖化対策の推進

環境と経済の好循環を図り、2050年カーボンニュートラルに向けて、温室効果ガスの排出削減に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 省エネルギー・再生可能エネルギー（地球温暖化緩和策）の推進

- 市民、事業者、NPO等、市の協働による温室効果ガスの排出量削減に向けて、長岡市地球温暖化対策実行計画及びカーボンニュートラル チャレンジ戦略 2050を推進します。
- 脱炭素社会を実現するため、徹底した省エネルギーの取組をはじめ、太陽光等の再生可能エネルギー導入や長岡産天然ガス等の地産地消を図ります。
- 自動車の移動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、公共交通機関の利便性の向上や低公害車の導入を促進し、市民、事業者等への啓発を図ります。
- 市街地のヒートアイランド現象を緩和するため、歩道を透水性舗装等にすることにより、地表面の透水性の向上を図ります。
- 森林によるCO₂吸収量を増加させるため、森林の下草刈りや間伐等の森林の維持管理を通じて健全な森林を育成するとともに、伐採木の活用を図ります。
- 脱炭素社会に向けて行動変容を促すため、温室効果ガスの抑制など地球温暖化防止につながる情報発信や普及啓発を図ります。
- テレワークやWeb会議などICTの活用により、移動に伴う温室効果ガスの排出抑制を推進します。また、デジタル技術を活用しペーパーレス化に取り組みます。

施策② 地球温暖化適応策の推進

- 地球温暖化による気候変動に伴って、農林水産業や自然生態系、自然災害等、さまざまな影響（リスク）が顕在化していることから、ハード・ソフト両面でその対策を強化して災害に強いまちづくりを進めます。
- 異常気象に備え、国や県が実施する河川改修事業について、本市としても積極的に推進していきます。
- 森林の有する国土保全機能（水源かん養、土砂災害防止等）が適切に発揮されるよう維持保全を図ります。
- 市民や事業者等の理解を深めるため、洪水ハザードマップを活用した防災対策をはじめ、熱中症対策や有害鳥獣対策などの地球温暖化適応策についてさまざまな広報手段を活用し情報提供や普及啓発を図ります。

懸念される気候変動の影響の例

分野	懸念される気候変動の影響
農業、森林・林業、水産業	一等米比率の低下、病害虫の発生増加、海洋生物の分布域の変化 等
水環境・水資源	河川水温の上昇、流量低下、濁水による給水制限 等
自然生態系	イノシシ等有害鳥獣の生息域拡大 等
自然災害・沿岸域	大雨等の発生頻度の増加に伴う水害の増加 等
健康	感染症の拡大、熱中症患者の増加 等

資料：気候変動影響評価報告書（環境省）を基に長岡市作成

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
長岡市域における温室効果ガス排出量	2,540,000t-CO ₂ （平成 25 年度）	2,212,000t-CO ₂ （令和元年度）	長岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）により目標を設定します。
市役所（事務事業）における温室効果ガス排出量	83,176t-CO ₂ （平成 25 年度）	65,452t-CO ₂ （令和 3 年度）	長岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）により目標を設定します。

ウ 市民・事業者における環境配慮（共通）

- COOL CHOICE^{※1}（クールチョイス）「ゼロカーボンアクション 30^{※2}」を心がけましょう。
- 太陽光パネルの設置など、再生可能エネルギーの導入を積極的に検討しましょう。
- 照明やテレビをこまめに消すほか、テレビやパソコン等の電気製品を使用しないときにはコンセントを抜くなど、身近な節電を心がけましょう。
- 冷暖房は適切な温度（例：冷房 28℃、暖房 20℃）を保つように心がけましょう。
- 自動車やバイクの運転に際しては、急発進・急加速・急ブレーキ・アイドリングを控えるなど、エコドライブを心がけましょう。
- 自動車の購入にあたっては、電気自動車等低公害車の購入を検討しましょう。
- 物品等の調達の際にはグリーン購入を積極的に進め、環境負荷の低減に配慮した製品を選択するとともに、環境配慮活動に積極的な事業者から優先的に調達しましょう。

※1 COOL CHOICE：省エネルギー・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと

※2 ゼロカーボンアクション 30：節電、節水、消費エネルギーの見える化など、暮らしを脱炭素化する 30 のアクションのこと

エ 市民における環境配慮

- 電気製品等の買い替えの際には、省エネルギー型のものを選択しましょう。
- みんなでひとつの部屋、場所に集まり、冷暖房にかかるエネルギーを節約する取組である「クールシェア」「ウォームシェア」を実践しましょう。
- マイカーの利用を控え、バス等の公共交通機関や自転車を利用しましょう。
- 雨水貯留槽による雨水の利用を心がけましょう。
- 食器洗いやシャワー使用時には水やお湯を出しっぱなしにしないほか、洗濯時には風呂水の再利用を行うなど、節水を心がけましょう。
- 地産地消は移動距離が短く、CO₂ の発生抑制につながります。農産物等は地場産や旬のものを選択しましょう。
- 環境イベントやインターネット等を通じて、環境保全についてのさまざまな情報入手し、そこで学んだことを率先して取り組みましょう。

オ 事業者における環境配慮

- 施設や設備の新設・更新にあたっては、省エネルギー型を選択するとともに、長岡産天然ガスの活用や再生可能エネルギーを導入するなど ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を検討しましょう。
- 市民がクールシェアやウォームシェアできる場所を提供しましょう。
- テレワークや WEB 会議など働き方を工夫し、通勤や出張の削減を検討しましょう。
- 製品開発にあたっては、省エネルギー型やリユース（再使用）あるいはリサイクル（再生利用）可能なものとなるように心がけましょう。
- 生産工程で生じた廃熱等を有効利用するとともに、省エネルギー機器の導入等により、省資源・省エネルギーに努めましょう。
- 業務用の冷凍庫・冷蔵庫、エアコン等の空調機器は、フロン類の漏えいがないか定期的に点検し、廃棄する際には適正に処分しましょう。
- 従業員が環境に配慮した行動をとれるように、環境問題や環境保全対策等に関する環境教育を社内で実施しましょう。
- 地産地消のサプライチェーンを心がけて CO₂ の発生抑制につなげましょう。
- 駐輪場の設置など、自転車の利用環境の整備を検討し、環境にやさしい事業所・店舗づくりを心がけましょう。
- 公共交通機関や自転車の利用を促進しましょう。



施策の方向2 ごみの減量と資源循環の推進

循環型社会の形成に向けて、ごみの 3R（Reduce（排出抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 3R の推進

- 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、家庭などから排出される一般廃棄物の発生抑制を推進します。
- 使い捨て製品の使用を控えるとともに、マイバッグ、マイボトルの持参や簡易包装の推奨など、廃棄物の排出抑制について啓発を実施します。
- 家庭や飲食店等における消費期限を超えた食品、食べ残し等の食品廃棄物（食品ロス）の発生防止に向けて、啓発を実施します。
- 一般廃棄物の資源化を推進するため、市民や事業者等に対してごみの分別区分についての周知を徹底し、適正な分別収集を推進します。
- 燃やすごみの量を削減するため、枝葉・草の分別収集や本市が先進的に取り組んできた生ごみのバイオガス化事業を推進します。
- 市民団体による資源の集団回収や小売店舗による店頭資源回収等、市民や事業者によるリサイクル活動を支援します。
- 従来の 3R に加え、プラスチック製容器包装・製品の原料について、再生材や紙、バイオマスプラスチック等の活用【Renewable（再生可能資源への代替）】を事業者に働きかけます。
- プラスチック製品や太陽光パネルのリサイクルに向けた取組を推進します。

施策② 資源循環の推進

- 市は、地球温暖化対策実行計画に基づき、率先してグリーン購入に取り組みます。
- 建設廃棄物（アスファルト、コンクリート廃材、建設発生土等）の再生利用を推進します。
- 下水汚泥資源の有効活用に向けて、エネルギー利用、肥料利用、建設資材利用等を推進します。
- 産学官連携などにより、地域資源を活かしたバイオ産業の創出等を通じてコミュニティを形成し、地域内の資源循環を推進します。
- 全国自治体最大規模の生ごみバイオガス発電センターを活用して、さらなる資源循環の取組を推進します。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
市全体のごみ排出量	88,400t/年 （平成 28 年度）	85,009t/年 （令和 3 年度）	79,300t/年 （令和 9 年度）
市民 1 人 1 日当たり のごみ排出量	884g/人・日 （平成 28 年度）	888g/人・日 （令和 3 年度）	867g/人・日 （令和 9 年度）
一般廃棄物における リサイクル率	24.7% （平成 28 年度）	24.2% （令和 3 年度）	27.5% （令和 9 年度）
市のグリーン購入 達成率	76% （平成 28 年度）	65.9% （令和 3 年度）	100% （令和 9 年度）



ウ 市民における環境配慮

- COOL CHOICE（クールチョイス）「ゼロカーボンアクション 30」を心がけましょう。
- 商品を購入する際は、本当に必要なものかどうか、無駄にならないかを十分検討しましょう。
- 購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を心がけましょう。
- 商品を購入する際は、できるだけ耐久性にすぐれた商品を選択しましょう。
- 購入した製品が故障・破損した場合も修理・修繕し、できるだけ長く使用するように心がけましょう。
- 使い捨て商品は利用せず、再使用が可能なもの（リユースびん等）や再生品（再生紙を利用した文房具等）を選択し、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に配慮した商品の利用を心がけましょう。
- 生分解性製品[※]等、環境にやさしい商品を購入しましょう。
- 商品を購入する際は、簡易な包装の品物を選ぶことを心がけるとともに、マイバッグを使用するなど、プラスチックごみ等の削減を心がけましょう。
- 「消費期限」「賞味期限」を正しく理解するとともに、料理は食べられる分だけ作ることを心がけ、食品ロスを削減しましょう。
- ごみは適切に分別しましょう。
- 生ごみは、堆肥化容器等で減量し堆肥化するほか、生ごみ用指定袋に入れて、生ごみの収集日にごみステーションへ出しましょう。
- 空きびんや空き缶、古紙類、古着・古布等の資源物は分別し、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に心がけましょう。
- 集団回収等のリサイクル活動に積極的に参加しましょう。
- フリーマーケットや不用品交換会等の場を有効に活用しましょう。

※ 生分解性製品：微生物と酵素の働きによって、最終的に水と二酸化炭素にまで分解される製品のこと

エ 事業者における環境配慮

- COOL CHOICE（クールチョイス）「ゼロカーボンアクション 30」を心がけましょう。
- 使い捨て商品は利用せず、再使用が可能なもの（リユースびん等）や再生品（再生紙を利用した文房具等）を選択し、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に配慮した商品の利用を心がけましょう。
- 過剰包装を自粛し簡易包装に努めるとともに、包装材や容器等のリユース（再使用）とリサイクル（再生利用）に努めましょう。
- 小売業においては、消費者のマイバッグ持参を推奨し、レジ袋を削減するよう心がけましょう。また、食品トレーや牛乳パック等の回収ボックスを設置し、消費者のリサイクル活動に協力しましょう。
- 資料や宣伝用チラシ等は、再生紙を利用するとともに、両面印刷を行い、できる限り紙の使用量を少なくしましょう。
- デジタル技術の活用によるペーパーレス化を検討しましょう。
- 消費者に対して、エコマーク商品等環境にやさしい商品を提供しましょう。
- 飲食業においては、食べ残しを減らすため、ハーフサイズや小盛りのメニューの提供等を心がけましょう。
- 事業系一般廃棄物の生ごみは分別しましょう。
- 家畜ふん尿は適正に管理するとともに、堆肥化等によるリサイクル（再生利用）を行いましょ。
- 製品開発にあたっては、Renewable（再生可能資源への代替）を検討しましょう。
- 地域資源である豊富な長岡産天然ガスの活用（石炭・石油などの燃料からの転換など）を検討しましょう。

Ⅱ 人と自然が共生するまち

関連する SDGs の目標



施策の方向3 自然環境の保全と活用

本市の森林や農地、里山をはじめとした自然環境の保全等に関する施策を進めます。また、自然とのふれあいの機会を提供するための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 森林等自然の保全

- 国定公園、県立自然公園、自然（緑地）環境保全地域※¹や貴重な地形・地質について適正に保全します。
- 森林について、樹木の枝打ちや間伐等適切な整備を実施するとともに、地場産材の利用促進を図るなど、良好な森林の維持に取り組みます。
- 市民や事業者が地域の自然環境について認識を深め、環境保全行動が地域社会に根付くよう啓発します。

施策② 農地、田園・里山の保全と活用

- 二次林や里山・棚田等、多様な生物が生息する農村地域の環境を保全します。
- 有機質資材※²を利用した土づくり、化学肥料や農薬使用の低減など、環境への負荷が少ない農業を推進します。
- 長岡市農村環境計画に基づき、中山間地をはじめとした豊かで美しい田園を守り育て、生き物との共生を図るとともに、安全・安心な農作物づくりに努め、持続可能な農業を展開します。

施策③ 自然とのふれあいの推進

- 野外レクリエーション施設や自然観察林等、自然とふれあえる環境の整備・管理を推進します。
- 農業体験や自然体験、伝統工芸体験等、地域の豊かな資源を活用し、グリーン・ツーリズムを推進します。

※¹ 自然（緑地）環境保全地域：貴重な自然環境を適正に保全するため、新潟県が指定した地域

※² 有機質資材：家畜ふん、稲わら等の有機質を原料とした資材。農地への施用により、地力の維持向上や炭素貯留による環境負荷の軽減に役立ちます。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
森林整備面積	32.6ha (平成 28 年度)	31.54ha (令和 3 年度)	増加させる (令和 9 年度)
野外レクリエーション施設数	23 か所 (平成 29 年度)	23 か所 (令和 3 年度)	23 か所 (令和 9 年度)
GAP（農業生産工程管理）の認証※ ³ 件数	個人認証：5 農場 団体認証：2 団体（8 農場） (平成 29 年度)	個人認証：3 農場 団体認証：2 団体（8 農場） (令和 3 年度)	個人認証：10 農場 団体認証：2 団体（18 農場） (令和 9 年度)

※³ GAP（農業生産工程管理）の認証：一般財団法人日本 GAP 協会等の第三者機関が、食の安全や環境保全、労働安全等に取り組む農場を審査し、認証する制度



ウ 市民における環境配慮

- 市等が開催する自然観察会やグリーン・ツーリズム等に積極的に参加し、自然環境への理解を深めるように心がけましょう。
- 国定公園や県立自然公園等のすぐれた自然に触れ、これを楽しみましょう。
- 自然公園や野外レクリエーション施設の利用等、自然とのふれあいの機会を設けましょう。
- 農地の管理・保全に努めるとともに、耕作放棄地を増やさないようにさまざまな活用方法を検討しましょう。
- 市民農園や体験型農場、家庭菜園等における農薬の使用に配慮しましょう。
- マイクロプラスチックなどの環境問題に関心を持ち、協力できることを考えましょう。
- 山林の所有者は、下草刈りや間伐を行いましょう。
- 地場産材を利用し、森林の育成に協力しましょう。
- 市民参加による植樹活動等を通じて、森林に親しみましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 農薬の使用に配慮するとともに、生分解性の農業資材を使用するなど、環境にやさしい農法を積極的に導入しましょう。
- 地場産の農産物を市内で優先的に販売し、消費者と協力して地産地消を推進しましょう。
- 耕作放棄地や休耕田の土地管理者は、土地の荒廃を防止するため、除草等適正に管理しましょう。
- 自然環境保全につながる取組を増やしましょう。また、市民が取り組む環境保全活動を応援しましょう。





施策の方向4 生物多様性の保全・管理

生物多様性国家戦略や新潟県生物多様性地域計画など、国や県の政策との整合を図り、生物多様性の保全等に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 野生鳥獣の適切な管理

- ICTを活用して、野生鳥獣の生息状況等の把握に努め、関係機関とともに有害鳥獣による人的被害や、農林水産業被害の防止に向けた対策・検討を進めます。
- 関係機関と連携し、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル、カラス、ムクドリ等、特定野生鳥獣の個体数・生息地の管理に努めます。
- 獣害アドバイザー派遣業務を通じて、有害鳥獣による生活環境被害防止を図ります。

施策② 生物の生息・生育環境の保全

- 市民や事業者に対し、希少な生物の保護を呼びかけるなど、市内に生息する多種多様な生物の保全に努めます。
- 外来生物による影響等の情報把握に努めるとともに、外来生物が生態系や景観に与える影響等について分かりやすく情報提供します。また、駆除方法の広報やクリーン作戦における環境美化袋の支給など、駆除活動を支援します。
- 自然公園等の豊かな自然環境を保全するとともに、人との関わりによって維持されている里地、里山等の保全を図ります。
- 佐渡におけるトキの飼育繁殖及び野生復帰事業を支援するため、分散飼育を行うとともに、一般公開し、トキ保護をはじめ自然環境の保全活動の重要性について周知します。
- 空を舞うトキの姿が見られるよう、農業者、市民、NPO、ボランティア等との協働により、人とトキが共生できる自然環境や社会環境の創出を目指します。
- 民間団体等と連携して、野外学習などを通じた啓発活動と保全活動を推進します。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
トキ分散飼育センターでのトキの繁殖数	26羽 （平成28年度までの累計）	49羽 （令和3年度までの累計）	50羽 （令和9年度までの累計）
サル情報メール※の登録者数	45人 （平成29年度）	68人 （令和3年度）	増加させる （令和9年度）

※ サル情報メール：ニホンザルによる生活環境被害が多く発生している地域において、行動域調査を実施し、希望者に対して調査結果をメール配信しているもの



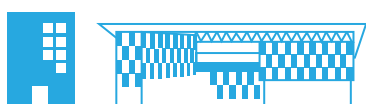
ウ 市民における環境配慮

- 有害鳥獣による農作物被害を防止するため、電気柵の設置等、地域ぐるみの対策を検討しましょう。
- 生物多様性の重要性を理解し、地域の自然環境について見識を深めましょう。
- 希少な生物の乱獲を防止し、保護に取り組みましょう。
- 外来生物の存在を意識し、地域における生息・生育を抑制する活動を行いましょう。
- 新潟県産木材の活用に努め、地域資源の循環に取り組みましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 土地の開発を行う際は、動植物の生息環境の改変を回避したり、最小限に留めるような工法等を選定したりしましょう。また、オフセット（相殺）の考え方[※]を取り入れて、開発以上に自然環境が豊かになることをしましょう。
- 外来生物の存在を意識し、地域における生息・生育を抑制する活動を行いましょう。
- 新潟県産木材の活用に努め、地域資源の循環に取り組みましょう。

※ オフセットの考え方：開発などにより生態系や生物多様性に与えた影響を、別の場所での生態系の再生や創出などにより相殺する考え方



Ⅲ 環境汚染のない安全なまち

関連する SDGs の目標



施策の方向 5 大気汚染・悪臭の防止

良好な大気環境を保全するため、大気汚染物質の発生源対策や、大気の監視体制に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 大気汚染物質の発生抑制の推進

- 市の廃棄物処理施設については、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等の発生抑制対策を講じ、適正に管理します。
- アスベストについては、県と連携し、建築材料や建築物の解体現場等からの大気中への飛散防止を図ります。
- 大気汚染物質の排出を抑制するため、電気自動車等、大気環境への負荷が少ない低公害車の普及を促進します。
- 不必要な排ガスの発生を抑制するため、急加減速を行わないなどのエコドライブの普及を促進します。
- 自家用車等の利用をできるだけ抑制するため、バス等の公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、歩道や自転車道を整備し、自動車に頼らずに安全快適に移動できる環境の整備を実施します。
- 県の大気観測データを有効活用し、光化学スモッグ注意報等の発令時には、迅速かつ的確に市民、事業者へ周知します。
- フロン類については、県と連携し、フロン類を用いた空調機器等の適切な維持管理や専門業者を通じた適切な処分について周知します。

施策② 悪臭の発生抑制の推進

- 工場や事業場等からの悪臭については、発生源者に対して指導を行い、その発生の防止を図ります。
- 野外でのごみの焼却（いわゆる「野焼き」）の禁止については、苦情の多い地域を重点的に巡回して啓発を強化するほか、現地指導や広報等を通じて廃棄物の適正な処理について周知します。
- 煙や臭気の出る設備については、周辺環境に配慮した適切な使用を周知します。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
大気汚染物質の環境基準の達成状況	光化学オキシダントのみ非達成 （平成 28 年度）	光化学オキシダントのみ非達成 （令和 3 年度）	すべての項目で達成 （令和 9 年度）
大気汚染・悪臭に関する公害苦情処理件数	32 件 （平成 28 年度）	42 件 （令和 3 年度）	減少させる （令和 9 年度）

ウ 市民における環境配慮

- マイカーの利用を控え、バス等の公共交通機関や自転車を利用しましょう。
- 自動車やバイクの運転に際しては、急発進・急加速・急ブレーキを控えるなど、エコドライブを心がけましょう。
- 自動車の購入にあたっては、電気自動車等低公害車の導入を検討しましょう。
- 野焼きは法律で禁止されています。ごみは分別してごみステーションに出しましょう。
- 煙や臭気の出る設備を使用する際は、定期的に清掃・点検を行うなど、適切な利用を心がけましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 駐輪場の設置など、自転車の利用環境の整備を検討し、環境にやさしい事業所・店舗づくりを心がけましょう。
- 公共交通機関や自転車の利用を促進しましょう。
- 自動車やバイクの運転に際しては、急発進・急加速・急ブレーキを控えるなど、エコドライブを心がけましょう。
- 自動車の購入にあたっては、電気自動車等低公害車の導入を検討しましょう。
- 業務用の冷凍庫・冷蔵庫、エアコン等の空調機器は、フロン類の漏えいがないか定期的に点検し、廃棄する際には適正に処分しましょう。
- 野焼きは法律で禁止されています。事業所のごみは、適正に処分しましょう。
- 稲わらやもみ殻は焼却せず、すき込みや堆肥づくりに活用しましょう。
- 煙や臭気の出る設備を使用する際は、定期的に清掃・点検を行うなど、適切な利用を心がけましょう。





施策の方向6 水質汚濁の防止

河川等の水質を保全するため、生活排水等の対策や河川の水質浄化対策、水質監視体制の充実に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 生活排水・事業場排水対策の推進

- 公共下水道の整備を推進するとともに、供用されている区域に居住している市民に対して速やかに下水道へ接続するよう指導し、水洗化を促進します。
- 公共下水道事業の計画区域外の居住者に対しては、合併処理浄化槽の設置を指導するなど、公共用水域の水質汚濁防止を図ります。
- 工場・事業場からの排水については、適切な排水処理を指導するなど、公共用水域の水質汚濁防止を図ります。

施策② 河川の水質浄化対策の推進

- 河川の水質悪化防止のための用悪水路の整備、河川水量確保のための森林保全・整備や透水性舗装の実施等に取り組みます。

施策③ 水質監視体制の充実

- 公共用水域の水質汚濁の状況を的確に把握するため、河川や海域の水質の定期的な監視を行います。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
汚水処理人口普及率	97.2% （平成28年度）	98.3% （令和3年度）	100% （令和9年度）
河川における環境基準等達成率（BOD）	93.3% （平成28年度）	92.3% （令和3年度）	100% （令和9年度）

ウ 市民における環境配慮

- 食器の油污れ等は、水と一緒に流さないで拭き取るなど、適切な処理を行い、生活排水による環境負荷の低減を心がけましょう。
- 洗剤を使用する際は、適量を計り、無駄のないように使用し、排水時の環境負荷の低減を心がけましょう。
- 灯油等をホームタンクから給油する際には、こぼさないように細心の注意を払い、万一こぼれてしまった場合は拭き取り、側溝や河川に流れ込まないようにしましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 飲食業においては、調理屑等の残さの処理や、グリーストラップの維持管理等により、適切な排水処理を行いましょ。
- 建設工事による濁水の流出を仮沈砂池の設置等により極力減らし、下流の公共用水域の利水・治水や流域の生態系に悪影響が及ばないようにしましょう。
- 灯油等のタンクについて、油漏れ事故を起こさないよう管理者を決めて、適切に管理しましょう。





施策の方向 7 土壌環境の保全

土壌環境を保全するため、土壌汚染、地下水質の把握及び地下水保全に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 土壌・地下水汚染状況の把握

- 土壌汚染の状況把握に努めるとともに、汚染が確認された土地に対しては必要に応じて汚染区域の指定を行い、土地の所有者に対し、汚染土壌の管理方法等について指導します。
- 有害物質による土壌や地下水の汚染を的確に把握するため、地下水質の定期的な監視を行います。

施策② 地下水保全対策の推進

- 消雪用地下水の過剰なくみあげによる地下水位の大幅な低下を防止するため、消雪用地下水の節水について周知するなど、地下水の適正利用を推進します。
- 地下水位の現況を可視化し、市民や事業者の節水行動を促すとともに、水位低下による地盤沈下が発生するおそれのある場合は注意喚起を行います。
- 森林の保全・整備や透水性舗装の導入、河川水量の確保等を通じ、地下水のかん養に取り組みます。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
長岡高校地下水位観測井における地下水の最低水位（地表面下）	17m （平成 28 年度）	24.40m （令和 3 年度）	維持する （令和 9 年度）

ウ 市民における環境配慮

- 地下水位や地盤沈下の現況に関心を持ちましょう。
- 消雪用地下水は、無駄にくみ上げることのないよう節水しましょう。
- 農薬や除草剤などは適正に使用しましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 地下水の利用については、節水型設備を導入するなど節水に努めましょう。
- 駐車場等の除雪はできるだけ機械除雪とし、地下水による消雪は必要最小限にとどめましょう。
- 建設発生土の適正な処理を行うとともに土壌汚染を防止し、地下水質の保全に努めましょう。
- 農地や里山の適正な管理を行うことにより、水源かん養・水質浄化機能等の環境保全機能や景観の維持に努めましょう。



施策の方向 8 静けさの保持

工場・事業場からの騒音・振動や日常生活等から生ずる近隣騒音※、交通による騒音の抑制に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 工場等の騒音・振動対策

- 工場、事業場等の発生源に対して、特定施設の設置や建設作業時の届出を徹底し、騒音・振動の未然防止を図るとともに、立入指導等を実施します。
- 工業団地等の対象地域に新たな工場が立地される際には、立地する事業者と公害防止・環境保全協定を締結し、騒音・振動による公害の未然防止を図ります。

施策② 近隣騒音※対策

- 一般家庭から発生するステレオやエアコン室外機の音等の近隣騒音の防止について、周知を図ります。

施策③ 交通騒音対策

- 低騒音型舗装や防音壁の導入、沿道地域における土地利用の適正化等、自動車走行に伴う騒音の発生抑制・対策を実施します。

※ 近隣騒音：一般に、騒音のうち工場・事業場、建設作業、自動車・航空機・鉄道等からの騒音以外の飲食店等の深夜営業店のカラオケの音、物売り等の拡声器の音、家庭からの楽器や電化製品の音やペットの鳴き声等を指す。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
一般環境騒音の環境基準超過地点数	2 地点 （平成 28 年度）	3 地点 （令和 3 年度）	0 地点 （令和 9 年度）
高速自動車道騒音の環境基準超過地点数	0 地点 （平成 28 年度）	0 地点 （令和 3 年度）	0 地点 （令和 9 年度）
騒音に関する公害苦情処理件数	18 件 （平成 28 年度）	18 件 （令和 3 年度）	減少させる （令和 9 年度）

ウ 市民における環境配慮

- 楽器や音響機器の使用に際しては、時間や音量を考えて、近隣騒音とならないように心がけましょう。
- 自動車の空ぶかしや不要なアイドリングをしないように心がけましょう。
- 日常生活で発生する騒音に留意し、お互いを思いやる地域づくりを心がけましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 建設工事などでは、低騒音・低振動型工法や環境配慮型の工事用機械を導入しましょう。
- 商業宣伝の音量を下げるなど、近隣公害の発生を防止しましょう。
- 夜間、早朝における物資の搬出入に伴う車両の騒音、振動の軽減に配慮しましょう。
- 工場等で発生する騒音に留意し、お互いを思いやる地域づくりを心がけましょう。





施策の方向 9 化学物質による環境汚染の防止

化学物質による環境リスクを低減するため、分かりやすい情報提供に努めることにより、市民、事業者、行政の情報の共有化を進め、事業活動や日常生活等における化学物質の適正な使用・管理を促します。

ア 基本施策

施策① 化学物質に係る情報の提供

- 市民、事業者が化学物質に対して、より具体的な予防や災害時の行動を起せるよう、国や県等の化学物質の知見等について、分かりやすく情報提供を行います。
- 生物や環境への危険性が疑われている化学物質やこれを含む製品については、可能な限り安全なものに替えていくなど、化学物質による被害の防止を図ります。

施策② 環境中の化学物質のモニタリング調査

- ダイオキシン類をはじめとする環境中の化学物質について、国・県等と連携して調査します。
- 河川・地下水・土壌等における環境汚染が確認された場合は、被害の拡大防止を図り、迅速に情報提供します。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
魚類へい死等の環境汚染事案の発生件数	1 件 （平成 28 年度）	0 件 （令和 3 年度）	0 件 （令和 9 年度）
ダイオキシン類の環境基準達成率（河川水）	100% （平成 28 年度）	100% （令和 3 年度）	100% （令和 9 年度）

ウ 市民における環境配慮

- 農業は、使用する植物や使用量、使用時期等についてラベルの表示に従い、風向き等に留意し、最小限の範囲に使用しましょう。
- 日常生活でどのような化学物質を使用しているか関心を持ちましょう。
- 災害時には注意すべき化学物質を把握しましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 事業活動でどのような化学物質を使用しているか把握し、適正な使用・保管・管理を徹底しましょう。また、危険性が指摘されている、あるいは危険性が疑われている物質や製品については、安全なものに変えましょう。
- 使用している化学物質による環境への影響を把握し、環境リスクの低減に向けた取組を進めましょう。
- 注意すべき化学物質が外部に漏れた際には、速やかな対応と情報開示に努めましょう。



施策の方向 10 廃棄物の適正処理

廃棄物を適正に処理するため、一般廃棄物や産業廃棄物の適正な処理に関する施策を進めます。また、ごみの不法投棄の防止や環境美化のための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 一般廃棄物対策

- 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を推進します。
- ごみ収集車両やごみ処理施設の火災事故を防止するため、リチウムイオン電池等のごみの出し方を周知します。
- 市の一般廃棄物処理施設を適正に維持管理するとともに、新たな処理施設の整備を進めます。

施策② 産業廃棄物対策

- 市内及び隣接市にまたがる産業廃棄物処理施設について、地元住民や県と連携し、施設が適正に維持管理されているかどうか監視します。
- 市有施設の PCB 廃棄物については、PCB 特別措置法に基づき、期限内に適正に処分します。
- 建築物の解体等に伴い生ずるアスベスト廃棄物については、県と連携して適正処理を促進します。

施策③ ごみの不法投棄の防止と環境美化対策

- 市民や事業者によるクリーン作戦等の活動の実施に際して、支援を行います。
- 環境美化推進員の活動を通じて、地域の美化を進めるとともに、不法投棄パトロールを行い、監視体制を継続します。
- プラスチックごみのポイ捨てや不法投棄の防止を周知し、マイクロプラスチック問題の課題解決につなげていきます。
- 「長岡市空き地管理の適正化に関する要綱」に基づき、雑草等が繁茂したまま放置されている土地の管理者に対し、適正に管理するよう指導します。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
一般廃棄物の不法投棄に関する公害苦情処理件数	66 件 (平成 28 年度)	32 件 (令和 3 年度)	30 件 (令和 9 年度)
市有施設における PCB 廃棄物保管量	1,203 個 (平成 28 年度)	472 個 (令和 3 年度)	0 個 (令和 9 年度)

ウ 市民における環境配慮

- ごみは適切に分別し、決められた収集日にごみステーションに出しましょう。
- ごみのポイ捨ては行わないようにしましょう。
- 野焼きは法律で禁止されています。ごみは分別してごみステーションに出しましょう。
- 河川、道路側溝、公園のクリーン作戦等、地域の清掃・環境美化活動に積極的に参加しましょう。



エ 事業者における環境配慮

- 廃棄物については、リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）するよう、分別処理体制の確保に努めましょう。
- 廃棄物については、減量化に取り組むとともに、マニフェスト制度*等により適正に処理・処分を行いましょ。
- 廃棄物処理時には、周辺環境汚染防止に十分配慮し、廃棄物の種類に合わせて、施設整備を含めた適切な処理を行いましょ。
- 廃棄物を処理施設に搬入する際には、大気汚染、悪臭、騒音・振動等が生じないよう十分な措置を講じましょ。
- 稲わらやもみ殻は焼却せず、すき込みや堆肥づくりに利用するなど、適正に処理しましょ。
- 農業に用いた塩ビ管やビニールシート、ビニールマルチ等は、生分解性のものを用いるか、適正な処分を行いましょ。
- 建設工事に伴い生ずる土砂・汚泥・廃材等については、建設リサイクル法等の法令に従い、リサイクル（再生利用）するとともに、適正に処理・処分しましょ。
- 建設資材は、できる限りリユース（再使用）品・リサイクル（再生利用）品を使用しましょ。
- PCB 廃棄物は、法律に定められた期限までに適正に処分しましょ。
- 地域のクリーン作戦などに積極的に参加しましょ。

※マニフェスト制度：産業廃棄物の委託処理における排出事業者の責任を明確化し、不法投棄の未然防止を目的とした制度。排出事業者が処理を委託する際に、産業廃棄物の種類・数量・運搬事業者・処分事業者等を記入したマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付します。

コラム4 Re-Style

Re-Style（循環型社会のライフスタイル）とは、3Rや限りある資源の大切さを多くの人に知ってもらうための取組です。

3R（リデュース・ごみの発生抑制、リユース・再使用、リサイクル・再生利用）はどれも重要ですが、特にごみをもとから減らすリデュースが最も重要です。

まずは、「ごみになるものを買わない、もらわない」、「長く使える製品を買う」行動を心がけましょ。

また、「3R+Renewable(リニューアブル)」という考え方も近年重要になってきました。「Renewable」とは、「再生可能な資源に替える取組」です。



出典：Re-Style とは（環境省HP）

IV 心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち

関連する SDGs の目標



施策の方向 11 快適で魅力的なまちの創造

快適で魅力的なまちをつくるため、市街地の緑化や水辺空間の整備に関する施策を進めます。また、良好な景観を保全するための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 都市緑化の推進

- 市民や行政、事業者等が協働・連携しながら、総合的かつ計画的に緑の保全と緑化を推進します。
- 市内には、レクリエーションの場所となっている緑、歴史的資源である緑等といった緑の拠点があります。これらの緑の拠点において、必要に応じてレクリエーション機能や防災機能等の充実を図り、市民にとって身近に感じられ、機能を十分に発揮した拠点の形成を目指します。
- 長岡市緑花センター「花テラス」を拠点としたさまざまな花づくり活動や教室の開催等を展開し、市民の緑化に対する意識啓発・担い手の育成等を図るほか、花いっぱい運動の開催や民間施設・民有地における緑化への支援等を行い、市民の緑化活動を促進します。

施策② 水辺空間の整備

- 多様な動植物の生息環境を保全するため、自然環境に配慮した河川整備を推進します。
- 河川沿いの散策路や自然体験の場等、市民に親しまれる親水空間づくりを進めます。

施策③ 景観まちづくりの推進

- 長岡市景観アクションプランで定める景観形成方針や景観アドバイザーを活用し、長岡らしい美しい景観まちづくりを進め、生活環境の向上やまちの魅力・価値の創出を図ります。
- 市民、事業者の主体的な活動を支援するほか、学習機会の提供等の啓発事業の実施により、市民、事業者、行政の協働による景観まちづくりを進めます。
- 自然、歴史、文化等の地域固有の景観資源を活かした街なみ環境整備を進めます。
- 屋外広告物について、長岡市における広告景観ガイドラインで定める事項と一体的な景観誘導を図ります。表示面積や色彩、照明が周辺環境と調和するよう指導・助言します。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
都市計画区域内人口 1人当たりの都市公園 面積	24.3m ² /人 (平成28年度)	27.1m ² /人 (令和2年度)	維持する (令和9年度)
都市公園面積	585.21ha (平成28年度)	640.15ha (令和3年度)	維持する (令和9年度)



ウ 市民における環境配慮

- 街路樹や公園等の地域の身近な木々の緑を大切にし、その保護や植樹活動等を心がけましょう。
- 庭等に木や花を植えるように心がけましょう。
- 身近な水辺空間を大切にしましょう。
- 地域の清掃活動、環境美化活動、緑化活動に積極的に参加しましょう。
- 地域のまちづくりに関心を持ち、説明会や意見募集（パブリックコメント）に積極的に参加しましょう。
- 良好な景観形成に関心を持ち、住まい周辺の景観の維持及び向上に努めましょう。
- 個人の住宅もまちなみを構成する要素であるという認識のもと、家屋の維持管理に努めましょう。また、新築・改築などの際は周辺の景観との調和に努めましょう。
- 地域で親しまれている身近な歴史文化遺産や自然環境を再確認し、地域ぐるみでその保全に努めましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 看板等の設置については、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。
- 事業所や、その周辺の清掃活動、環境美化活動、緑化活動に積極的に参加しましょう。
- 事業者は、自らも景観街づくりの重要な担い手であることを意識し、事業活動の中で積極的にまちなみの魅力を高める活動を実践しましょう。
- 開発事業等は、景観形成基準への適合はもとより、率先して、良好な景観形成への貢献に取り組みましょう。
- 市民や行政と協力して景観まちづくりを実践しましょう。
- 開発の際は、自然・歴史・文化等、地域固有の景観資源の保全に努めましょう。
- 光害対策ガイドラインに基づき、夜間照明の照度や向き、時間帯に配慮しましょう。





施策の方向 12 環境に配慮した土地利用と開発の推進

土地利用について、環境に配慮した土地利用に関する施策を進めます。また、開発の際には自然環境と調和に努めるための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 適正な土地利用

- 自然公園や自然（緑地）環境保全地域等の美しく豊かな自然環境について、市民の保健や休養、自然とのふれあいの場として活用するとともに、適正な保全を行い、次の世代に引き継ぐ貴重な資源として持続的な土地利用を図ります。
- 森林や農地が広がる地域では、地球温暖化の防止や防災機能の維持、食料確保等の多面的機能が発揮されるよう適正に保全し、大気汚染・騒音抑制のための街路樹や緑地の適正な配置を行うなど、環境に配慮した土地利用を図ります。
- 人口減少や高齢化の進展を踏まえ、住居系市街地は拡大せず、自家用車に過度に依存せずに生活できるコンパクトなまちづくり及び交通政策に取り組みます。
- 放置され荒廃化する土地・空き家の増加を抑制し、適切な管理に取り組みます。
- 未利用地への再生可能エネルギーの設備導入等による土地の有効利用と、環境保全の両立を図ります。

施策② 自然環境と調和する開発

- 環境と調和した開発事業へと誘導するため、開発事業に対する環境配慮指針を事業者に対して周知・啓発するとともに、国土利用計画（長岡市計画）の調整指導方針等に基づき、都市地域や農業地域等との間の総合調整を図ります。
- 大規模な開発事業の実施にあたっては、環境アセスメントや大規模開発行為の事前協議等既存制度の適正運用に努めるとともに、開発事業者に対し、環境への配慮を促します。

イ 評価指標

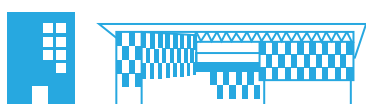
項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
農地面積 （国土利用計画）	185.90km ² （平成 26 年度）	181.40km ² （令和 3 年度）	183.36km ² （令和 7 年度）
森林面積 （国土利用計画）	437.60km ² （平成 26 年度）	437.68km ² （令和 3 年度）	437.75km ² （令和 7 年度）

ウ 市民における環境配慮

- 森林や農地が広がる地域では、地球温暖化の防止や防災機能の維持、食料確保等の多面的機能が発揮されるよう保全しましょう。
- 新潟県産木材の活用に努め、地域資源の循環に取り組みましょう。
- 森林や水田、畑など長岡の豊かな自然を誇りに思い、大切に保全しましょう。
- 身近な公園や緑地、街路樹などの維持や管理に積極的に参加しましょう。
- 家庭では、生垣、花壇、プランターなど周辺の植生や景観との調和に配慮し、緑化の推進に努めましょう。
- 緑化の推進を図る行事やイベントに積極的に参加しましょう。
- 間伐や下草刈りなどを行い、所有している森林の適切な管理をしましょう。
- 森づくりを通じて緑豊かなふるさとを創造する『にいがた「緑」の百年物語』県民運動に参加・協力しましょう。
- 土地、空き家等について、近隣の迷惑にならないよう適切な管理を心がけましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 工場・事業所等の敷地は、積極的に緑化しましょう。
- 看板等の設置については、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。
- 周辺の植生や景観との調和に配慮した、市内の緑化等に協力しましょう。
- 土地の開発を行う際は、自然環境、景観資源の保全・保護に努めましょう。
- オフセット（相殺）の考え方を取り入れて、開発以上に自然環境が豊かになることをしましょう。



V 協働で良好な環境を未来につなぐ人づくり

関連する SDGs の目標



施策の方向 13 人づくりの推進

環境保全意識の醸成に関する施策を進めます。また、各種環境に関連する情報を収集・提供するための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 啓発事業の推進

- 環境配慮指針の周知を通して、市民や事業者の環境保全意識をさらに醸成し、日常生活等における積極的な行動へとつなげるさまざまな取組を進めます。
- 自然環境の保全活動や自然体験イベント等を通じて、市民が自然に触れる機会を提供します。

施策② 環境教育の推進

- 出前講座等の開催を通じて、特に次世代を担う子ども達への環境学習の場や学びの機会を積極的に提供します。
- 持続可能な社会の実現に向けて、SDGs、環境問題、生物多様性、消費生活などをテーマとした講座や ICT を活用した情報発信により、多くの市民や事業者の環境保全に対する意識の醸成を図ります。

施策③ 環境情報の収集と提供

- 国や県、NPO 等の発信する環境情報について積極的に情報収集し、市の広報誌やホームページ、SNS 等を活用して、環境に関連する情報を提供します。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
学校での地球温暖化等に関する出前講座の実施回数	4 回 (平成 28 年度)	14 回 (令和 3 年度)	増加させる (令和 9 年度)
環境に関する出前講座の実施回数（市民・事業者向け）	25 回 (平成 28 年度)	4 回 (令和 3 年度)	29 回 (令和 9 年度)
自然観察会等の実施回数	129 回 (平成 28 年度)	104 回 (令和 3 年度)	維持する (令和 9 年度)

ウ 市民における環境配慮

- 新聞やテレビなどを通して、環境に関する話題に関心を持ちましょう。
- 学校や会社等で学んだ環境に関する知識を、家族や友人と共有しましょう。
- 自然環境の保全活動や体験イベントに積極的に参加しましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 従業員に対し、環境意識を深める研修等を実施しましょう。
- 自社で行う環境保全活動等について、ホームページなどを通じて広く情報発信しましょう。
- 地域のクリーン作戦などに積極的に参加しましょう。





施策の方向 14 市民、事業者、NPO 等の参画と協働

市民、事業者、NPO 等との協働による環境保全の取組を推進するため、市民、事業者、NPO 等の取組の支援や環境教育・環境学習の推進等に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 市民、事業者、NPO 等の取組の推進

- 環境配慮指針の周知を通して、環境保全意識の醸成を図ります。
- 自然環境や生物多様性の保全など、市民や地域、NPO 等による環境保全活動を支援し、連携・協働による環境保全の取組を促進します。
- 地域の環境問題を地域が主体的に解決できるよう、さまざまな角度からの支援を行います。
- 地域で行っているクリーン作戦等の美化活動や河川・湧水の保全活動等の取組について情報発信するなど、環境保全に対する市民の意識の醸成を図ります。
- 事業活動における環境保全対策の取組を支援します。
- 事業者による環境への負荷の低減に資する製品やサービスの提供等、エコビジネスを支援します。
- 官民一体となって実施するイベント等を通じて、環境保全に取り組む事業者のネットワークづくりを図ります。
- 新潟県産業資源循環協会、中越地区環境保全協議会等と連携してさまざまなセミナーを開催し、環境保全に関する意識の醸成を図ります。

イ 評価指標

項目名	基準値（基準年度）	現状値（中間年度）	目標値（目標年度）
官民協働で行う環境イベントの開催回数	2回 （平成28年度）	2回 （令和3年度）	3回 （令和9年度）

ウ 市民における環境配慮

- 地域や市民団体等が行う環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 環境保全に関する取組について、地域ぐるみで実行できるよう町内で検討してみましょう。

エ 事業者における環境配慮

- 地域や市民団体等が行う環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 市民団体等と連携して環境保全活動を実践しましょう。

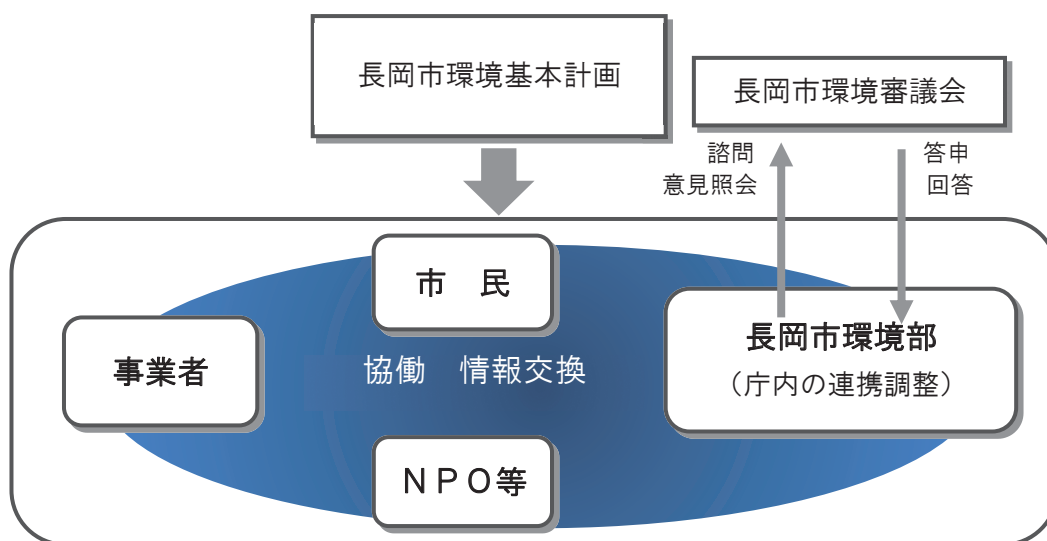


第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、NPO等、市の協働による取組が重要となります。このため、下図に示す推進体制によって、計画の効果的な推進を図ります。



ア 長岡市における推進

本計画の推進にあたっては、部局横断的な連携を図り、施策を組み立てます。また、計画の進行管理を定期的に行い、総合調整を図りながら取組を推進することとします。また、環境審議会での審議を経て、「環境に関する年次報告書」を作成することで、市民、事業者に計画の進捗について公表します。

イ 長岡市環境審議会による検証

本計画の進行管理や環境施策等について、公正かつ専門的な立場から検証するために、市民、事業者、学識経験者等で構成される「長岡市環境審議会」を開催し、広く意見を求め施策の取組状況を検証することで施策に反映させることとします。

ウ 意見の聴取・反映

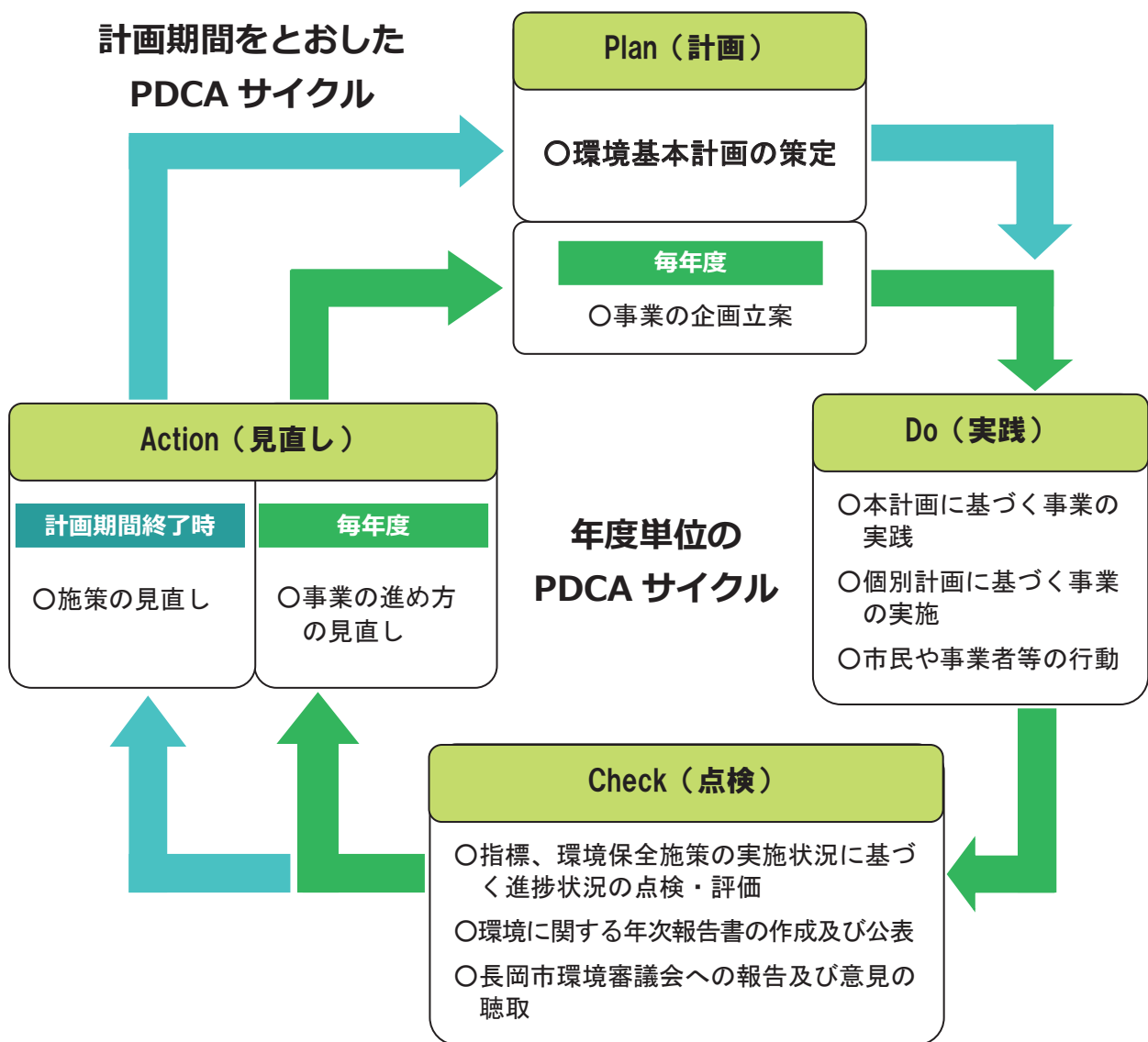
「環境に関する年次報告書」により、本計画の施策の取組状況を公表し、市民、事業者等からの意見を聴取します。

寄せられた意見は、「長岡市環境審議会」を通じて、施策に反映させることとします。

2 計画の進行管理

本計画の進行は、環境管理システムの基本的なサイクル(PDCAサイクル)に従って毎年管理します。

なお、PDCAサイクルとは、「計画(方針・目標の設定)⇒実践⇒点検⇒見直し」という繰り返しの中で継続的な改善を行っていく環境管理の考え方です。



資料編

資料1 中間見直しの経過

本計画の中間見直しにあたっては、長岡市環境基本条例に基づき、長岡市環境審議会において審議を行いました。

市民及び事業者を対象としたアンケート調査、市民意見募集（パブリックコメント）の実施により、広く意見の募集に努め、計画策定の参考としました。

年 月 日	会 議 等	主な実施内容
2022(令和4)年 7月11日	令和4年度 第1回長岡市環境審議会	・第4次長岡市環境基本計画の見直し項目等について審議
2022(令和4)年 7月25日～ 9月15日	令和4年度 市民・事業者向け アンケート調査の実施	・「長岡市の環境に関するアンケート」 (市民1,437人、267事業者が回答)
2022(令和4)年 10月17日	令和4年度 第2回長岡市環境審議会	・「第4次長岡市環境基本計画(中間見直し)(素案)」について審議
2022(令和4)年 12月5日～ 2023(令和5)年 1月16日	市民意見募集(パブリックコメント)の実施	・意見数 2名、21件
2023(令和5)年 2月13日	令和4年度 第3回長岡市環境審議会	・計画素案に係るパブリックコメントへの対応について審議 ・「第4次長岡市環境基本計画(中間見直し)(案)」について審議
2023(令和5)年 3月	「第4次長岡市環境基本計画(中間見直し)」策定	

資料2 長岡市環境審議会委員名簿

(敬称省略)

(任期：2021(令和3)年7月25日から2023(令和5)年7月24日)

	氏名	役職等	備考
1	◎宮腰 和弘	長岡工業高等専門学校 名誉教授	
2	木村 悟隆	長岡技術科学大学 物質生物系 准教授	
3	中村 和宏	長岡造形大学 造形学部 准教授	
4	西俣 先子	長岡大学 経済経営学部 准教授	
5	吉津 由貴 (白井 松雄)	北陸ガス株式会社 長岡支社長	R4.6.14～ (～R4.6.13)
6	山田 雅裕	東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センター 所長	
7	佐山 尚生	越後交通株式会社 乗合バス営業部 次長	
8	近藤 正明	新潟県産業資源循環協会長岡支部 支部長	
9	○大原 興人	長岡商工会議所 会頭	
10	片桐 芳樹	えちご中越農業協同組合 ながおか西営農センター 営農センター長 (越後ながおか農業協同組合 営農部 営農企画課長)	R5.2.1～ (～R5.1.31)
11	坂本 典男	中越よつば森林組合 参事	
12	鈴木 重壺	一般社団法人長岡市緑地協会 理事長	
13	市民代表 平澤 新太郎	公益財団法人こしじ水と緑の会 理事	
14	川又 智恵子	公募	
15	田中 彩貴	公募	

◎会長 ○副会長

資料3 用語集

<数字・アルファベット>

サ-ティ・バイ・サ-ティ 30by30	生物多様性の損失を食い止め回復させるため、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする世界目標。
ビーオーディー BOD	水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素の量を表す。この値が大きいほど水質の汚濁が進んでいることを意味する。
シーオーツ- CO ₂ 排出係数	温室効果ガスの排出量を算出するため、電気事業者等が毎年公表する数値のこと。電気の使用量にこの数値を乗じ、CO ₂ の量を算出する。
クールチョイス COOL CHOICE	日本が世界に誇る省エネルギー・低炭素型の製品・サービス・行動等、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。
ギャップの認証 GAPの認証	一般財団法人日本GAP協会等の第三者機関が、食の安全や環境保全、労働安全等に取り組む農場を審査し、認証する制度のこと。
アイピーシー IPCC (気候変動に関する 政府間パネル)	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988（昭和63）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。
エヌピーオー NPO	継続的、自発的に営利を目的としない社会貢献活動を行う団体の総称。
ピーシービー PCB	ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。主に油状の物質であり、電気機器の絶縁油等に利用されてきたが、毒性を有し、現在は製造・輸入ともに禁止されている。
ピーシービー PCB特別措置法 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)	法律では、PCB廃棄物を所有する事業者に対して、保管状況等の届出や期間内に適正に処分する事が義務付けられている。
ピーエム PM2.5(微小粒子状物質)	大気中に浮遊している粒径が2.5μm以下の粒子。浮遊粒子状物質よりも小さく、呼吸器の奥深くまで入りやすいことから、ぜんそくや気管支炎などの健康被害を引き起こす可能性が懸念されている。
ゼーエー ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) ゼーエー ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	住まいや商用ビルの断熱性・省エネルギー性能を上げ、太陽光発電等でエネルギーを創ることで、年間の一次消費エネルギー量の収支をゼロにすること。

<五十音>

ア行	
アスベスト	石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。軟らかく、耐熱・耐摩擦性にすぐれているため、ボイラー暖房配管の被覆、自動車のブレーキ、建築材等に広く利用されてきたが、肺がんや中皮種の原因となることから、現在では使用が禁止されている。
一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、産業廃棄物以外の廃棄物を指す。主に家庭から排出される廃棄物や事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
雨水貯留槽	雨水を直接河川や下水に流さずに、いったん溜めておく大型の水槽のこと。河川の流量調節や雨水の有効利用などを目的とする。貯留された水は、融雪や散水等の雑用水に使う。
エコドライブ	大気汚染物質やCO ₂ の排出削減のための環境に配慮した運転のこと。自動車停止時にエンジンを切るアイドリングストップの励行や急発進・急加速を控えることなど。
エコビジネス	さまざまな分野における環境保全に関する企業活動のこと。環境省の分類では①環境負荷を低減させる装置(公害防止装置等)の製造②環境負荷の少ない商品(エコマーク商品等)の製造販売③環境保全に資するサービス(廃棄物処理、環境調査・コンサルタント等)④社会基盤の整備(下水道関連事業等)の4分野がある。

エコマーク商品	(公財) 日本環境協会が認定した、環境に配慮した商品のこと。
エシカル消費	倫理的(エシカル)な考え方を基準に消費を行うこと。具体的には誰がどこで商品を作り、店までどのように運ばれてきたのかなどを考慮し、人・社会・環境に配慮した消費行動を行うこと。
汚水処理人口普及率	市内人口に対する下水道や集落排水が整備された区域に居住する人口と、それ以外の区域で合併処理浄化槽を利用している人口の合計値の割合。
温室効果ガス	赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。主な温室効果ガスには、二酸化炭素(CO ₂)やメタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、フロンガスがある。温室効果ガスは地表面からの熱をいったん吸収し、熱の一部を地表面に下向きに放射する。日射に加えて、こうした放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となり、温室効果がもたらされる。

カ行

外来生物法 (特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)	法律では、生態系等への被害を及ぼすおそれがある外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼育・栽培、運搬、管理、輸入等の規制や防除等を行うこととしている。
合併処理浄化槽	下水道未整備地区における雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽のこと。
環境アセスメント	事業等の実施が環境に及ぼす影響について環境項目ごとの調査、予測、評価を行い、保全措置が講じられた場合の環境影響を総合的に評価すること。
環境管理システム	環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて自主的に環境保全に関する取組を進める体制・手続きのこと。環境管理に関する国際的な規格としてはISO(国際標準化機構)の定めるISO14000や環境省が策定したエコアクション21がある。
環境基準	大気、水、土壌、騒音について、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めたもの。
環境保全型農業	堆肥を利用した土づくり、化学肥料や農薬使用の低減など、人と自然にやさしい、環境に配慮した農業のこと。
近隣騒音	一般に、騒音のうち工場・事業場、建設作業、自動車・航空機・鉄道等からの騒音以外の飲食店等の深夜営業店のカラオケの音、物売り等の拡声器の音、家庭からの楽器や電化製品の音やペットの鳴き声等を指す。
グリーストラップ	厨房排水等に含まれる油分を分離・阻集・貯留する装置のこと。
グリーン購入	製品やサービスを調達する際、環境負荷ができるだけ小さいものを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
形質変更時要届出区域	土壌の汚染状態が基準に適合しない土地のうち、土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域。
光化学オキシダント	工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類が太陽光の照射を受けて、二次的に生成されるもの。高濃度になると粘膜や呼吸器など、人体に影響を及ぼす。
光化学スモッグ	オゾンやアルデヒド等からなる気体成分の光化学オキシダントと、硝酸塩や硫酸塩等からなる固体成分の微粒子が混合して、白くもやがかかったような状態のこと。
公共用水域	水質汚濁防止法によって定められる公共利用のための水域や水路のこと。河川、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路(下水道は除く。)等を指す。

サ行

再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス(生物由来の資源)、地熱等がある。
再生可能エネルギー 固定価格買取制度	再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者に調達を義務づける制度のこと。

サル情報メール	ニホンザルによる生活環境被害が多く発生している市内の地域において、行動域調査を実施し、希望者に対して調査結果をメール配信するサービス。
食品ロス	本来食べられるにも関わらず、捨てられる食品のこと。
親水空間	水や川に触れることで、水や川に対する親しみを深めることができるように整備された公園や河川護岸のこと。
水源かん養機能	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。
生物多様性	生物多様性基本法において「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」として定義され、生物の豊かな個性とつながりをさす。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルから構成される。
生分解性製品	微生物と酵素の働きによって、最終的に水と二酸化炭素にまで分解される製品のこと。
ゼロカーボンアクション 30	節電、節水など、暮らしを脱炭素化する30のアクションのこと。

タ行

ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。ごみの焼却過程等で非意図的に生成されることがあり、発がん性等の毒性があるとされている。
棚田	山地等の傾斜地に、階段状に作られた水田のこと。
低騒音型舗装	通常のアスファルト舗装よりも路面の空隙を多くした舗装のこと。路面の空隙に自動車騒音が吸収され、騒音が低減する。
透水性舗装	舗装体を通じて雨水を直接道路床へ浸透させ、地中に還元させる機能を持つ舗装のこと。
特定野生鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカなど、人身や農林水産物等に被害を及ぼし、又はそのおそれのある野生鳥獣として県が定めたもの。

ナ行

二酸化窒素	「窒素酸化物」（NO _x ）の一種。窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生する。主な発生源として、自動車排出ガスが挙げられる。
二次林	伐採や風水害、山火事等で原生林が破壊された後に成立した森林のこと。
農業集落排水施設	農業集落（農業振興地域）における生活排水処理施設のこと。

ハ行

バイオガス	バイオ燃料の一種で、生物の排泄物、有機質肥料、生分解性物質、汚泥、汚水、生ごみ、エネルギー作物等の発酵、嫌気性消化により発生するガスのこと。
パリ協定	京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールのこと。2015（平成27）年11月から12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択され、2016（平成28）年11月に発効した。産業革命前からの気温上昇を2℃より十分低く抑えることを目標としている。すべての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要がある。
ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲に比べて高くなる現象のこと。
光（ひかり）害	「良好な照明環境」の形成が、漏れ光等によって阻害されている状況又はそれらによる悪影響のこと。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm以下のもの。工場等から排出されるばいじん、ディーゼル車の排出ガス、土壌の飛散等が主な発生源とされている。
フロン類	炭素と水素のほか、ふっ素や塩素、臭素等ハロゲンを多く含む化合物の総称。冷媒として20世紀中盤に大量に使用されたが、オゾン層破壊の原因物質ならびに温室効果ガスであることが明らかとなり、今日では先進国を中心として、使用に大幅な制限がかけられている。

マ行

マニフェスト制度	事業者が自ら排出した廃棄物の流れを管理し、適正処理を確保するための仕組みのこと。事業者が廃棄物処理を委託する際に処理業者に帳票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に業者よりその旨を記載したものの送付を受ける。
----------	--

ヤ行

有害化学物質	環境を經由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質をさす一般的な総称。
有機質資材	家畜ふん、稲わら等の有機質を原料とした資材。農地への施用により、地力の維持向上や炭素貯留による環境負荷の軽減に役立つ。
用悪水路	一般的に家庭の雑排水が流れる水路のこと。
要措置区域	土壌の汚染状態が基準に適合しない土地のうち、土壌汚染の人への摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域。
用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぎ良好な市街地の形成を図ることを目的として設定されている。住居系が7種類、商業系が2種類、工業系が3種類、計12種類で区分されている。

資料4 ゼロカーボンアクション30の取組

ゼロカーボンアクション30とは、気候変動の解決に向けた目標である2050年カーボンニュートラルの達成のために、環境省が具体的に設定した30項目のアクションです。～できることから始めよう、暮らしを脱炭素化するアクション！～として環境省が情報発信しています。

これらのアクションは社会の仕組みを大きく変えていくことに加えて、日常生活の中で、一人ひとりのライフスタイルに合わせてできる取組です。暮らしを脱炭素化することで、快適やおトクになるといったメリットにつながることもあります。



<p>エネルギーを節約・転換しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 再エネ電気への切り替え クールビズ・ウォームビズ 節電 節水 省エネ家電の導入 宅配サービスをできるだけ一回で受け取る 消費エネルギーの見える化 	<p>太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 太陽光パネルの設置 ZEH（ゼッチ） 省エネルギーフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置 暮らしに木を取り入れる 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 働き方の工夫 	<p>CO2の少ない交通手段を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> スマートムーブ ゼロカーボン・ドライブ
<p>食ロスをなくそう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 食事を食べ残さない 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 自宅でコンポスト 	<p>サステナブルなファッションを!</p> <ol style="list-style-type: none"> 今持っている服を長く大切に着る 長く着られる服をじっくり選ぶ 環境に配慮した服を選ぶ 	<p>3R（リデュース、リユース、リサイクル）</p> <ol style="list-style-type: none"> 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 修理や修繕をする フリマ・シェアリング ゴミの分別処理
<p>CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 脱炭素型の製品・サービスの選択 個人のESG投資 	<p>環境保全活動に積極的に参加しよう!</p> <ol style="list-style-type: none"> 植林やゴミ拾い等の活動 	

ゼロカーボンアクション30取組一覧（環境省）

(<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/pdf/zerocarbonaction30.pdf>) を一部加工して作成

資料5 環境基準等一覧

1. 大気汚染に係る環境基準

1.1. 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。

1.2. 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

1.3. 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

2 水質汚濁に係る環境基準

2.1. 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

2.2. 生活環境の保全に関する環境基準

2.2.1. 河川（湖沼を除く。）[pH、BOD、SS、DO、大腸菌数]

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	浮遊物質(SS)(mg/L)	溶存酸素量(DO)(mg/L)	大腸菌数(CFU/100mL)
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	20以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	300以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	1,000以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	—

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

(注5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

※環境基準の類型が指定されていない河川については、生物化学的酸素要求量について環境指標を設定しています。

主な河川名	環境基準（類型）	環境指標
信濃川	2 mg/L 以下（A類型）	2 mg/L 以下
猿橋川（霞橋より上流）	2 mg/L 以下（A類型）	2 mg/L 以下
〃（霞橋から下流）	3 mg/L 以下（B類型）	3 mg/L 以下
柿川	-	2 mg/L 以下
栖吉川	-	5 mg/L 以下
太田川	-	3 mg/L 以下
稲葉川	-	2 mg/L 以下
浄土川	-	3 mg/L 以下
福島江	-	2 mg/L 以下
渋海川	2 mg/L 以下（A類型）	2 mg/L 以下
黒川	3 mg/L 以下（B類型）	3 mg/L 以下
菖蒲川	-	2 mg/L 以下
道満川	-	3 mg/L 以下
刈谷田川	3 mg/L 以下（B類型）	3 mg/L 以下
西谷川	-	3 mg/L 以下
中之島川	-	5 mg/L 以下
島崎川	5 mg/L 以下（C類型）	5 mg/L 以下
新島崎川	3 mg/L 以下（B類型）	3 mg/L 以下
郷本川	3 mg/L 以下（B類型）	3 mg/L 以下

2.2.2. 河川（湖沼を除く。）[全亜鉛、ニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

類 型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛 (mg/L)	ニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

2.2.3. 海域 [pH、COD、DO、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質]

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	溶存酸素量(DO)(mg/L)	大腸菌数(CFU/100mL)	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2以下	7.5以上	300以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3以下	5以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8以下	2以上	—	—

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

(注3) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2.2.4. 海域 [窒素、リン]

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素(mg/L)	全リン(mg/L)
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.2 以下	0.02 以下
II	水産1種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.3 以下	0.03 以下
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6 以下	0.05 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

(注3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

2.2.5. 海域 [全亜鉛、ノルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩]

類 型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノルフェノール (mg/L)	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩 (mg/L)
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 以下	0.001 以下	0.01 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下	0.0007 以下	0.006 以下

2.3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

3. 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 L につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 L につき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 L につき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 L につき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 L につき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき0.05mg以下であること。

4. 騒音に係る環境基準

4.1. 一般地域

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55デシベル以下	45デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

4.2. 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下

5. ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）

及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

資料6 アンケート調査

1 調査の概要

1) 調査の目的

第4次長岡市環境基本計画の中間見直しにあたり、広く市民や事業所の環境に関する考え方や要望等を把握し、長岡市における今後の環境の保全などに係る課題を明らかにすることを目的として実施しました。

2) 調査の対象、配布部数や方法、結果回収等

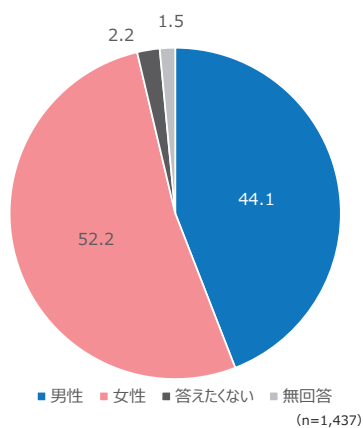
	市民	事業者
調査対象	18歳以上の市民 (年代・地域を考慮し無作為抽出)	長岡市内の事業者 (業種や地域を考慮し無作為抽出)
配布部数	2,500人	500社
配布及び回収方法	郵送	
実施期間	2022(令和4)年7月25日～2022(令和4)年9月15日	
回収結果(回収率)	1,437人(57.5%)	267社(53.4%)

2 調査結果

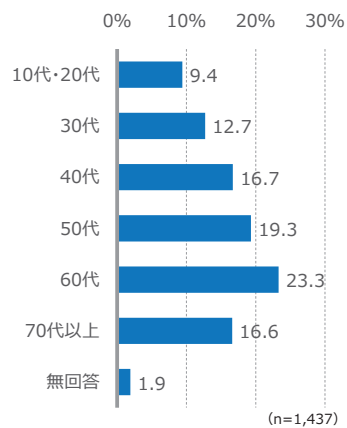
2-1 市民アンケート調査の結果

I 回答者の属性

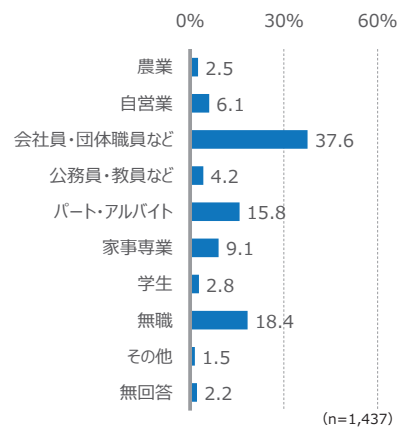
1) 性別



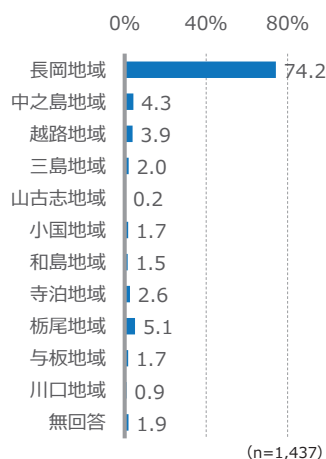
2) 年齢



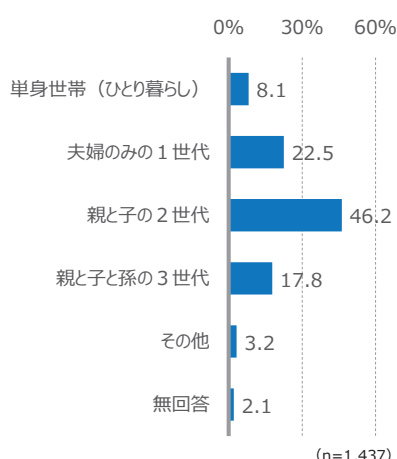
3) 職業



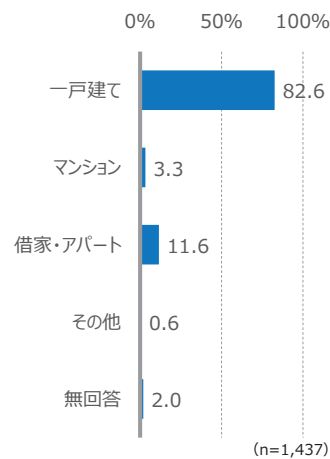
4) 居住地域



5) 家族構成



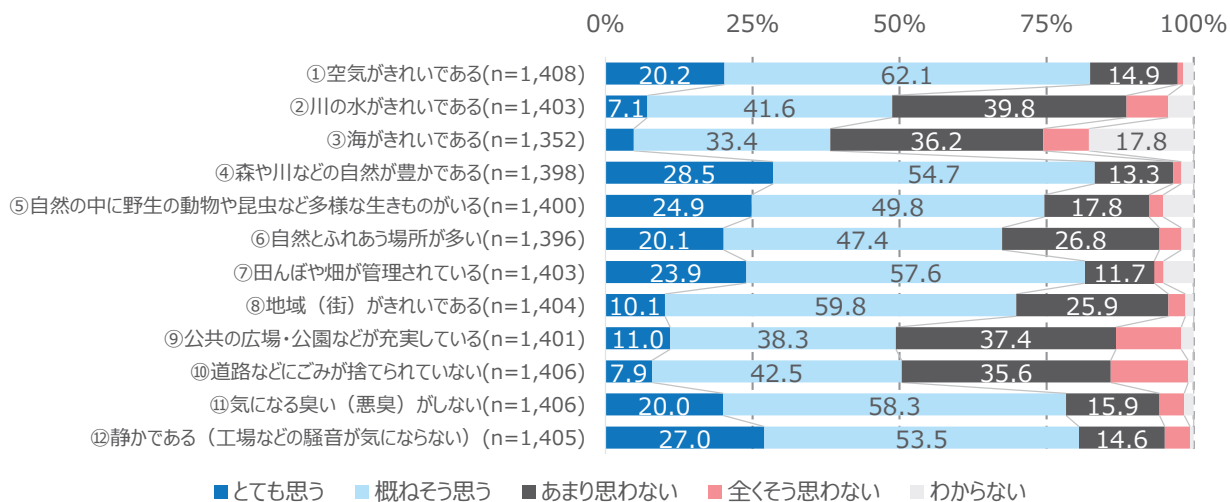
6) 住居区分



Ⅱ 身近な地域の環境や環境問題全般について

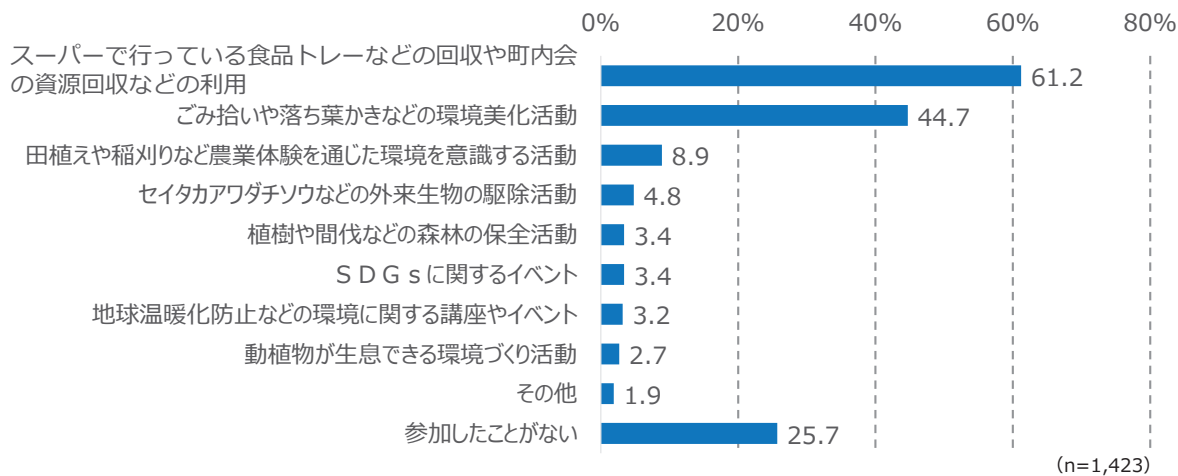
1) 居住地域の環境に対する意識・感想

居住地域の環境に対する意識・感想（下記の項目①～⑫）を5段階評価（「とても思う」「概ねそう思う」「あまり思わない」「全くそう思わない」「わからない」）で尋ねたところ、『①空気がきれいである』『④森や川などの自然が豊かである』『⑦田んぼや畑が管理されている』『⑩気になる臭い（悪臭）がしない』『⑫静かである（工場などの騒音が気にならない）』などで「とても思う」と「概ねそう思う」を合わせた割合が高くなっています。



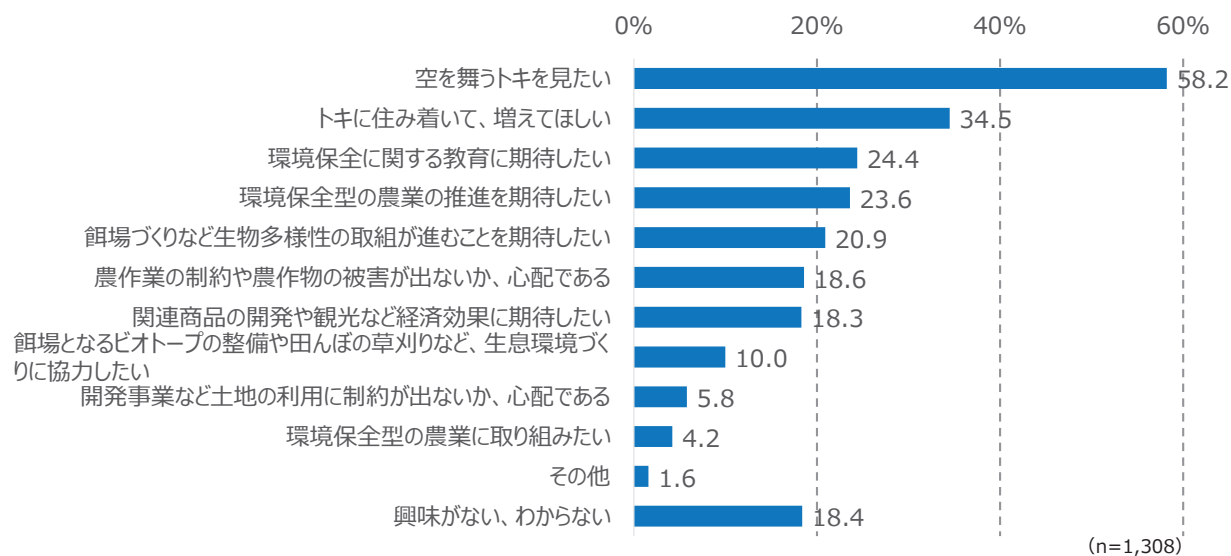
2) これまでに参加したり取り組んだりしたことがある環境保全活動

市や地域団体・民間団体等が行っている環境保全活動で、これまでに参加したり取り組んだりしたことがあるものを尋ねたところ（複数回答）、「スーパーで行っている食品トレーなどの回収や町内会の資源回収などの利用」とする割合が61.2%で最も高く、次いで「ゴミ拾いや落ち葉かきなどの環境美化活動」（44.7%）などとなっています。一方、「参加したことがない」とする割合は25.7%となっています。



3) トキの放鳥に向けた環境整備に対する意見

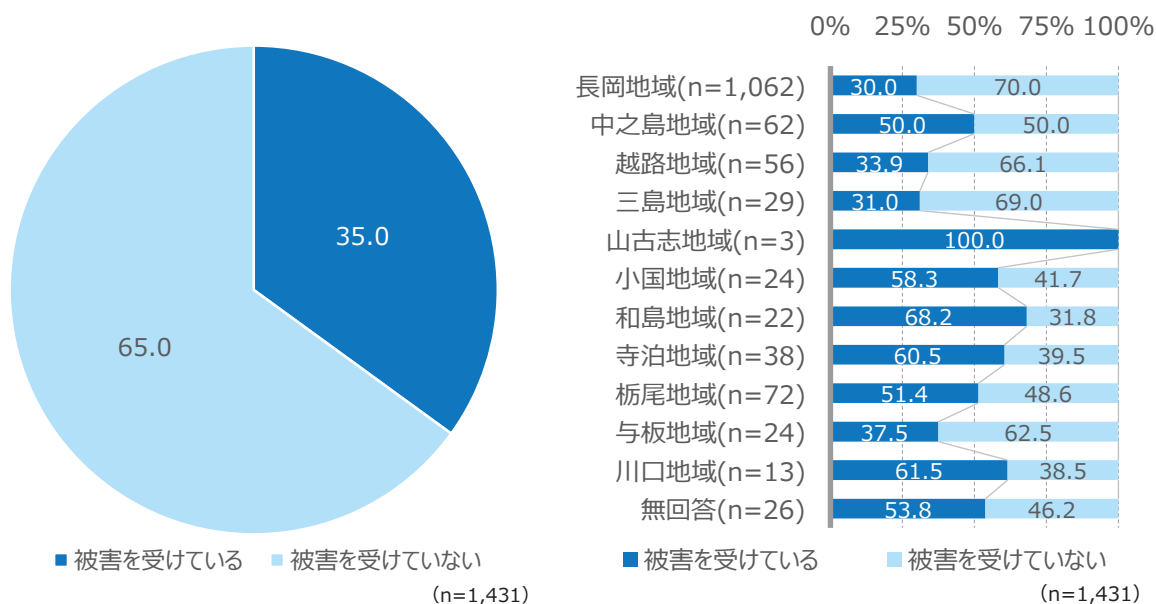
トキの放鳥に向けた環境整備に対する意見として当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「空を舞うトキを見たい」とする割合が58.2%で最も高く、以下「トキに住み着いて、増えてほしい」（34.5%）、「環境保全に関する教育に期待したい」（24.4%）、「環境保全型の農業の推進を期待したい」（23.6%）などとなっています。



4) 有害鳥獣による生活環境への被害の有無

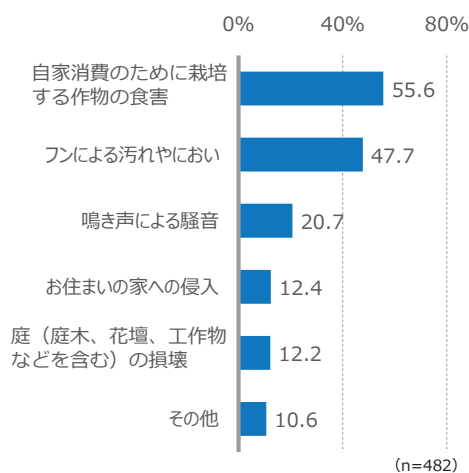
有害鳥獣による生活環境への被害の有無を尋ねたところ、「被害を受けている」とする割合が35.0%で、「被害を受けていない」とする割合が65.0%となっています。

地域別にみると、山古志地域、和島地域、川口地域、寺泊地域などで「被害を受けている」とする割合が高くなっています。



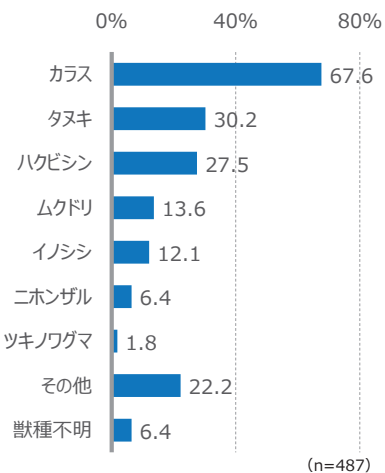
5) 鳥獣による被害の概要

鳥獣による被害の概要を尋ねたところ（複数回答）、「自家消費のために栽培する作物の食害」とする割合が55.6%で最も高く、以下「フンによる汚れやにおい」（47.7%）、「鳴き声による騒音」（20.7%）などとなっています。



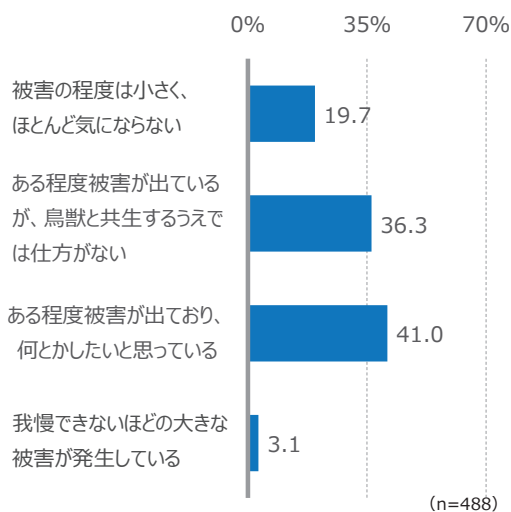
6) 鳥獣による被害の原因となっている獣種

被害の原因となっている鳥獣を尋ねたところ（複数回答）、「カラス」の割合が67.6%で最も高く、以下「タヌキ」（30.2%）、「ハクビシン」（27.5%）などとなっています。



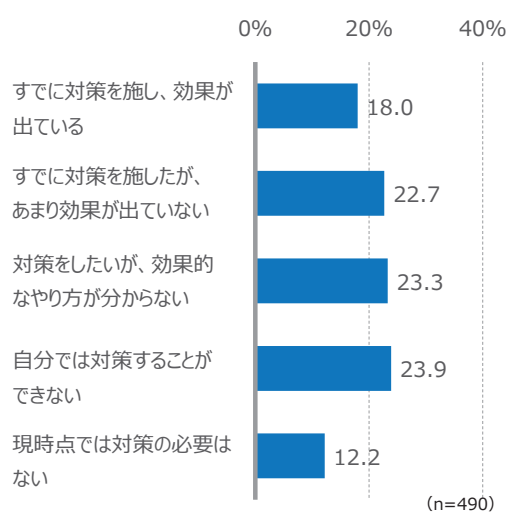
7) 鳥獣による被害に対する受け止め方

鳥獣による被害に対する受け止め方について最も近いものを尋ねたところ、「被害の程度は小さく、ほとんど気にならない」とする割合が19.7%、「ある程度被害が出ているが、鳥獣と共生するうえでは仕方がない」が36.3%、「ある程度被害が出ており、何とかしたいと思っている」が41.0%などとなっています。



8) 鳥獣による被害対策の現状

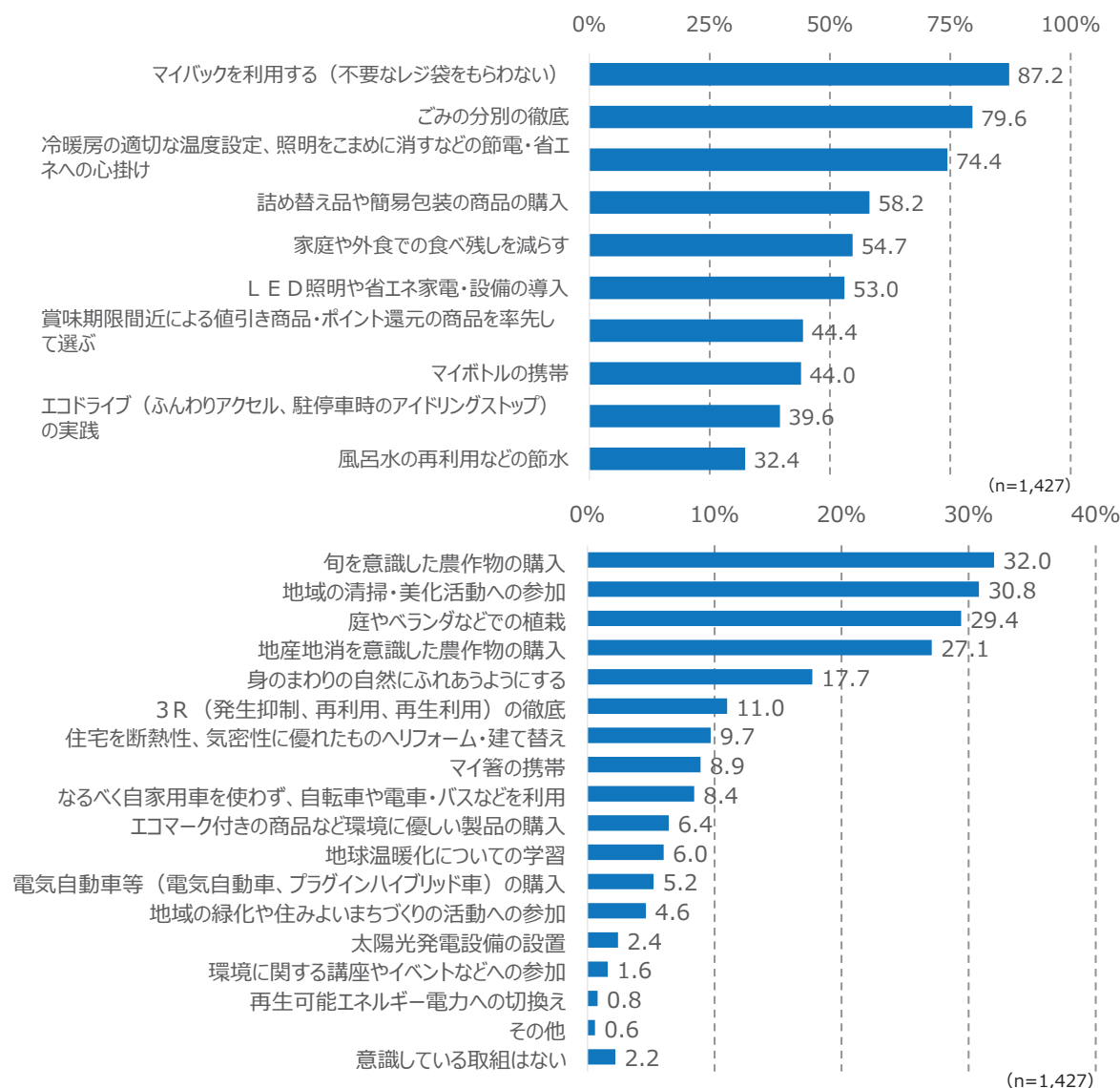
被害対策の現状について最も近いものを尋ねたところ、「すでに対策を施し、効果が出ている」とする割合が18.0%、「すでに対策を施したが、あまり効果が出ていない」が22.7%、「対策をしたいが、効果的なやり方が分からない」が23.3%、「自分では対策することができない」が23.9%などとなっています。



Ⅲ 環境に配慮した行動・活動の実践状況について

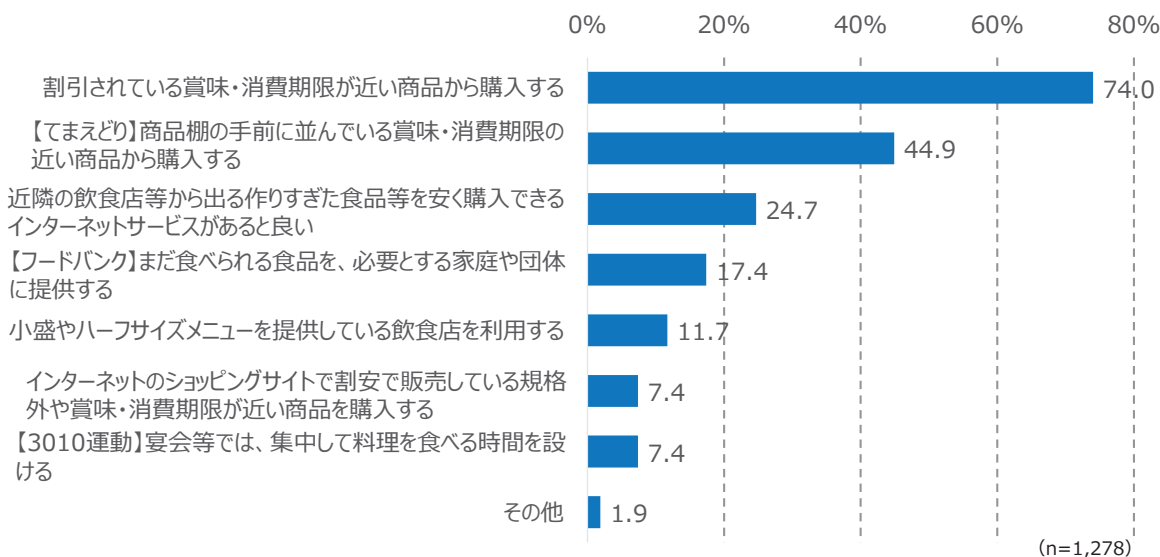
1) 環境に配慮した行動・活動

環境に配慮した行動・活動として実践している取組を尋ねたところ（複数回答）、「マイバックを利用する（不要なレジ袋をもらわない）」とする割合が87.2%で最も高く、以下「ごみの分別の徹底」（79.6%）、「冷暖房の適切な温度設定、照明をこまめに消すなどの節電・省エネへの心掛け」（74.4%）、「詰め替え品や簡易包装の商品の購入」（58.2%）などとなっています。



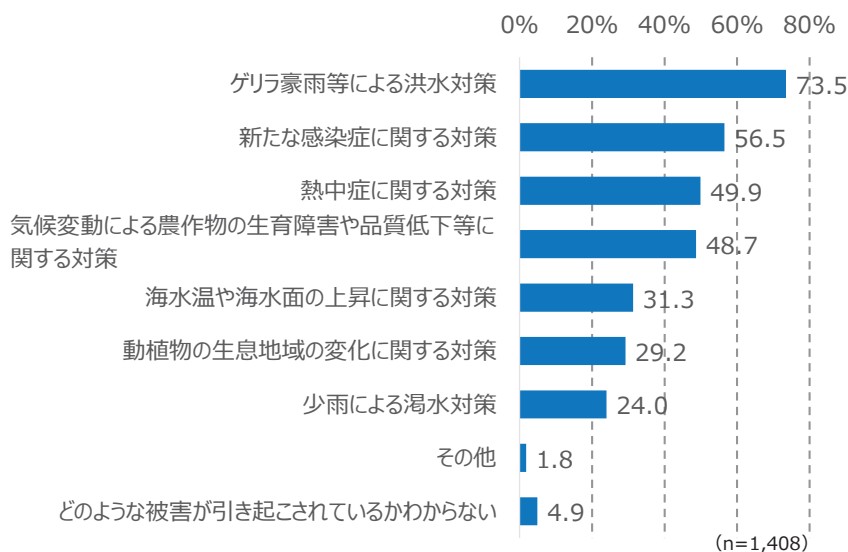
2) 食品ロスについて関心のある取組・心掛けている取組

食品ロスについて関心のある取組や心掛けている取組を尋ねたところ（複数回答）、「割引されている賞味・消費期限が近い商品から購入する」とする割合が74.0%で最も高く、以下「【てまえどり】商品棚の手前に並んでいる賞味・消費期限の近い商品から購入する」（44.9%）、「近隣の飲食店等から出る作りすぎた食品等を安く購入できるインターネットサービスがあると良い」（24.7%）などとなっています。



3) 地球温暖化への適応策として進めるべきこと

地球温暖化への適応策として進めるべきことを尋ねたところ（複数回答）、「ゲリラ豪雨等による洪水対策」とする割合が73.5%で最も高く、以下「新たな感染症に関する対策」（56.5%）、「熱中症に関する対策」（49.9%）、「気候変動による農作物の生育障害や品質低下等に関する対策」（48.7%）などとなっています。

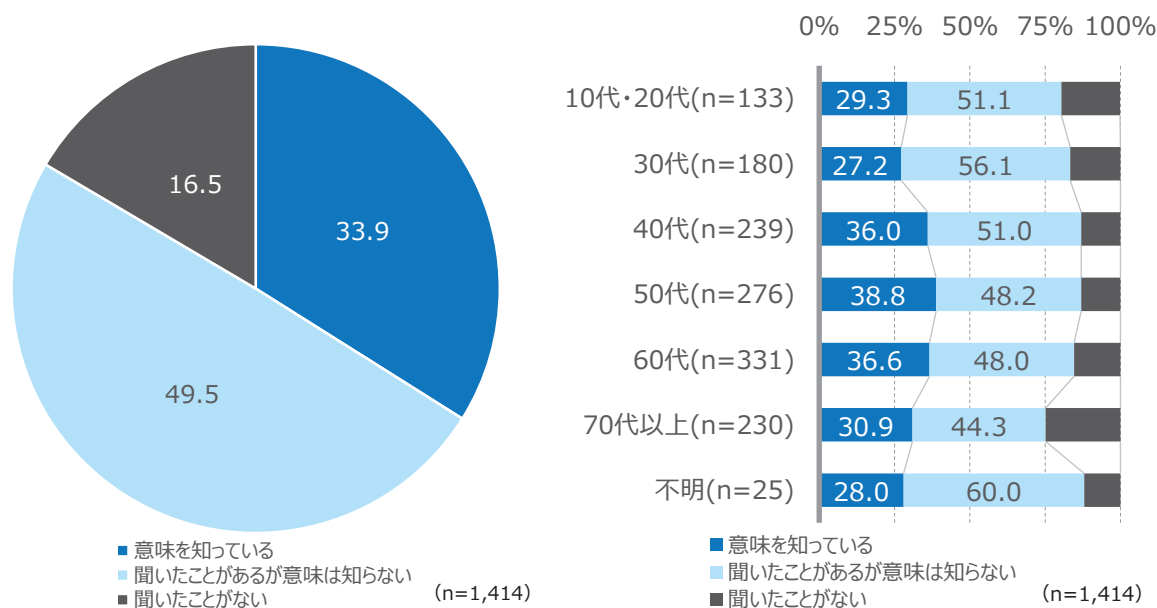


IV 省エネルギー・再生可能エネルギーについて

1) カーボンニュートラルの認知状況

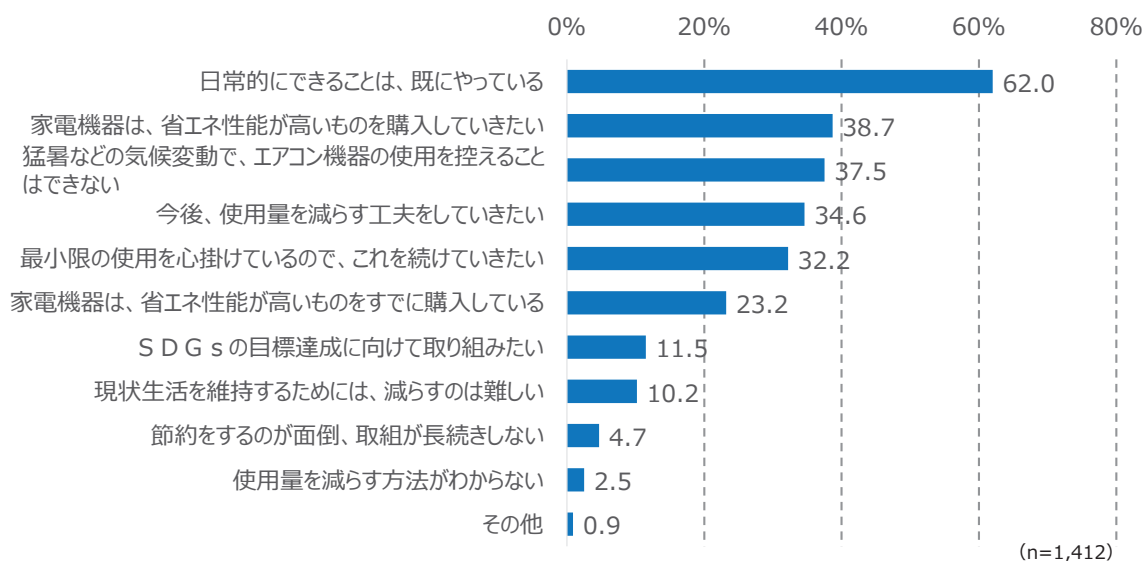
「カーボンニュートラル」についてどこまで知っているか尋ねたところ、「意味を知っている」とする割合が33.9%、「聞いたことがあるが意味は知らない」が49.5%、「聞いたことがない」が16.5%となっています。

年代別にみると、40代、50代、60代で「意味を知っている」とする割合が他の年代に比べて高くなっています。



2) 電気・ガス等の使用量を減らす取組の状況

電気・ガス等の使用量を減らす取組について自身の状況として当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「日常的にできることは、既にやっている」とする割合が62.0%で最も高く、以下「家電機器は、省エネ性能が高いものを購入していきたい」（38.7%）、「猛暑などの気候変動で、エアコン機器の使用を抑えることはできない」（37.5%）などとなっています。

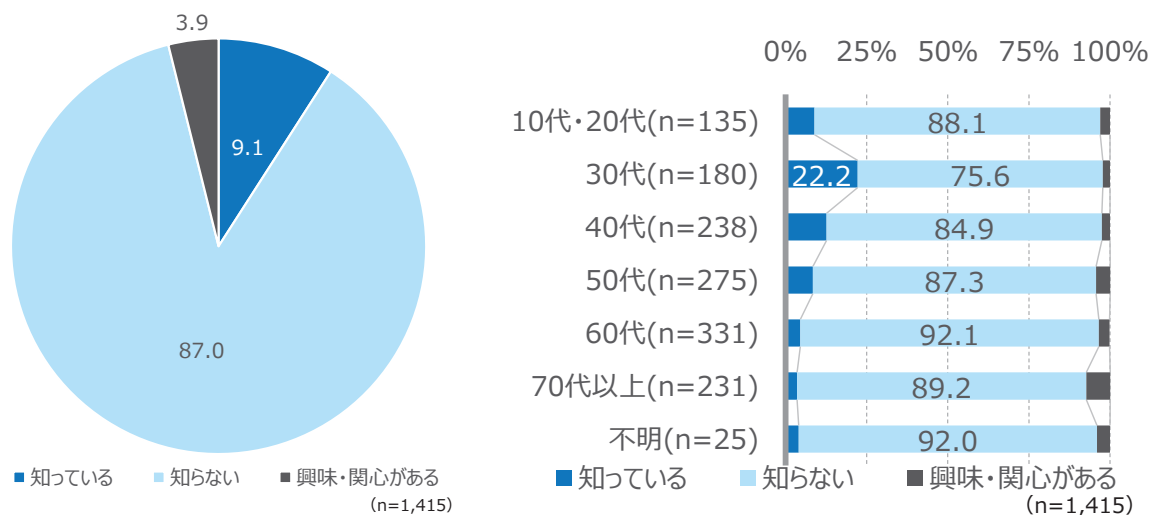


V 建物・設備・車について（使用電力量削減、設備等の入替え導入）

1) ZEH（ゼッチ）の認知状況

「ZEH（ゼッチ）」という言葉を知っているか尋ねたところ、「知っている」とする割合が9.1%、「知らない」が87.0%、「興味・関心がある」が3.9%となっています。

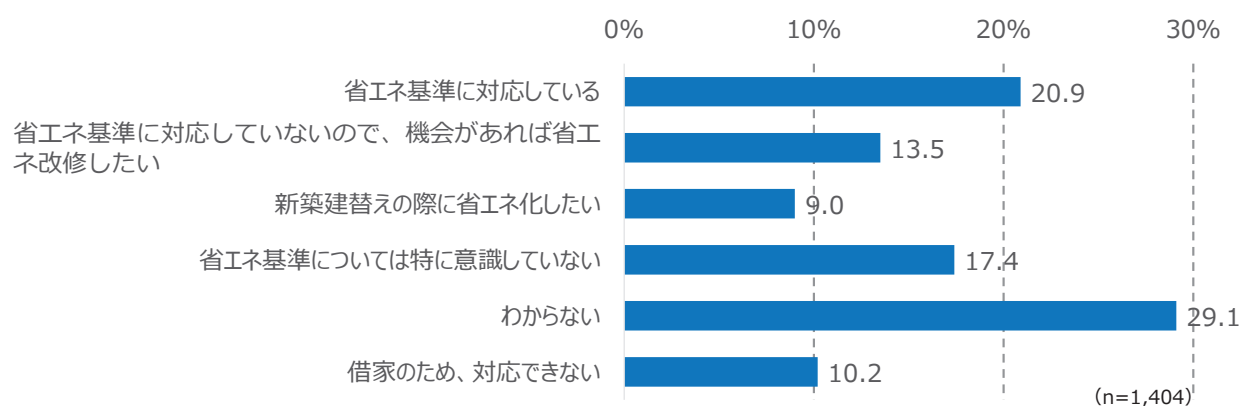
年代別にみると、30代で「知っている」とする割合が他の年代に比べて高くなっています。



2) 住宅の省エネ基準への対応状況

住居の省エネ基準への対応状況を尋ねたところ、「省エネ基準に対応している」とする割合が20.9%、「省エネ基準に対応していないので、機会があれば省エネ改修したい」が13.5%、「新築建替えの際に省エネ化したい」が9.0%となっています。

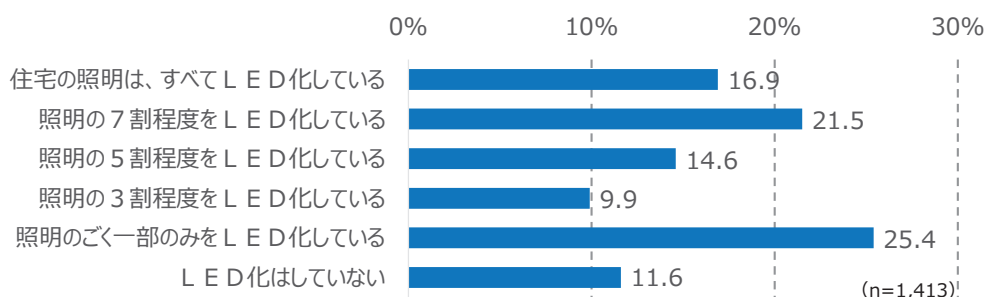
一方、「省エネ基準については特に意識していない」が17.4%、「わからない」が29.1%となっています。



3) 住宅照明のLED化への対応状況

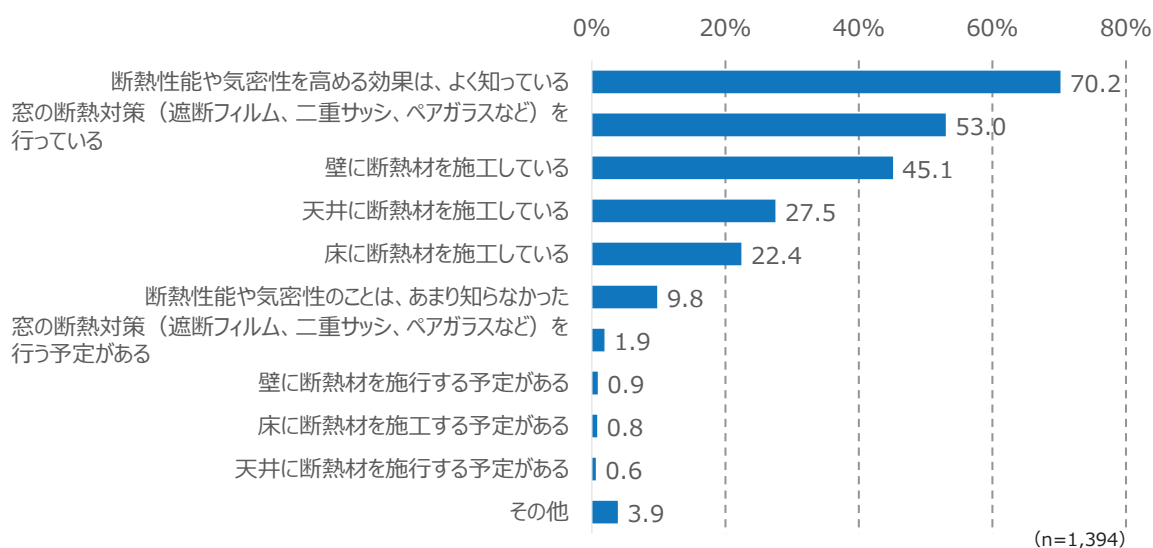
住宅照明のLED化への対応状況を尋ねたところ、「住宅の照明は、すべてLED化している」とする割合が16.9%、「照明の7割程度をLED化している」が21.5%、「照明の5割程度をLED化している」が14.6%などとなっています。

一方、「LED化はしていない」とする割合は11.6%となっています。



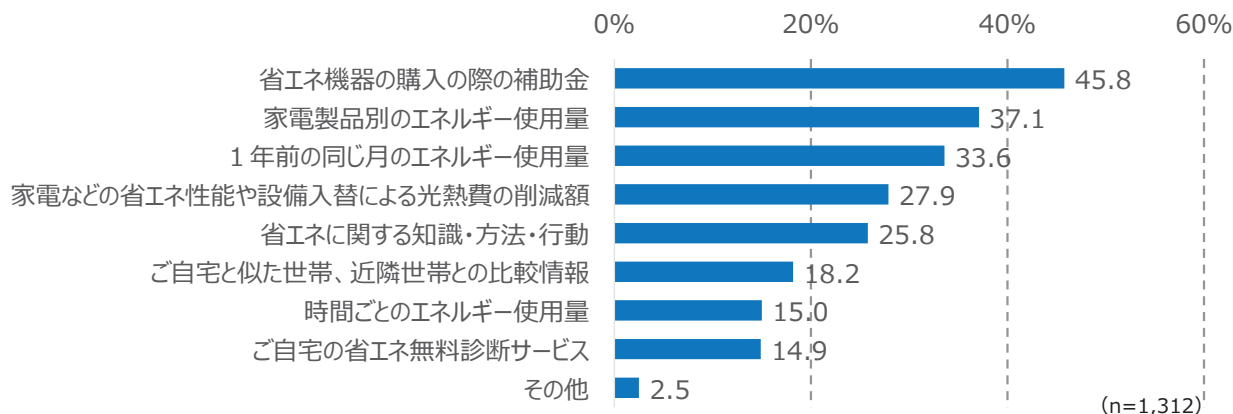
4) 住宅の断熱性能や気密性を高める工事等の状況

住宅の断熱性能や気密性を高める工事について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「断熱性能や気密性を高める効果は、よく知っている」とする割合が70.2%で最も高く、以下「窓の断熱対策（遮断フィルム、二重サッシ、ペアガラスなど）を行っている」（53.0%）、「壁に断熱材を施工している」（45.1%）、「天井に断熱材を施工している」（27.5%）などとなっています。



5) 住宅の省エネ対策をするために知りたいこと

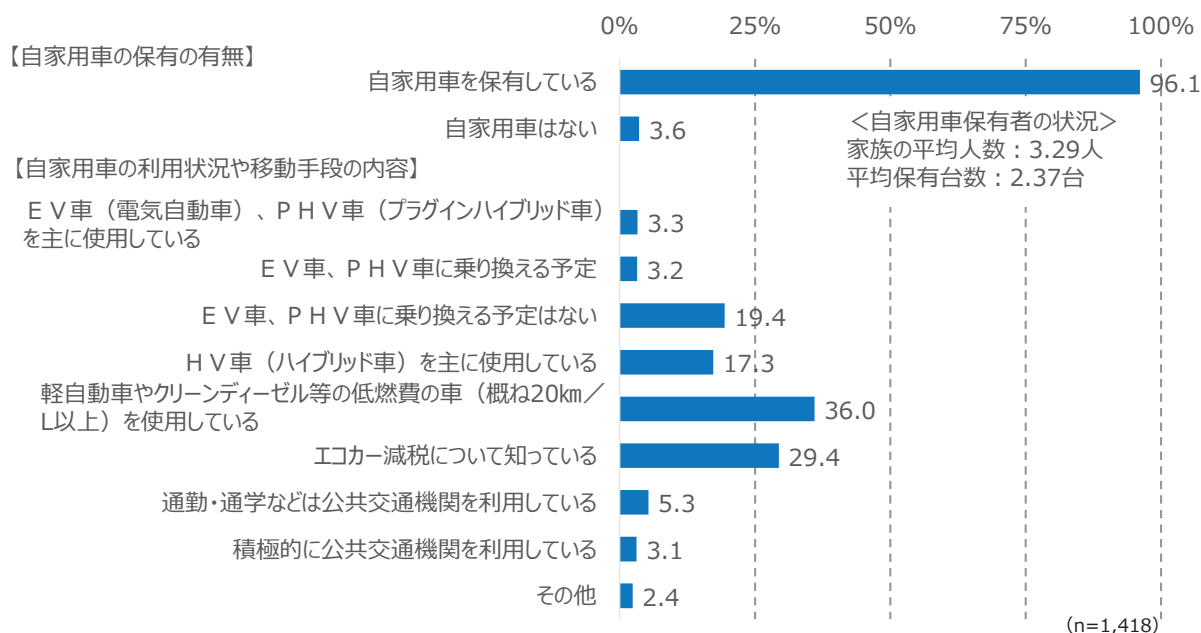
住宅の省エネ対策をするために知りたいことを尋ねたところ（複数回答）、「省エネ機器の購入の際の補助金」とする割合が45.8%で最も高く、以下「家電製品別のエネルギー消費量」（37.1%）、「1年前の同じ月のエネルギー使用量」（33.6%）などとなっています。



6) 自家用車・移動手段に関する状況

自家用車・移動手段について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「自家用車を保有している」とする割合が96.1%で、「自家用車はない」が3.6%となっています。

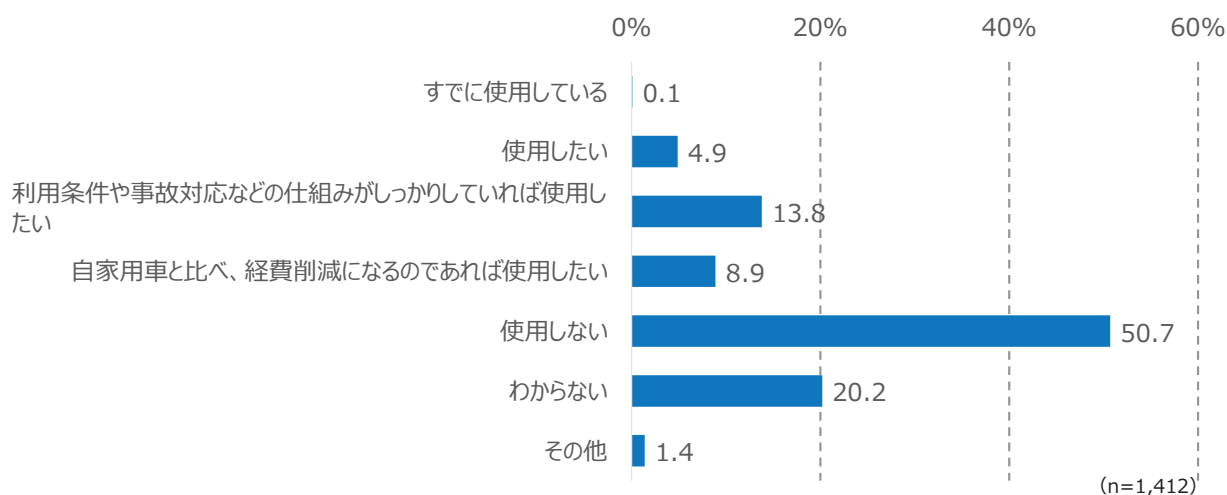
自家用車の利用状況や移動手段の内容をみると（複数回答）、「軽自動車やクリーンディーゼル等の低燃費の車（概ね20km/L以上）を使用している」とする割合が36.0%で最も高く、次いで「エコカー減税について知っている」（29.4%）などとなっています。



7) カーシェアリングの利用意向

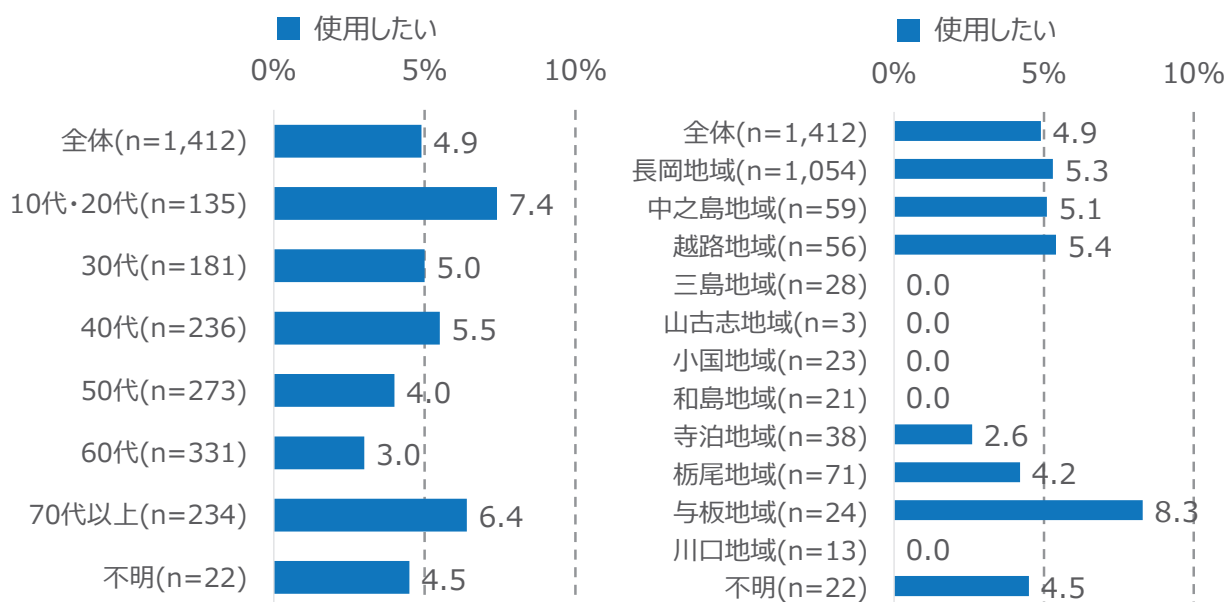
カーシェアリングの利用意向について尋ねたところ、「すでに使用している」とする割合が0.1%とほぼ皆無となっています。また、「使用したい」が4.9%、「利用条件や事故対応などの仕組みがしっかりしていれば使用したい」が13.8%、「自家用車と比べ、経費削減になるのであれば使用したい」が8.9%となっており、この3つを合わせた『利用意向あり』の割合が27.6%となっています。

一方、「使用しない」は50.7%、「わからない」は20.2%となっています。



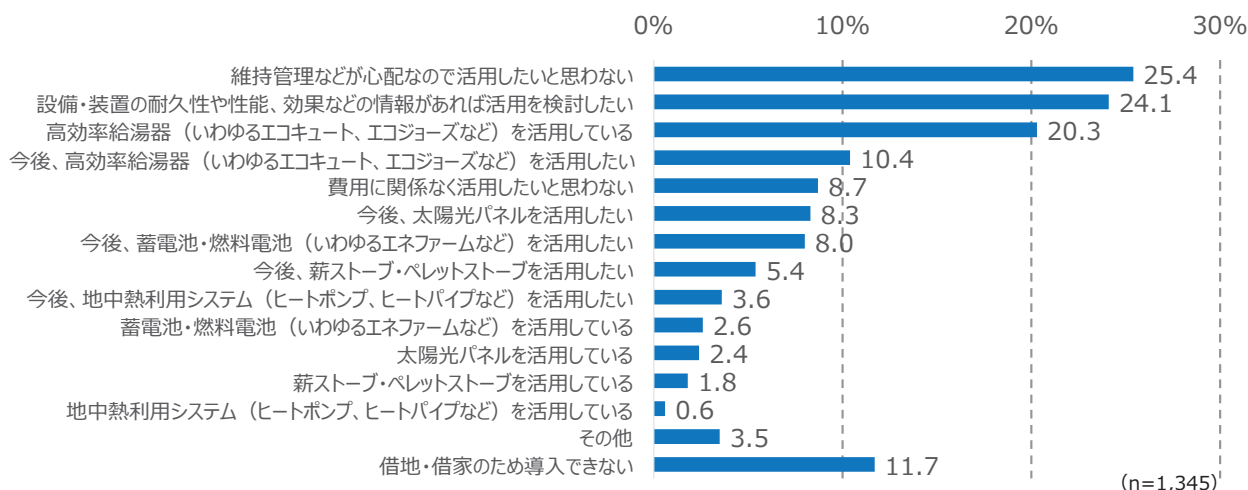
カーシェアリングの利用意向について「使用したい」とする割合を地域別にみると、与板地域、越路地域、長岡地域、中之島地域などで他の地域に比べて割合が高くなっています。

「使用したい」とする割合を年代別にみると、10代・20代と70代以上で他の年代に比べて割合が高くなっています。



8) 環境負荷が少ない住宅設備の活用状況

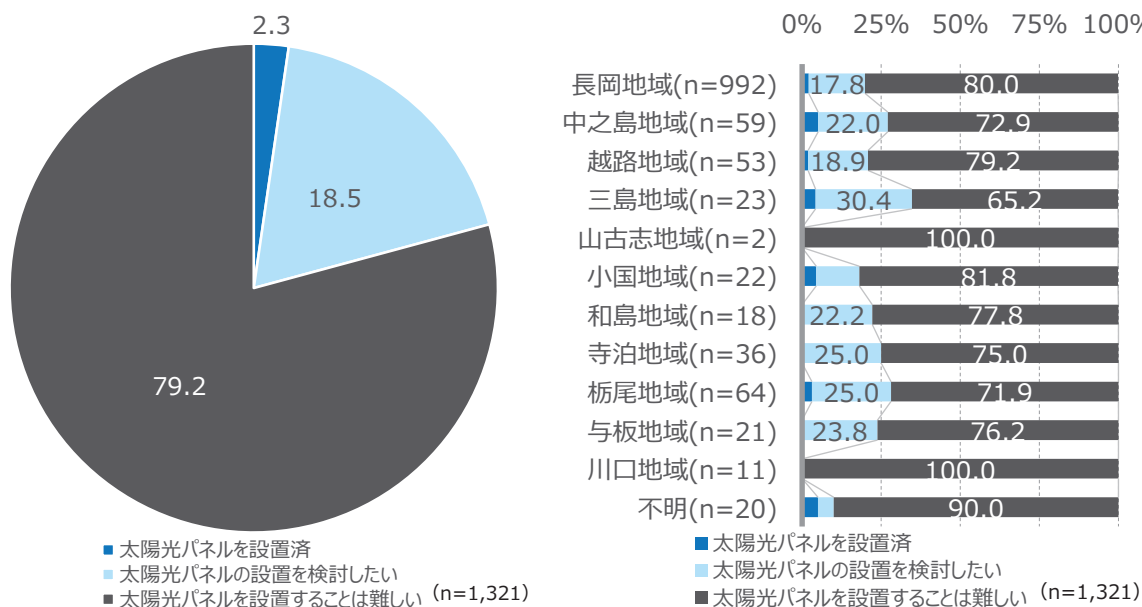
環境への負荷が少ない住宅設備を活用しているか、または今後活用したいと思うかを尋ねたところ（複数回答）、「維持管理などが心配なので活用したいと思わない」とする割合が25.4%で最も高く、以下「設備・装置の耐久性や性能、効果などの情報があれば活用を検討したい」（24.1%）、「高効率給湯器（いわゆるエコキュート、エコジョーズなど）を活用している」（20.3%）などとなっています。



9) 太陽光パネルの設置状況

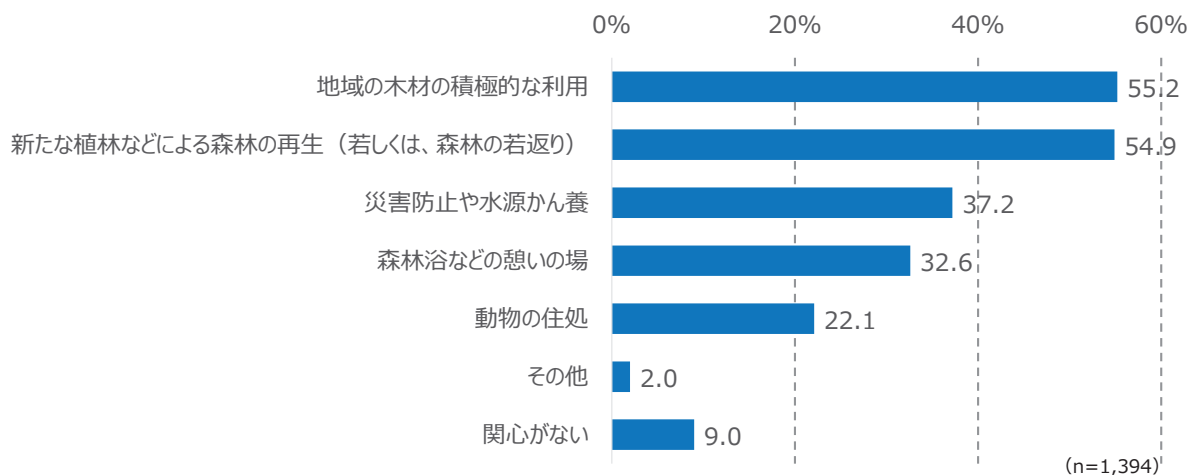
太陽光パネルの設置状況を尋ねたところ、「太陽光パネルを設置済」とする割合が2.3%、「太陽光パネルの設置を検討したい」が18.5%、「太陽光パネルを設置することは難しい」が79.2%となっています。

地域別にみると、三島地域、栃尾地域、中之島地域などで「太陽光パネルを設置済」と「太陽光パネルの設置を検討したい」を合わせた割合が他の地域に比べて高くなっています。



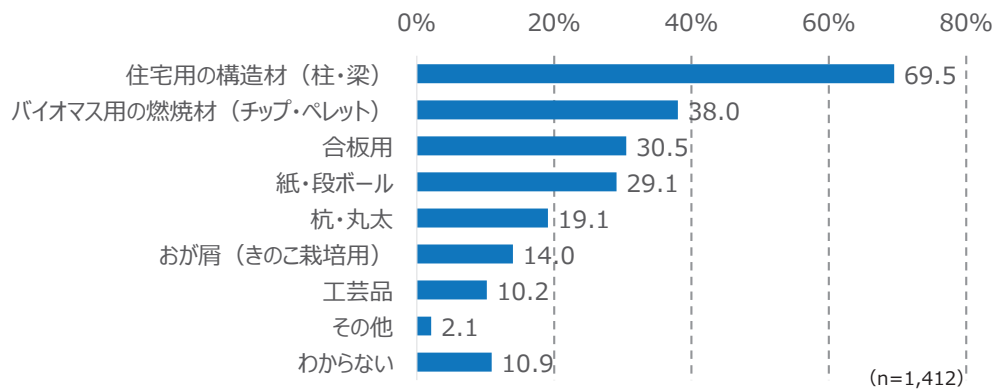
10) 森林の若返りを図るための森林の活用方法

森林の若返りを図るためにどのような方法で森林を活用すべきかについて尋ねたところ（複数回答）、「地域の木材の積極的な利用」（55.2%）と「新たな植林などによる森林の再生（若しくは、森林の若返り）」（54.9%）とする割合が5割を超えて特に高くなっています。以下、「災害防止や水源かん養」（37.2%）、「森林浴などの憩いの場」（32.6%）などとなっています。



11) 森林から発生する木材の利用方法

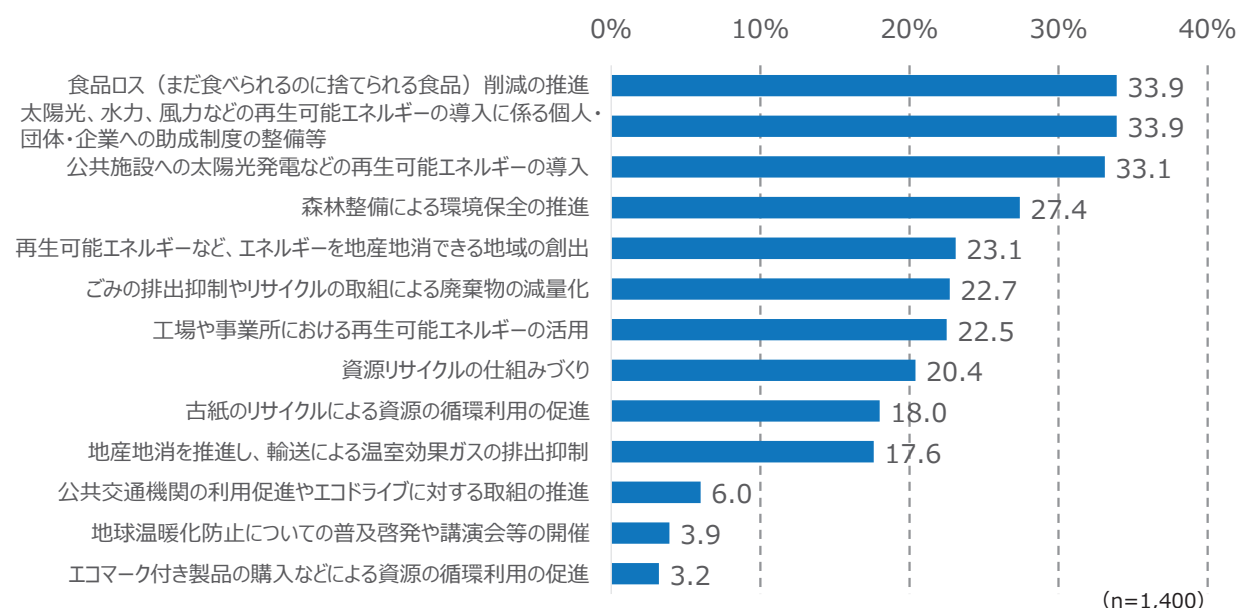
森林から発生する木材の利用方法を尋ねたところ（複数回答）、「住宅用の構造材（柱・梁）」とする割合が69.5%で最も高く、以下「バイオマス用の燃焼材（チップ・ペレット）」（38.0%）、「合板用」（30.5%）、「紙・段ボール」（29.1%）などとなっています。



VI 今後5年間で重点的に進めるべき施策について

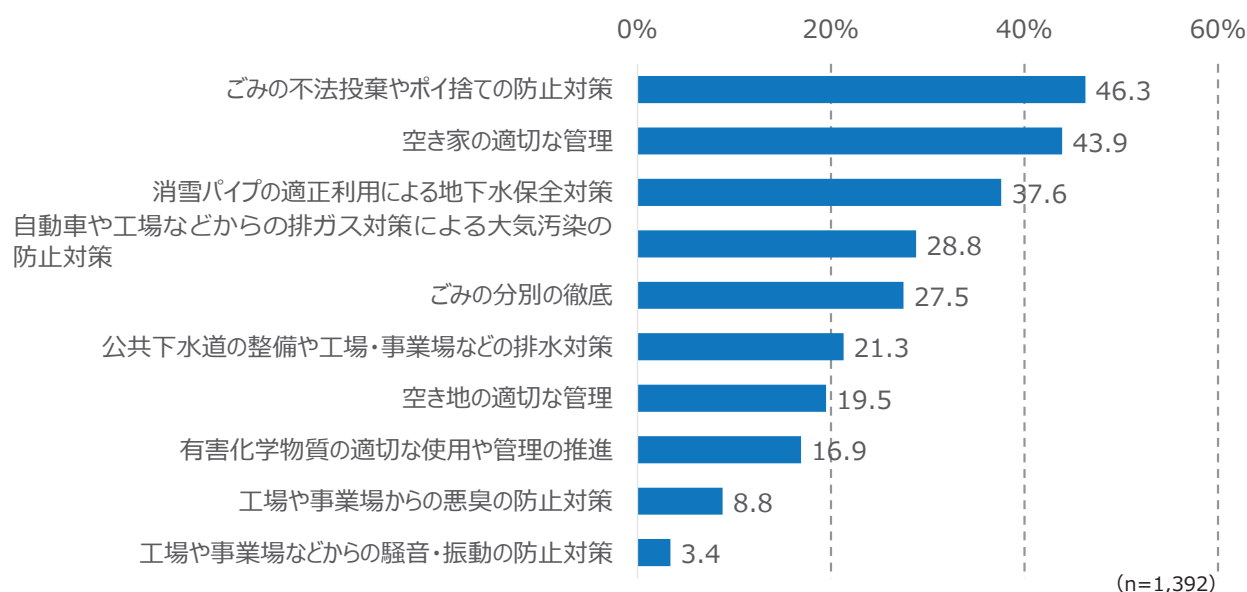
1) 地球環境の保全について

地球環境の保全に関して今後5年間で重点的に進めるべきだと思ふ施策を尋ねたところ（3つまでの複数回答）、「食品ロス（まだ食べられるのに捨てられる食品）削減の推進」と「太陽光、水力、風力などの再生可能エネルギーの導入に係る個人・団体・企業への助成制度の整備等」（ともに33.9%）、「公共施設への太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入」（33.1%）とする割合が3割を超えて特に高くなっています。



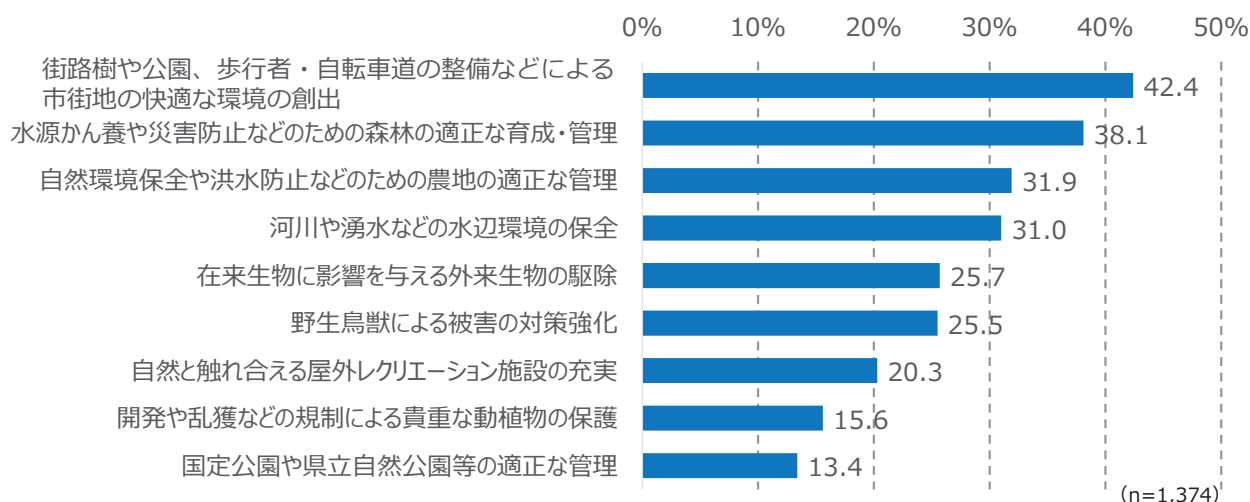
2) 生活環境の保全について

生活環境の保全に関して今後5年間で重点的に進めるべきだと思ふ施策を尋ねたところ（3つまでの複数回答）、「ごみの不法投棄やポイ捨ての防止対策」とする割合が46.3%で最も高く、以下「空き家の適切な管理」（43.9%）、「消雪パイプの適正利用による地下水保全対策」（37.6%）などとなっています。



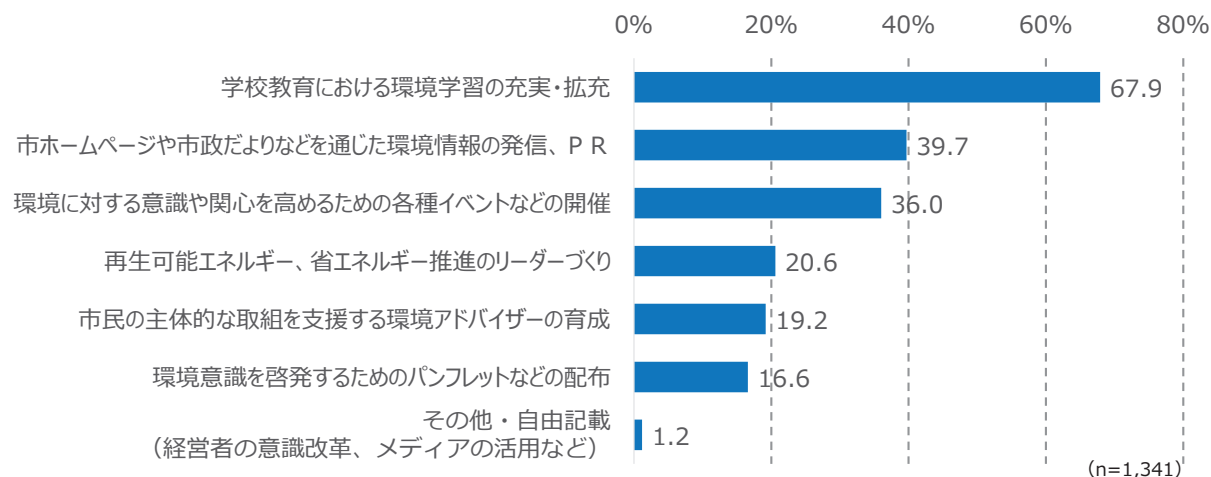
3) 自然や景観などの保全について

自然や景観などの保全に関して今後5年間で重点的に進めるべきだと思う施策を尋ねたところ（3つまでの複数回答）、「街路樹や公園、歩行者・自転車道の整備などによる市街地の快適な環境の創出」とする割合が42.4%で最も高く、次いで「水源かん養や災害防止などのための森林の適正な育成・管理」（38.1%）などとなっています。



4) 環境意識を高める取組について

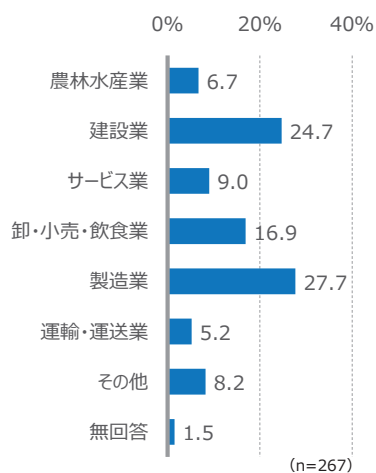
環境意識を高める取組に関して今後5年間で重点的に進めるべきだと思う施策を尋ねたところ（3つまでの複数回答）、「学校教育における環境学習の充実・拡充」とする割合が67.9%で最も高く、以下「市ホームページや市政だよりなどを通じた環境情報の発信、PR」（39.7%）、「環境に対する意識や関心を高めるための各種イベントなどの開催」（36.0%）などとなっています。



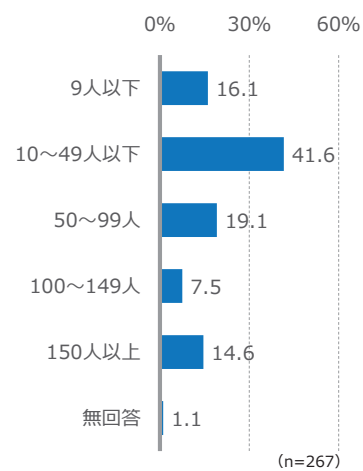
2-2 事業者アンケート調査の結果

I 回答した事業者の属性

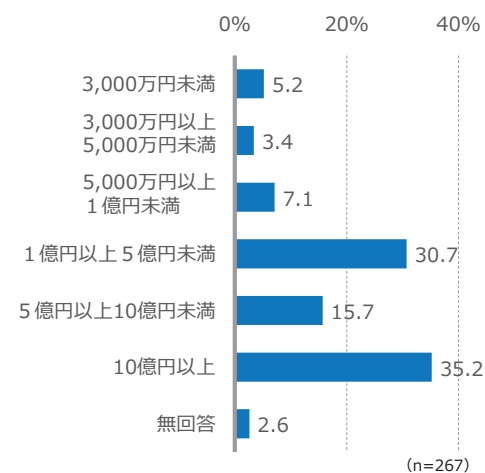
1) 業種



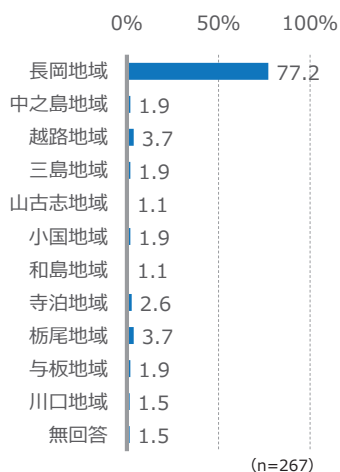
2) 従業員数



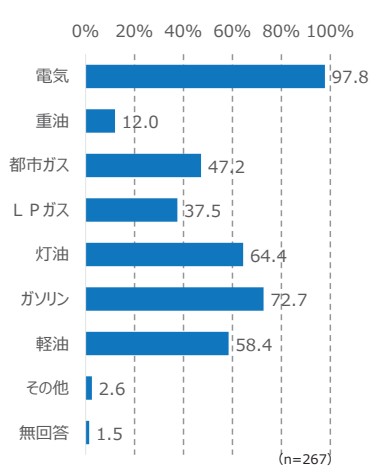
3) 年間出荷額



4) 所在地域



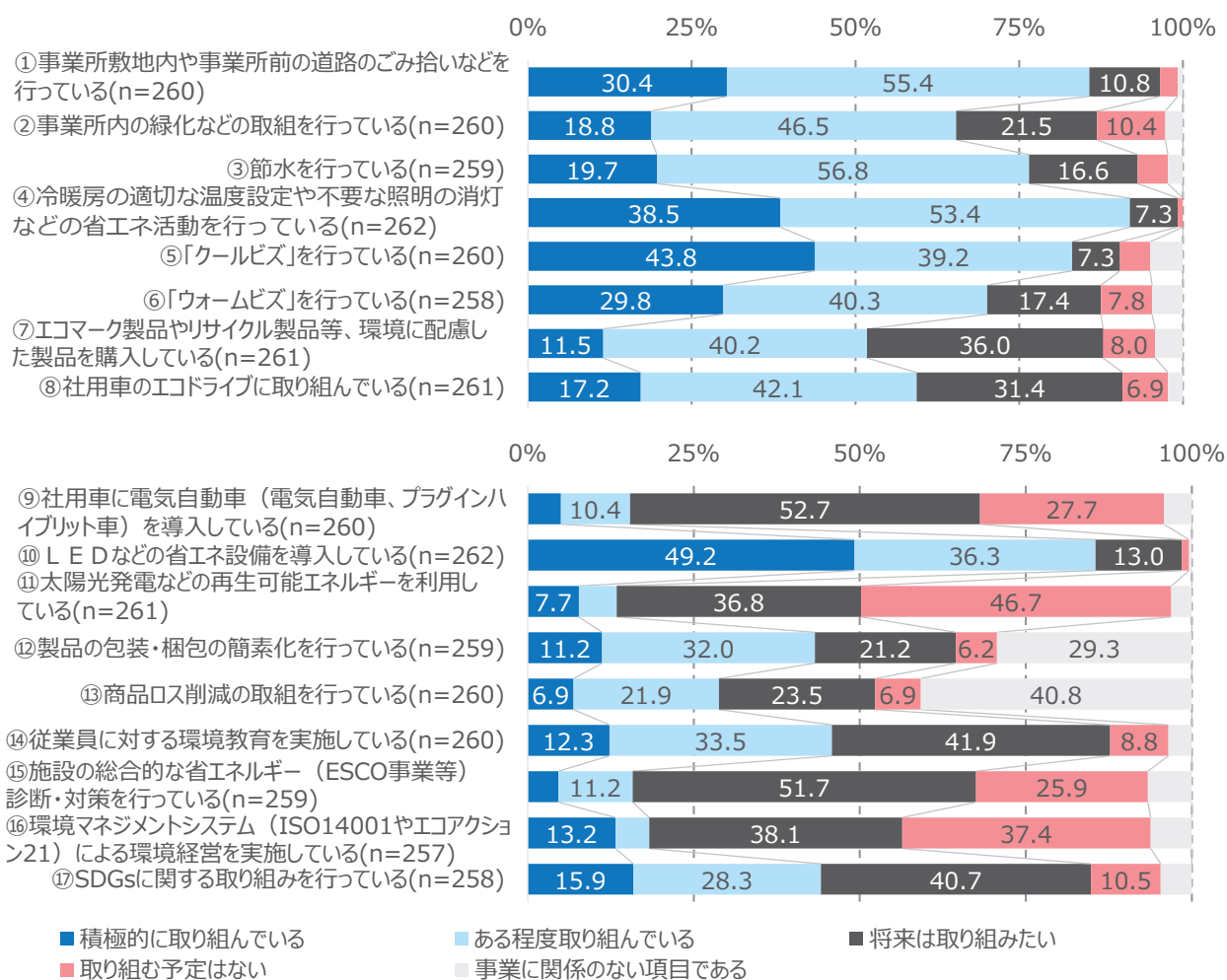
5) 使用しているエネルギー（※複数回答可）



Ⅱ 環境に配慮した行動・活動の実践状況について

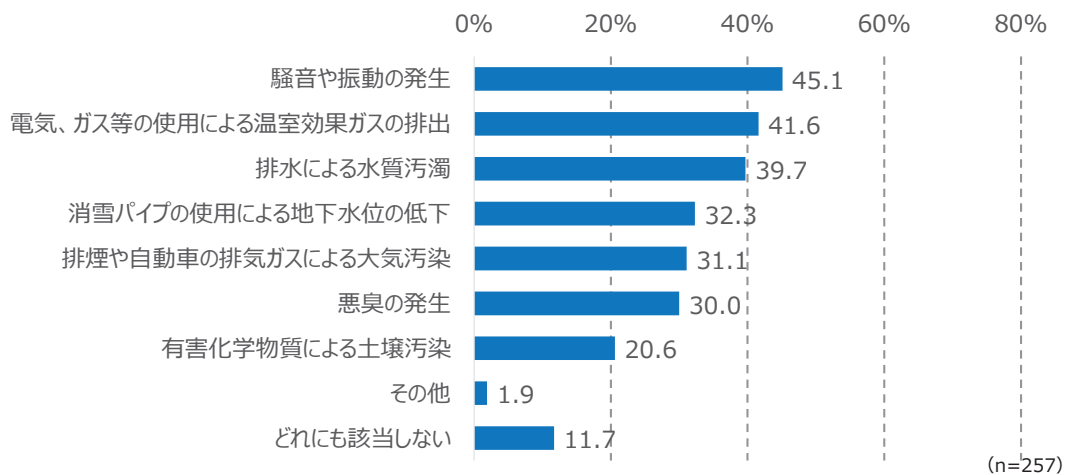
1) 環境に配慮した行動・活動の実践状況

環境に配慮した行動・活動（下記の項目①～⑰）に対する実践状況を5段階評価（「積極的に取り組んでいる」「ある程度取り組んでいる」「将来は取り組みたい」等）で尋ねたところ、『①事業所敷地内や事業所前の道路のごみ拾いなどを行っている』『④冷暖房の適切な温度設定や不要な照明の消灯などの省エネ活動を行っている』『⑩LEDなどの省エネ設備を導入している』などで「積極的に取り組んでいる」と「ある程度取り組んでいる」を合わせた割合が高くなっています。



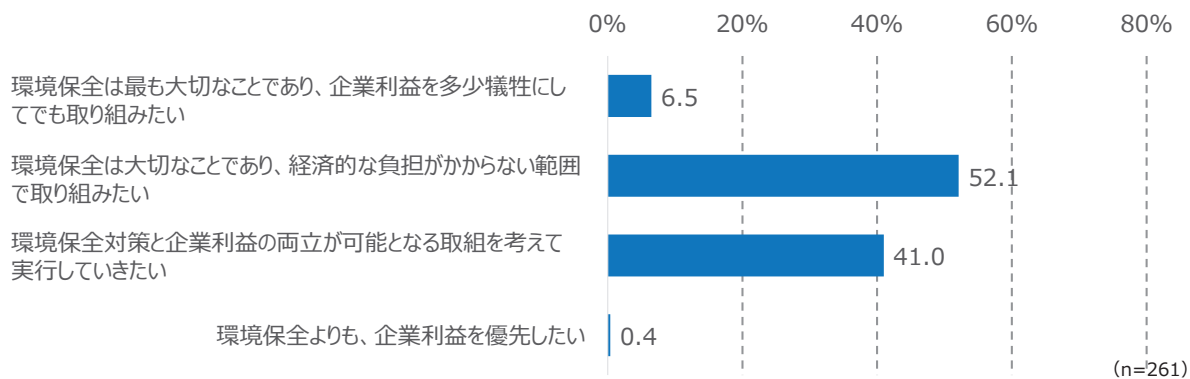
2) 製品の提供や事業活動において日頃から注意していること

環境保全に取り組む上で、製品の提供や事業活動において日頃から注意していることを尋ねたところ（複数回答）、「騒音や振動の発生」の割合が45.1%で最も高く、以下「電気、ガス等の使用による温室効果ガスの排出」（41.6%）、「排水による水質汚濁」（39.7%）などとなっています。



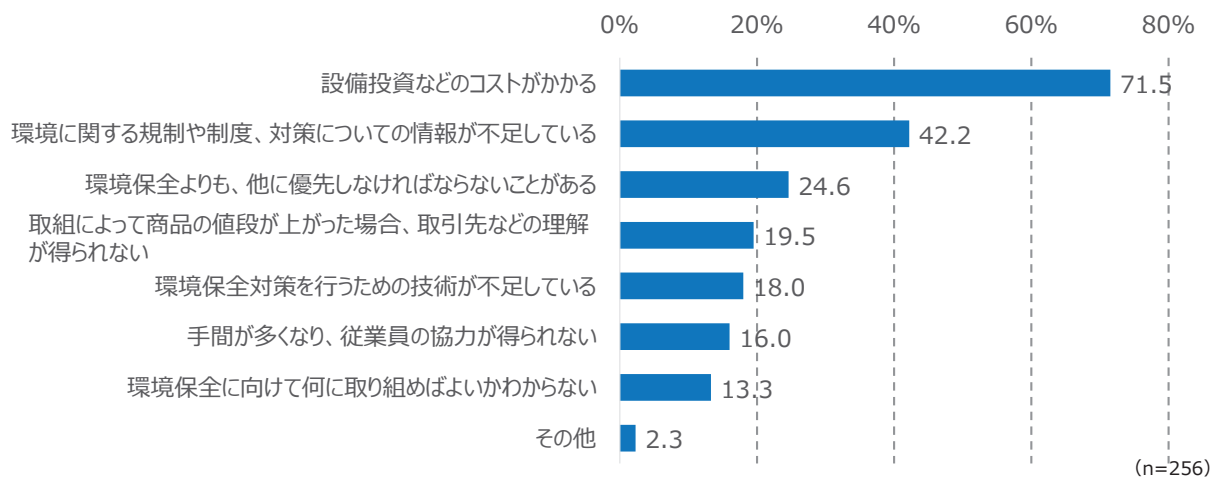
3) 環境保全と企業利益についての考え

環境保全と企業利益についてどのように考えているのかを尋ねたところ、「環境保全は最も大切なことであり、企業利益を多少犠牲にしても取り組みたい」とする割合が6.5%、「環境保全は大切なことであり、経済的な負担がかからない範囲で取り組みたい」が52.1%、「環境保全対策と企業利益の両立が可能となる取組を考えて実行していきたい」が41.0%、「環境保全よりも、企業利益を優先したい」が0.4%となっています。



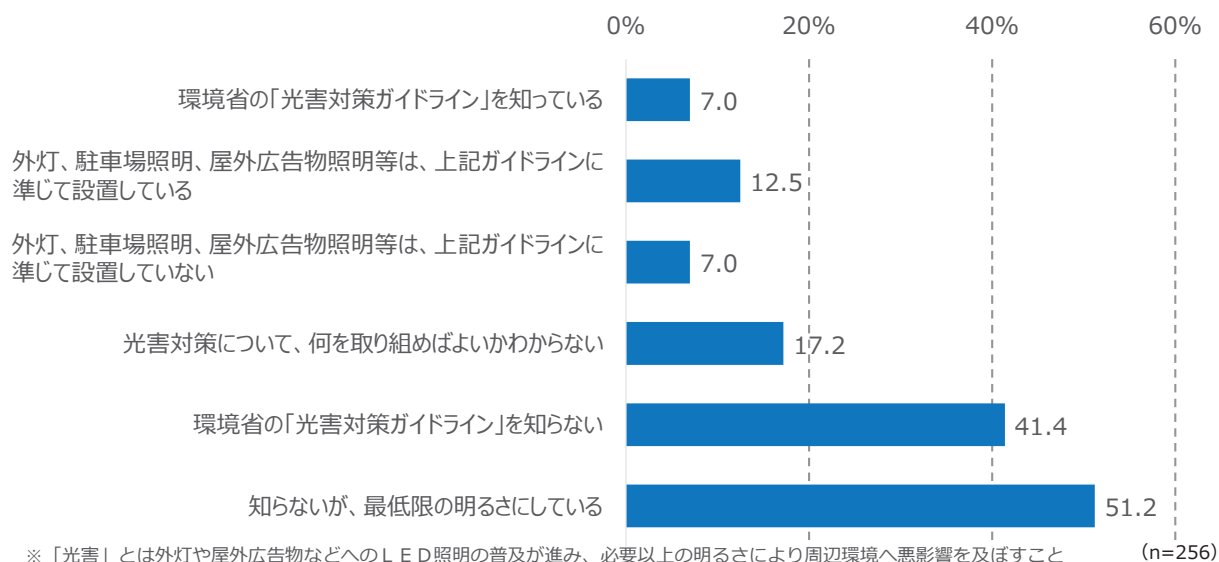
4) 環境保全に取り組む上での課題

環境保全に取り組む上での課題を尋ねたところ（複数回答）、「設備投資などのコストがかかる」とする割合が 71.5%で最も高く、次いで「環境に関する規制や制度、対策についての情報が不足している」（42.2%）などとなっています。



5) 「光害（ひかりがい）」への対策の状況

「光害（ひかりがい）」への対策の状況について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「環境省の『光害対策ガイドライン』を知っている」とする割合が 7.0%、「外灯、駐車場照明、屋外広告物照明等は、上記ガイドラインに準じて設置している」が 12.5%などとなっています。一方、「環境省の『光害対策ガイドライン』を知らない」とする割合は 41.4%、「知らないが、最低限の明るさにしている」は 51.2%となっています。

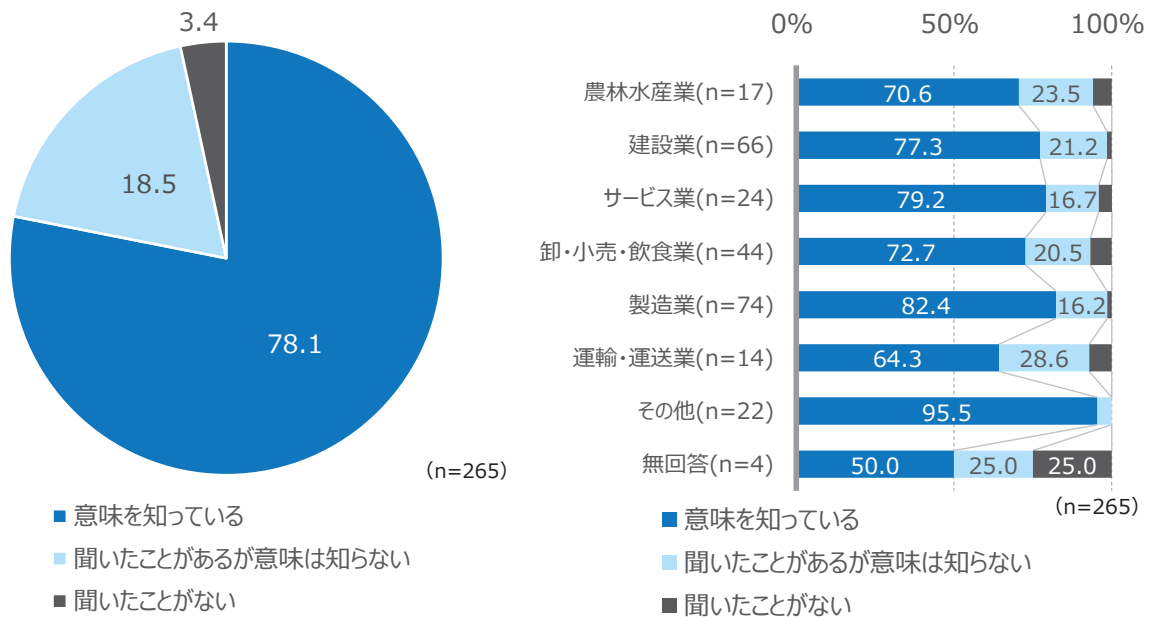


Ⅲ 省エネルギー・再生可能エネルギーについて

1) カーボンニュートラルの認知状況

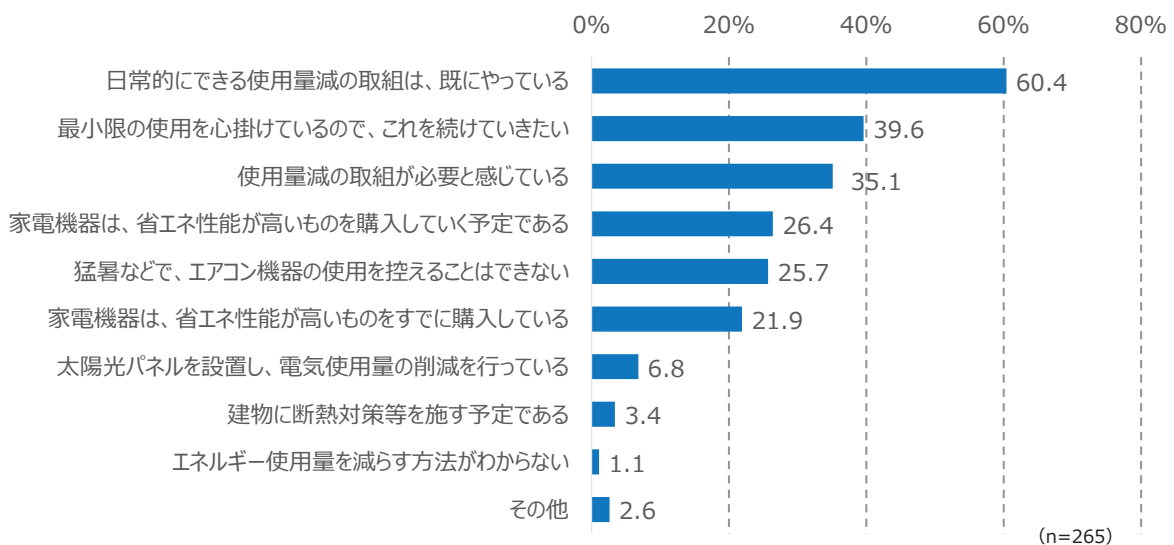
「カーボンニュートラル」についてどこまで知っているか尋ねたところ、「意味を知っている」とする割合が78.1%、「聞いたことがあるが意味は知らない」が18.5%、「聞いたことがない」が3.4%となっています。

業種別にみると、製造業で「意味を知っている」とする割合が他の業種に比べて高く、8割超となっています。



2) 電気・ガス等の使用量を減らす取組の状況

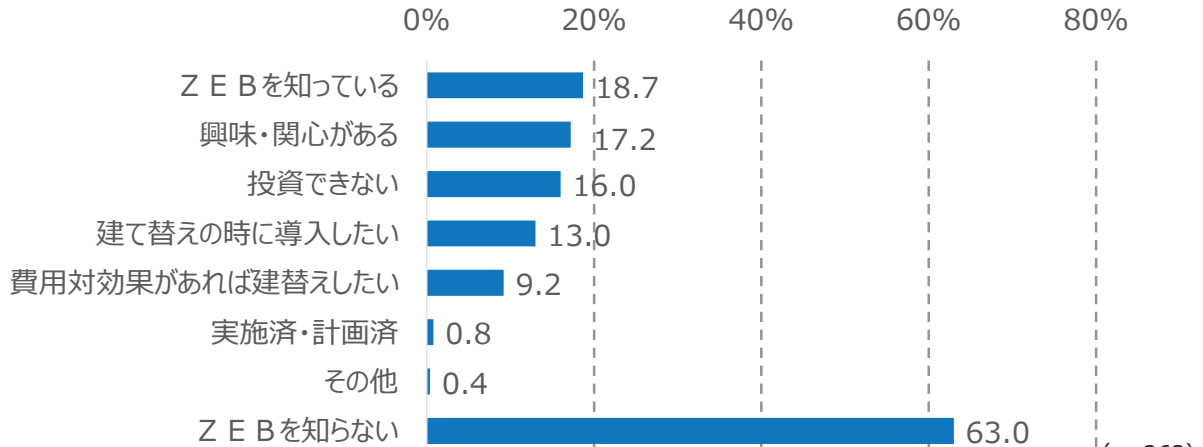
電気・ガス等の使用量を減らす取組について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「日常的にできる使用量減の取組は、既にやっている」とする割合が60.4%で最も高く、以下「最小限の使用を心掛けているので、これを続けていきたい」（39.6%）、「使用量減の取組が必要と感じている」（35.1%）などとなっています。



IV 建物・設備・車について（使用電力量削減、設備等の入替え導入）

1) 建物のZEB化の意向

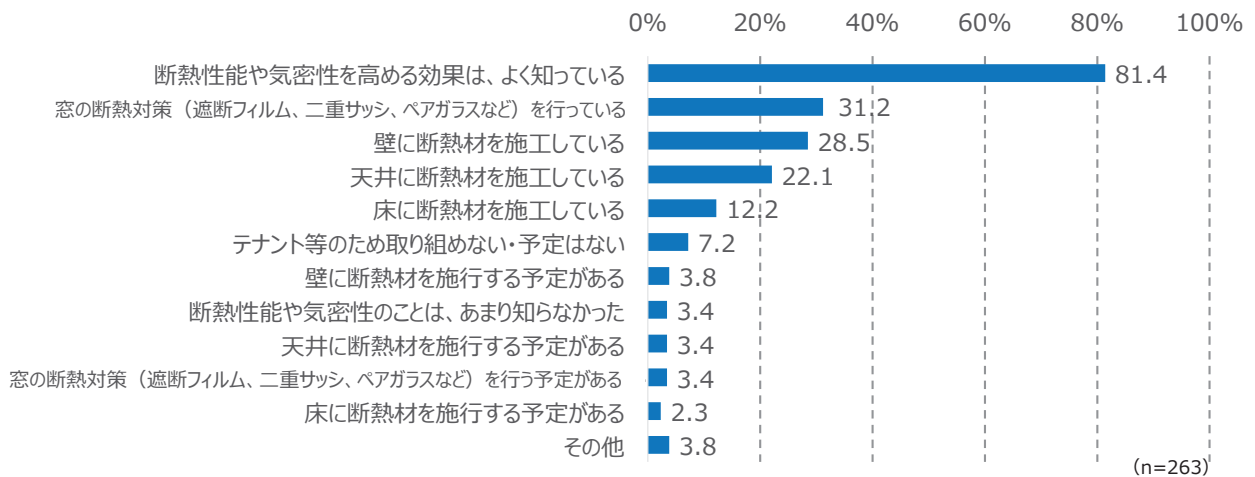
建物のZEB化の意向について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「ZEBを知っている」とする割合が18.7%で最も高く、以下「興味・関心がある」（17.2%）、「投資できない」（16.0%）、「建て替えの時に導入したい」（13.0%）などとなっています。一方、「ZEBを知らない」とする割合は63.0%と6割超となっています。



※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、年間で消費する建物のエネルギー量を大幅に削減し、創エネルギーによりエネルギー収支「ゼロ」を目指した建物。

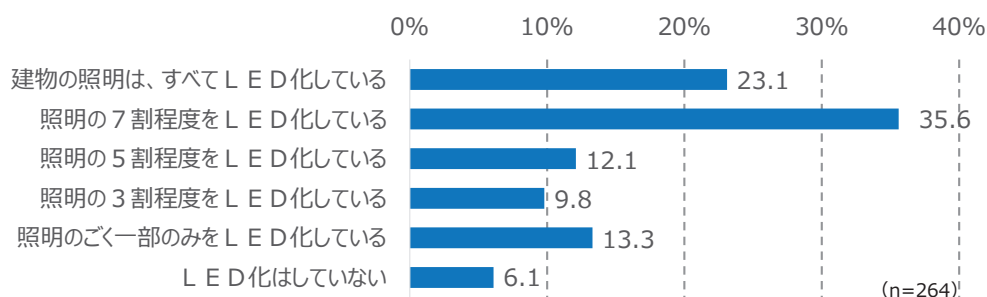
2) 建物の断熱性能や気密性を高める工事等の状況

建物の断熱性能や気密性を高める工事について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「断熱性能や気密性を高める効果は、よく知っている」とする割合が81.4%で最も高く、以下「窓の断熱対策（遮断フィルム、二重サッシ、ペアガラスなど）を行っている」（31.2%）、「壁に断熱材を施工している」（28.5%）、「天井に断熱材を施工している」（22.1%）などとなっています。



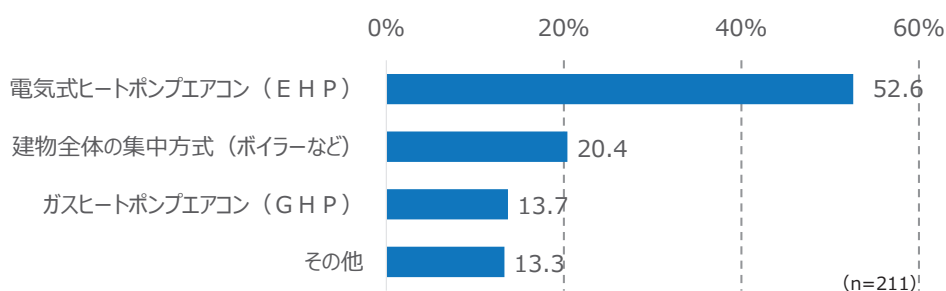
3) 建物照明のLED化への対応状況

建物のLED化への対応状況を尋ねたところ、「建物の照明は、すべてLED化している」とする割合が23.1%、「照明の7割程度をLED化している」が35.6%、「照明の5割程度をLED化している」が12.1%、「照明の3割程度をLED化している」が9.8%、「照明のごく一部のみをLED化している」が13.3%、「LED化はしていない」が6.1%となっています。



4) 主に使用している空調設備の種類

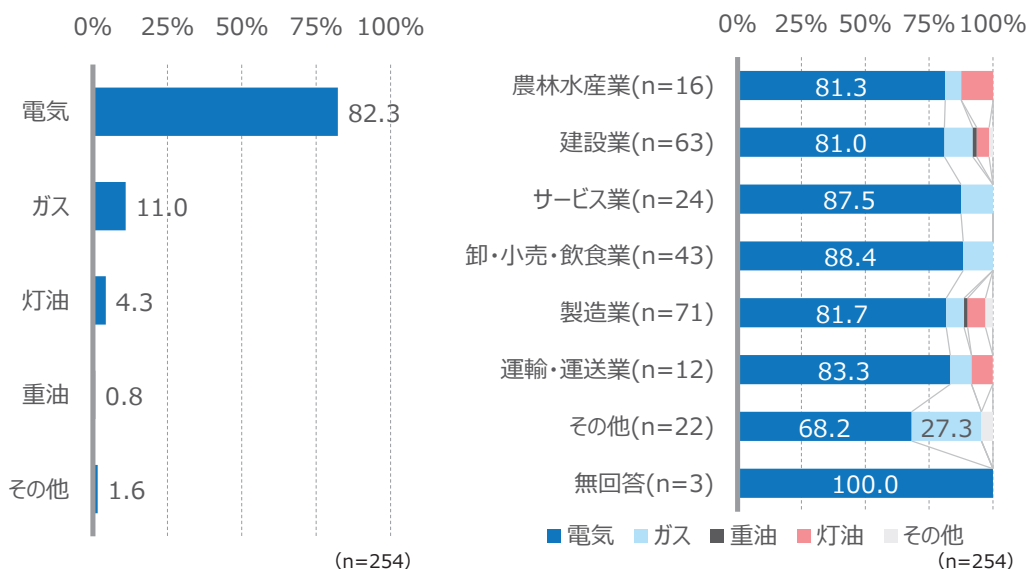
主に使用している空調設備の種類を尋ねたところ、「電気式ヒートポンプエアコン（EHP）」の割合が52.6%で最も高く、以下「建物全体の集中方式（ボイラーなど）」（20.4%）、「ガスヒートポンプエアコン（GHP）」（13.7%）などとなっています。



5) 主に使用している空調設備の燃料

主に使用している空調設備の燃料を尋ねたところ、「電気」の割合が82.3%で最も高く、以下「ガス」（11.0%）、「灯油」（4.3%）などとなっています。

業種別にみると、各業種とも「電気」の割合が最も高く、その他の業種を除いて8割を超えています。

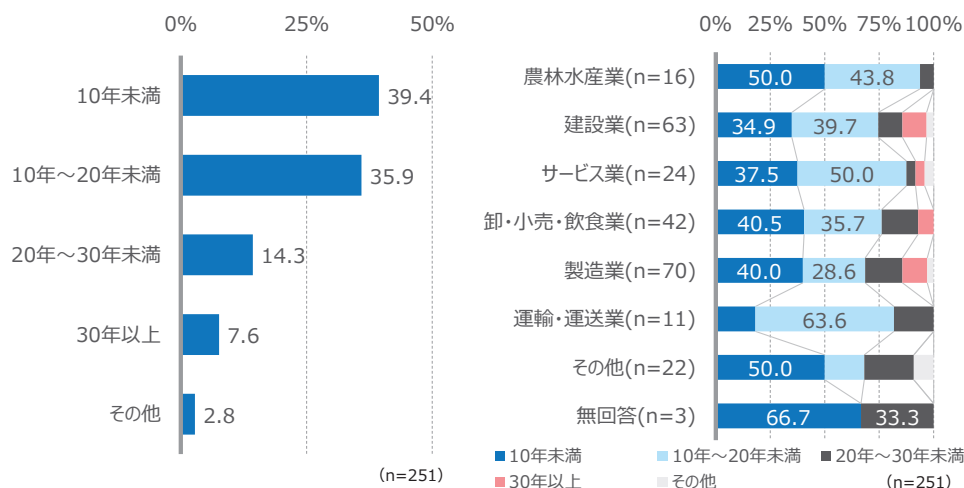


6) 主に使用している空調設備の経過年数

主に使用している空調設備の経過年数を尋ねたところ、「10年未満」の割合が39.4%、「10年～20年未満」が35.9%、「20年～30年未満」が14.3%、「30年以上」が7.6%、「その他」が2.8%となっています。

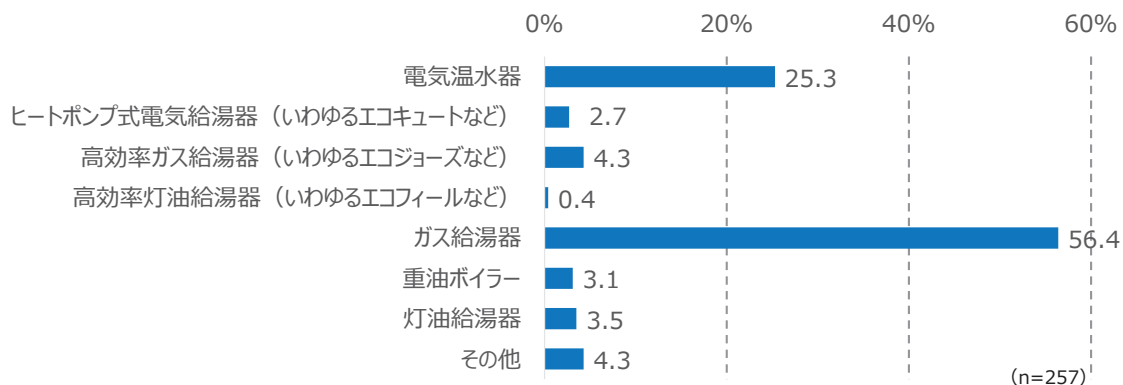
業種別にみると、農林水産業、サービス業で「10年未満」と「10～20年未満」を合わせた割合が他の業種に比べて

高くなっている一方で、建設業、製造業で「30年以上」とする割合が他の業種に比べて高くなっています。



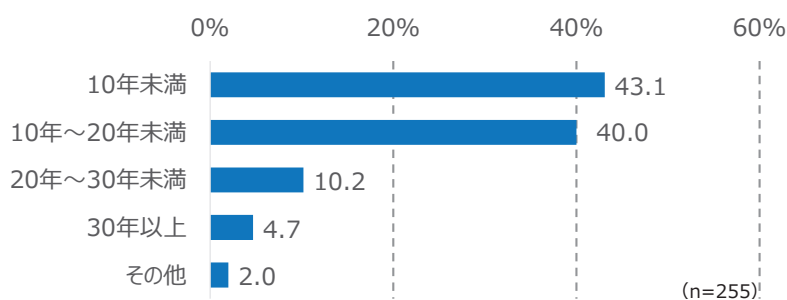
7) 主に使用している給湯設備の種類

主に使用している給湯設備の種類を尋ねたところ、「電気温水器」の割合が25.3%、「ヒートポンプ式電気給湯器（いわゆるエコキュートなど）」が2.7%、「高効率ガス給湯器（いわゆるエコジョーズなど）」が4.3%、「高効率灯油給湯器（いわゆるエコフィールなど）」が0.4%、「ガス給湯器」が56.4%、「重油ボイラー」が3.1%などとなっています。



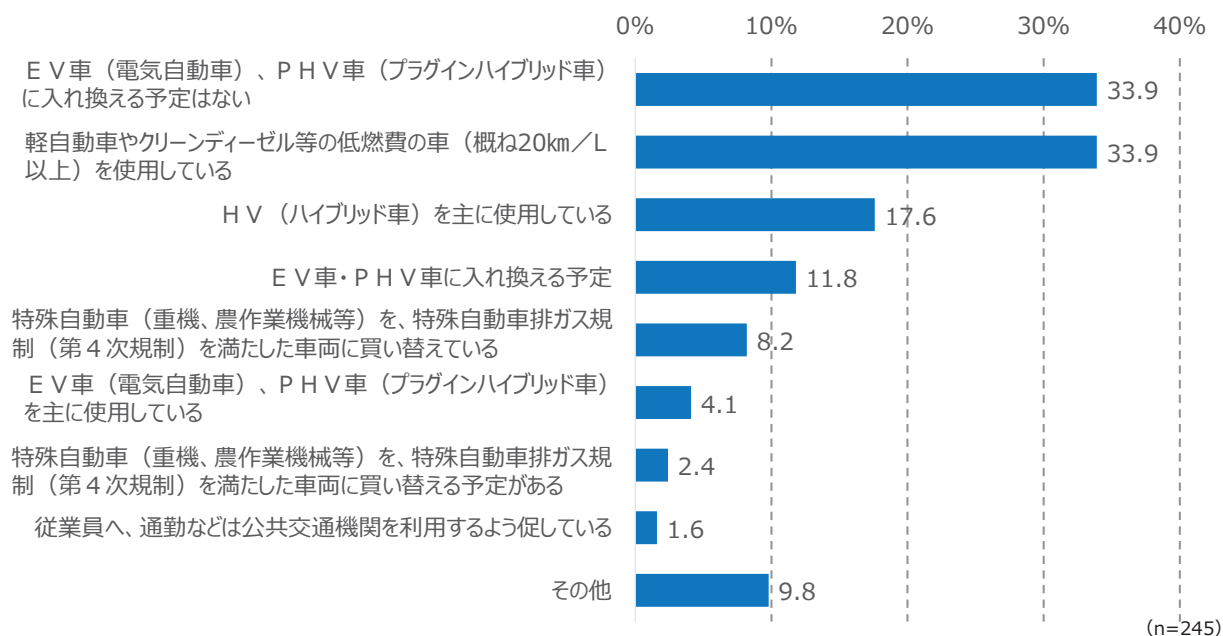
8) 主に使用している給湯設備の経過年数

主に使用している給湯設備の経過年数を尋ねたところ、「10年未満」の割合が43.1%、「10年～20年未満」が40.0%、「20年～30年未満」が10.2%、「30年以上」が4.7%、「その他」が2.0%となっています。



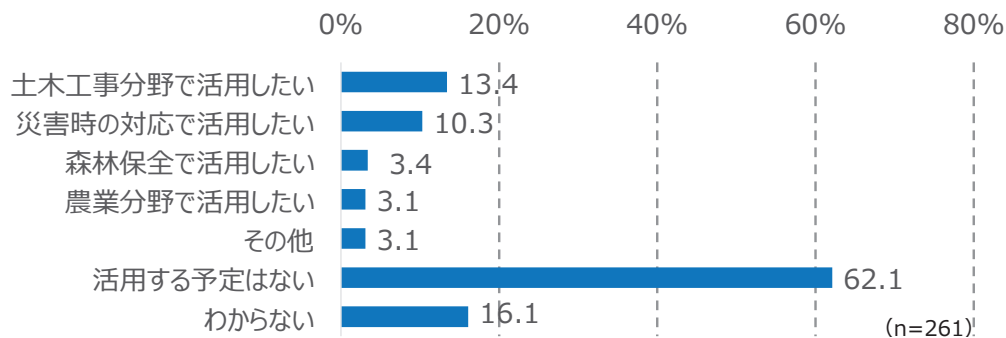
9) 社用車・移動手段に関する状況

社用車・移動手段について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「EV車（電気自動車）・PHV車（プラグインハイブリッド車）に入れ換える予定はない」と「軽自動車やクリーンディーゼル等の低燃費の車（概ね20km/L以上）を使用している」とする割合がともに33.9%で最も高く、以下「HV（ハイブリッド車）を主に使用している」（17.6%）、「EV車・PHV車に入れ換える予定」（11.8%）などとなっています。



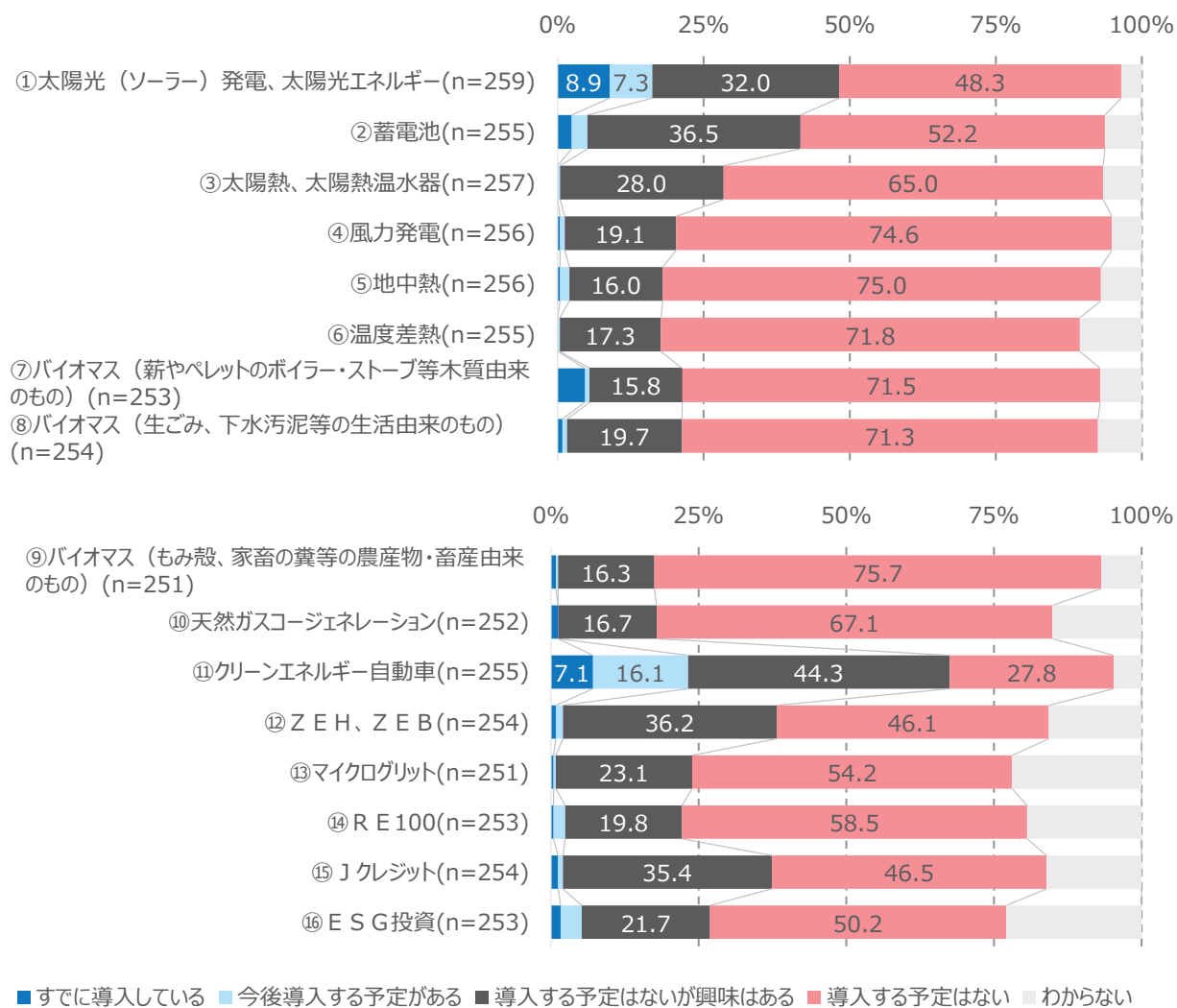
10) 再生可能エネルギーを利用したドローンの活用の意向

再生可能エネルギーを利用したドローンの活用の意向について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「土木工事分野で活用したい」とする割合が13.4%で最も高く、次いで「災害時の対応で活用したい」（10.3%）などとなっています。



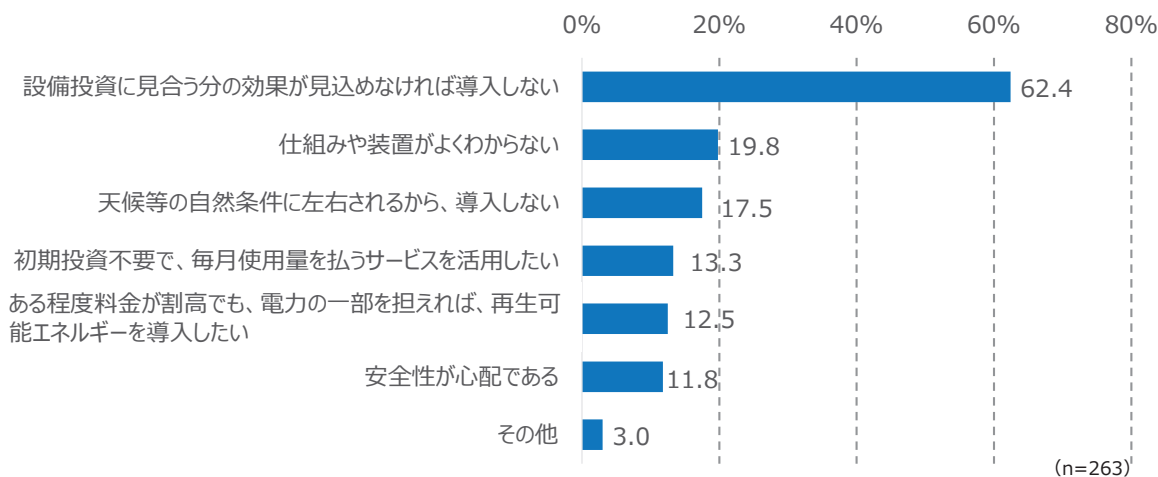
1 1) 省エネルギーや再生可能エネルギーの導入・取組の状況

省エネルギーや再生可能エネルギー（下記の①～⑯）の導入・取組の状況を5段階評価（「すでに導入している」「今後導入する予定がある」「導入する予定はないが興味はある」等）で尋ねたところ、『①太陽光（ソーラー）発電、太陽光エネルギー』『⑯グリーンエネルギー自動車』などで「すでに導入している」と「今後導入する予定がある」を合わせた割合が高くなっています。



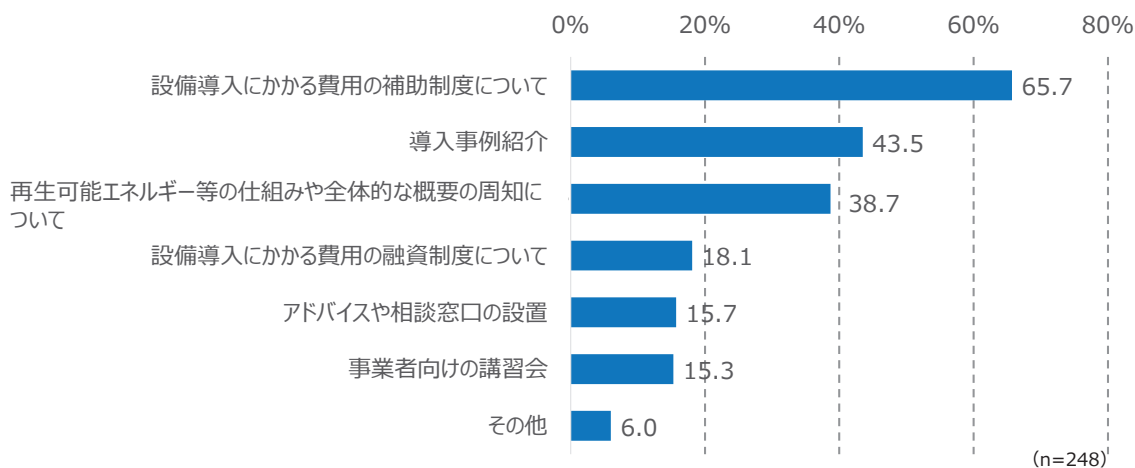
1 2) 再生可能エネルギーの設備導入の意向

再生可能エネルギーの設備導入の意向について当てはまるものを尋ねたところ（複数回答）、「設備投資に見合う分の効果が見込めなければ導入しない」とする割合が62.4%で最も高く、6割超となっています。以下「仕組みや装置がよくわからない」（19.8%）、「天候等の自然条件に左右されるから、導入しない」（17.5%）などとなっています。



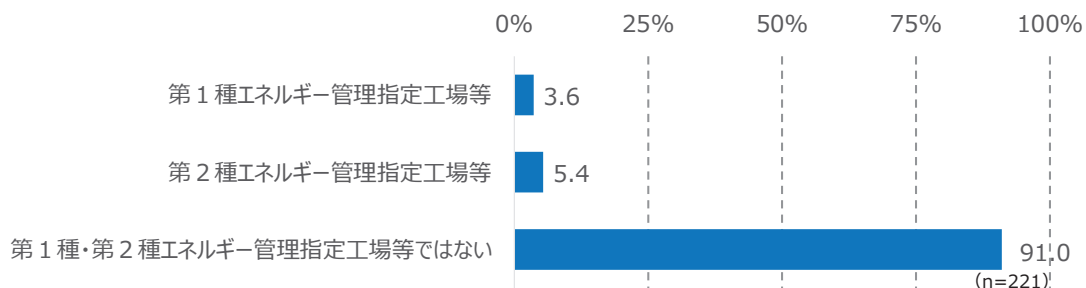
1 3) 省エネルギーや再生可能エネルギーに関して望む情報

省エネルギーや再生可能エネルギーに関する情報として望むものを尋ねたところ（複数回答）、「設備導入にかかる費用の補助制度について」とする割合が65.7%で最も高く、以下「導入事例紹介」（43.5%）、「再生可能エネルギー等の仕組みや全体的な概要の周知について」（38.7%）などとなっています。



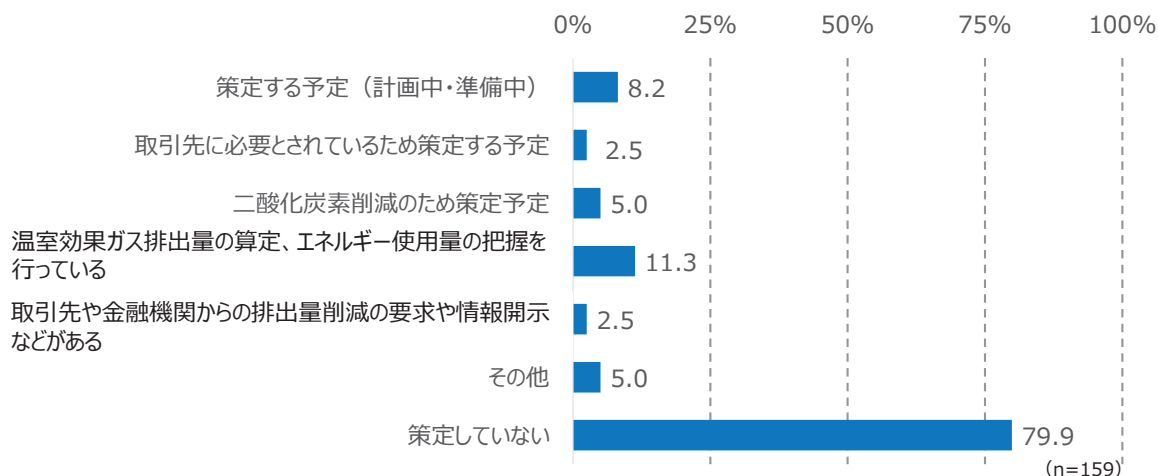
1 4) 第1・2種エネルギー管理指定工場等の種別

第1・2種エネルギー管理指定工場等の種別について尋ねたところ、「第1種エネルギー管理指定工場等」の割合が3.6%、「第2種エネルギー管理指定工場等」が5.4%、「第1種・第2種エネルギー管理指定工場等ではない」が91.0%となっています。



1 5) 2050年までの温室効果ガス排出量ゼロに向けた行動計画の工程表策定状況

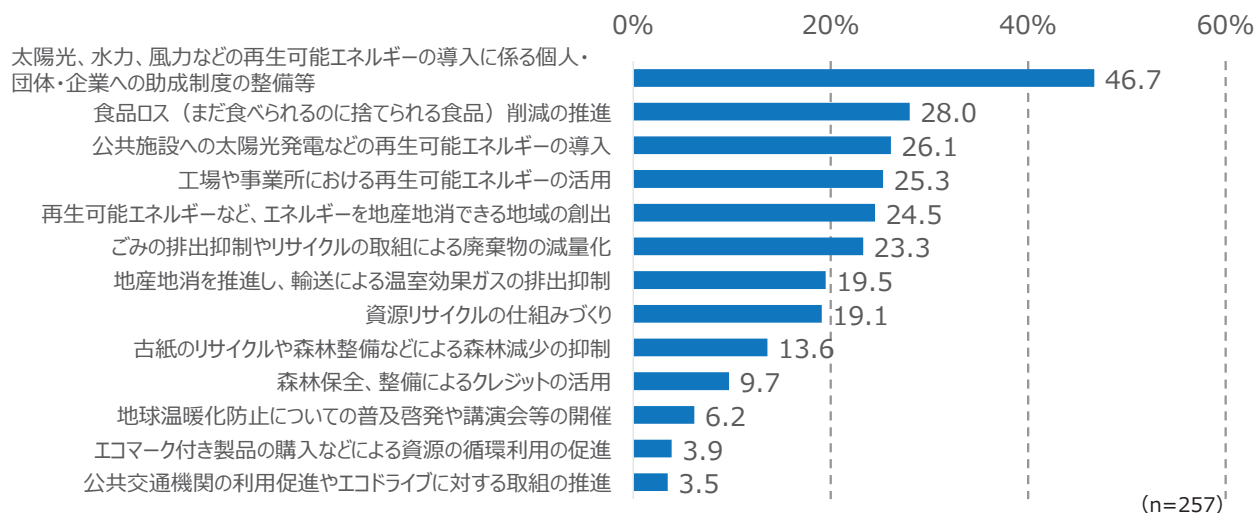
第1・2種エネルギー管理指定工場に求められている2050年までの温室効果ガス排出量ゼロに向けた行動計画の工程表策定状況について尋ねたところ、「策定する予定（計画中・準備中）」とする割合が8.2%、「取引先に必要とされているため策定する予定」が2.5%、「二酸化炭素削減のため策定予定」が5.0%などとなっています。



V 今後5年間で重点的に進めるべき施策について

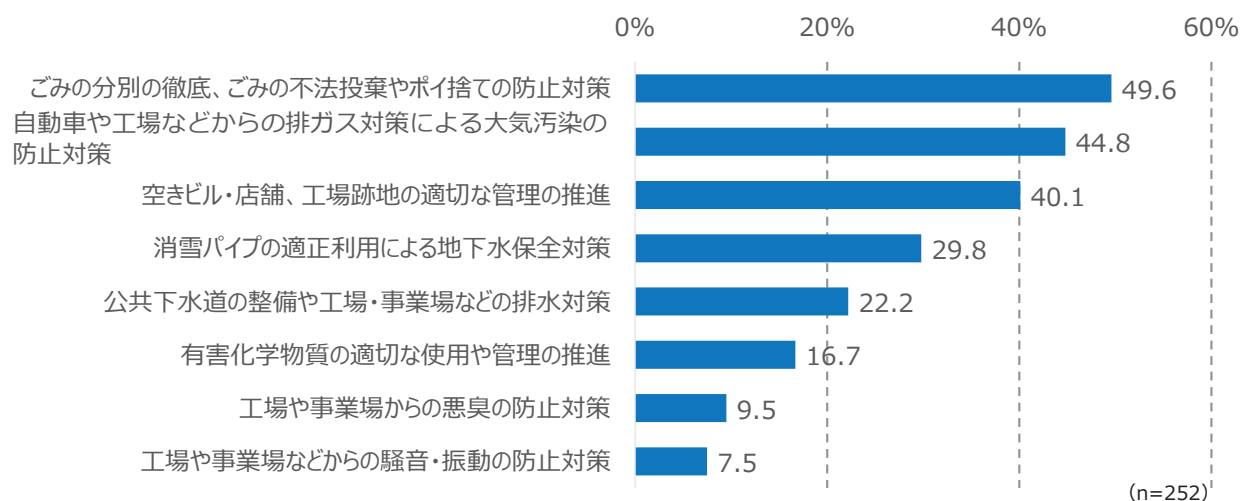
1) 地球環境の保全について

地球環境の保全に関して今後5年間で重点的に進めるべきだと思ふ施策について尋ねたところ（3つまでの複数回答）、「太陽光、水力、風力などの再生可能エネルギーの導入に係る個人・団体・企業への助成制度の整備等」とする割合が46.7%で最も高くなっています。



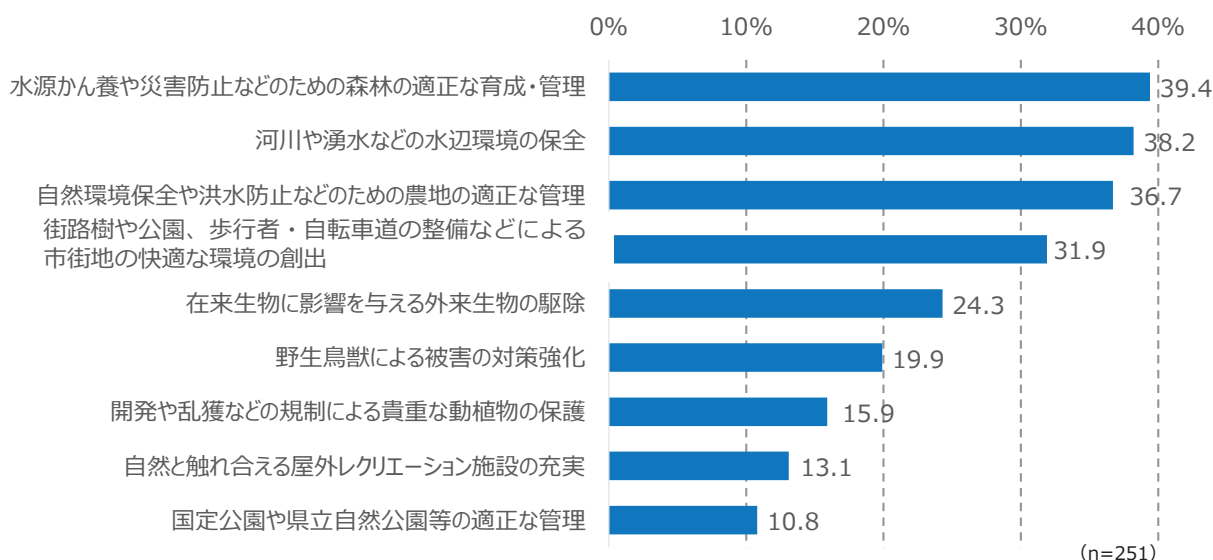
2) 生活環境の保全について

生活環境の保全に関して今後5年間で重点的に進めるべきだと思ふ施策について尋ねたところ（3つまでの複数回答）、「ごみの分別の徹底、ごみの不法投棄やポイ捨ての防止対策」とする割合が49.6%で最も高く、以下「自動車や工場などからの排ガス対策による大気汚染の防止対策」（44.8%）、「空きビル・店舗、工場跡地の適切な管理の推進」（40.1%）、「消雪パイプの適正利用による地下水保全対策」（29.8%）などとなっています。



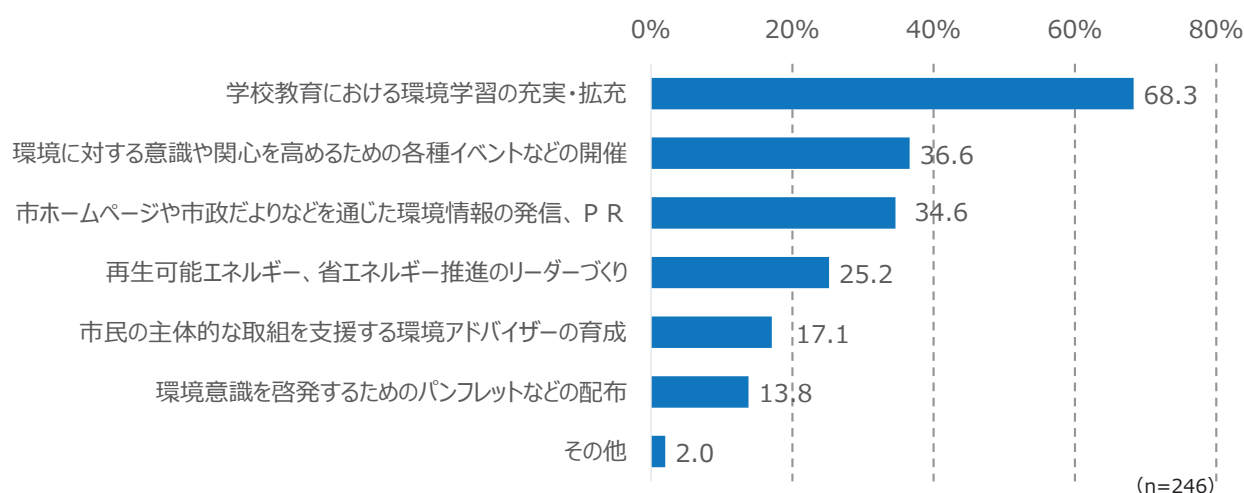
3) 自然や景観などの保全について

自然や景観などの保全に関して今後5年間で重点的に進めるべきだと思う施策について尋ねたところ（3つまでの複数回答）、「水源かん養や災害防止などのための森林の適正な育成・管理」とする割合が39.4%で最も高く、以下「河川や湧水などの水辺環境の保全」（38.2%）、「自然環境保全や洪水防止などのための農地の適正な管理」（36.7%）などとなっています。



4) 環境意識を高める取組について

環境意識を高める取組に関して今後5年間で重点的に進めるべきだと思う施策について尋ねたところ（3つまでの複数回答）、「学校教育における環境学習の充実・拡充」とする割合が68.3%で最も高く、以下「環境に対する意識や関心を高めるための各種イベントなどの開催」（36.6%）、「市ホームページや市政だよりなどを通じた環境情報の発信、PR」（34.6%）などとなっています。



資料7 長岡市環境基本条例（抄）

平成8年12月20日

条例第29号

前文

私たちのまち長岡は、変化に富んだ四季とまちをやわらかく包みこむ東山連峰や西山丘陵、豊富な水をたたえ洋々と流れる信濃川など豊かな自然環境の下で人を育て、特有の文化をはぐくみ、産業を興し、今日の繁栄を築いてきた。

しかし、近年の資源やエネルギーの大量な消費と廃棄物の大量な発生を伴う社会経済活動により、便利で物質的に豊かな生活がもたらされた一方で、地域の環境だけでなく、生命存続の基盤である地球の環境までが損なわれつつある。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で文化的な生活を営む権利を有しているが、同時に、私たちは、環境を現在の世代だけのものではなく、将来の世代とも共有するものとして守り、育て、引き継いでいく責務を有している。そのため、私たちは、自然との良好な関係を保ちながら、環境に配慮した日常生活や事業活動を営み、市、事業者及び市民が一体となって、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現に取り組んでいかなければならない。

このような認識の下に、健全で恵み豊かな環境を保全し、潤いと安らぎのある環境を創造し、これを将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全及び潤いと安らぎのある環境の創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことができるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が構築されるように行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、人と自然及び人と文化との豊かな触れ合いが確保されるように行われなければならない。
- 5 地球環境保全は、市、事業者及び市民が地域における事業活動及び日常生活の地球環境に及ぼす影響を認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念ののっとり、その事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全すること。
- (2) 物の製造、加工、販売その他これらに類する事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正な処理が図られるようにすること。

2 事業者は、基本理念ののっとり、物の製造、加工、販売その他これらに類する事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を行うように努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されるときにおいて、廃棄物の減量等環境への負荷の低減が図られるようにすること。
- (2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念ののっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念ののっとり、その日常生活において、廃棄物の減量、騒音の発生の防止その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念ののっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、基本理念ののっとり、次に掲げる事項が確保されるように、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が守られ、及び生活環境が保全されるように大気、水、土壌その他の環境が良好な状態に保持されること。

- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が適正に保全されること。

- (3) 自然環境の適正な整備により人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

- (4) 身近な自然、良好な景観等の保存及び形成、文化財その他の歴史的遺産の保存及び活用並びに雪の活用により、地域の個性が生かされた潤いと安らぎのある快適な環境が創造されること。

- (5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が図られること。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、市民、事業者及び民間団体(以下「市民等」という。)の参画及び協働を基本として行わなければならない。

3 市は、環境の保全及び創造に関する施策以外のすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減が図られるように配慮して行わなければならない。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長岡市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的な施策
- (3) 環境の保全及び創造に関する配慮のための指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第21条に定める長岡市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、年次報告書を公表したときは、市民等の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、その意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映するように努めなければならない。

第3節 基本施策

(開発事業に係る環境への事前配慮)

第10条 市は、住宅団地の造成、大規模商業施設の建設その他の開発事業を行おうとする者が、その開発事業の実施に当たりあらかじめその開発事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮するように、必要な措置を講ずるものとする。

(公害等を防止するための規制措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための適切な措置を講ずるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要があるときは、これらの事業者又は市民に対し経済的な助成を行い、又は経済的な負担を求めることができる。

(施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び緑化事業その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然散策路の整備、キャンプ場の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地及び水辺空間の整備、歴史的遺産の保存及び活用その他の潤いと安らぎのある快適な環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的利用に供する施設を整備するように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、施設の建設、維持管理等に当たっては、資源の循環的利用、エネ

ルギーの有効利用及び廃棄物の減量が図られるように努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するように努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、事業者及び市民の環境の保全及び創造に関する理解が深まるようにするとともに、これらの者の自発的な活動を行う意欲が高まるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第18条 市は、第16条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進を図るため、環境の状況に関する情報並びに環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第20条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体その他関係団体と協力し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

第3章 環境審議会等

(環境審議会)

第21条 市長は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、長岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を担当する。
 - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項を審議し、市長に意見を述べること。
 - (2) 年次報告書に関する事項を審議し、市長に意見を述べること。
 - (3) 前 2 号に掲げる事項のほか、環境の保全及び創造に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べること。
 - (4) 長岡市地下水保全条例(昭和 61 年長岡市条例第 21 号)第 13 条第 5 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、同条例の規定による指導又は勧告に従わない者の事実の公表について審議し、意見を具申すること。
 - (5) 長岡市稀少生物の保護等に関する条例(平成 17 年長岡市条例第 101 号)第 3 条第 3 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、同条例の規定による保護地域の指定について審議し、意見を具申すること。
- 3 審議会は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市の推進体制の整備)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 21 条の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 26 日条例第 10 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 7 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日条例第 101 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

資料8 長岡市環境審議会規則

平成9年3月31日

規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、長岡市環境基本条例(平成8年長岡市条例第29号)第21条第6項の規定に基づき、長岡市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月23日規則第4号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。



第4次長岡市環境基本計画
(中間見直し)

長岡市

概要版をご覧に
なりたい方は
こちらから



編集・発行 長岡市環境部環境政策課
〒940-0015 長岡市寿3丁目6番1号
TEL: 0258-24-0528 FAX: 0258-24-6553
メールアドレス: kankyo@city.nagaoka.lg.jp

令和5年3月